

屋外広告物関係事務の手引 【質疑応答編】

平成27年4月1日現在

～目次～

条例第1条関係…1頁

- 〔問1〕屋外広告物とは何か。
- 〔問2〕なぜ、私有の店舗や敷地に設置する広告物まで規制するのか。
- 〔問3〕今後、屋外広告物行政をどの様に推進していくか。
- 〔問4〕「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどういうことか。
- 〔問5〕1日数時間継続して表示・掲出される広告物はどう取り扱うのか。
- 〔問6〕「屋外で」表示されるとはどういうことか。
- 〔問7〕屋内のガラス面の内側に表示面を屋外に向けて表示した広告物は屋外広告物といえるか。
- 〔問8〕「公衆に」とはどういうことか。
- 〔問9〕鉄道用地の外側に直近した鉄道会社所有の土地から、ホーム方向に正対して広告物を立てたいが、裏面に表示しないものとして、この広告物は屋外広告物か。
- 〔問10〕「その他の工作物等」とはどういうものか。
- 〔問11〕「公衆に対する危害」とはなにか。
- 〔問12〕音響広告は、この条例の対象となるか。
- 〔問13〕レーザー光線を使用した宣伝は屋外広告物か。
- 〔問14〕建築物に添架して設置される電光ニュース板は、宣伝を全く行わないとしても屋外広告物として扱うのか。
- 〔問15〕建物の屋上に像を模したモニュメントを設置する場合、この像は屋外広告物に該当するか。建物の使用目的はホテルで、像に文字等は一切入らない。
- 〔問16〕自己の営業所の建物の壁面に白雪姫の絵を描きたいが屋外広告物に該当するか。
- 〔問17〕建物の壁面を美しく見せるため、あるいは芸術家が自宅の壁面に芸術活動として絵画を描く場合等は、屋外広告物として規制されるか。
- 〔問18〕近年の広告形態の多様化に伴い、広告物とも建物の一部とも考えられるものが多数作られている。例えば下図のように店舗の上に大きな三角形の塔状のものが立っており、この塔状部分は店舗外壁と同一材料仕上げだが、厚さは1mでデザイン以外の機能はない。この場合、条例上規制の対象になるのは次のどちらか。
- A 三角形の塔状部分全体
- B 塔状の「バーゲン中」「〇スポーツ」の部分のみ
- 〔問19〕なぜ、許可権者に許可手数料を払わなければならないのか。

条例第2条関係…5頁

- 〔問1〕禁止地域、物件は、どういう基準で作成したか。
- 〔問2〕第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を禁止地域とした理由は何か。

〔問3〕国立国定公園の普通地域において広告物は届出すればよいことになっているのに、屋外広告物条例で禁止地域となっていることは矛盾しないか。

〔問4〕 葬祭場とはなにか。

〔問5〕 今後、禁止地域を変更することはあるのか。

〔問6〕 禁止地域と許可地域とに跨った敷地、建物に表示等された広告物はどのように扱うのか。

〔問7〕 高速道路から展望できる両側500メートルの区域を禁止地域に指定しているのはなぜか。

〔問8〕 「高速道路から展望できる」とはどういうことか。

〔問9〕 「高速道路から展望できる両側500メートル」を計測する際の基準はどこか。

条例第3条関係…12頁

〔問1〕 郵便ポスト、電話ボックス、銅像、神仏像、記念碑は私有物件であるが禁止物件とした理由は何か。

〔問2〕 風力発電用の大型風車は禁止物件に該当するか。

条例第4条関係…13頁

〔問1〕 なぜ、許可が必要か。

〔問2〕 屋外広告物許可申請書の「工事施工者（住所）（氏名）」欄が、空白のままとして、「未定」と記載したりして申請しても良いか。

〔問3〕 屋外広告物の設置許可を受けた者の留意事項をどのように周知するのか。

〔問4〕 市町村に屋外広告物設置の許可権限等を移譲したのはいつか。

条例第4条の2関係

—

条例第4条の3関係

—

条例第4条の4関係

—

条例第5条関係…22頁

〔問1〕 なぜ、適用除外があるか。禁止地域等と矛盾しないか。

〔問2〕 国又は地方公共団体が表示、設置する広告物はすべて適用除外か。

〔問3〕 適用除外とされた広告物は、規則別表第3の基準（許可基準）をも満たす必要が

あるか。

〔問4〕 公選法の規定による選挙運動では、どこにでも広告物を表示してよいか。

〔問5〕 一時的、仮設的な広告物とはどのようなものを考えているか。

〔問6〕 ガソリンスタンドで「セルフ」という表示がなされているが、法令に基づくものか。

〔問7〕 自己名義、友人名義、親戚名義の敷地に意見広告（行政批判）を記載したけんすい幕を設置したい。このけんすい幕は、自家用広告物かそれとも非自家用広告物か。

〔問8〕 具体的にどういう観点から自家用、非自家用を判断するのか。

〔問9〕 自家用広告物の例はどのようなものがあるか。

〔問10〕 許可地域において、自家用広告物が10㎡を越えた場合、10㎡を超えた部分についてのみ申請すればよいか。

〔問11〕 管理用広告物とは具体的にどういうものか。

〔問12〕 許可地域内の同一土地内に、内容的には管理用広告物に該当する9㎡と2㎡の屋外広告物を計画した場合、合計で10㎡を超えてしまう。この場合、どちらか一方は管理用広告物とし、もう一方は管理用広告物ではないものとして扱うのか。

〔問13〕 「ようこそ〇〇地区へ」など地区を紹介する内容を記載した自治会又は住民団体等所有（会長名義、構成員名義、構成員の共有等その所有形態は問わない）の広告物を設置したい。このような広告物は、自家用広告物かそれとも非自家用広告物か。

〔問14〕 指定管理者が管理している公の施設について表示している（しようとする）屋外広告物は、地方自治体が表示した（する）広告物として扱うのか。

条例第6条関係…32頁

〔問1〕 経過措置の具体的内容は。

〔問2〕 「簡易広告物等」の範囲はどういうものか。

条例第7条関係…33頁

〔問1〕 広告物等の許可にあたって「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付す…」とあるが、どういうことか。

〔問2〕 なぜ、許可期間があるのか。

〔問3〕 許可の期間はどのくらいか。

〔問4〕 変更許可を行う場合、許可期間は当初許可の残期間とするのか。

条例第8条関係…35頁

〔問1〕規則第3条の5を定めた趣旨は。

〔問2〕変更許可を受ける必要があるのはどういう場合か。また、軽微な変更と判断されるのはどういう場合か。

条例第9条関係…37頁

○全般

〔問1〕広告物の許可は、その内容は問わないか。

〔問2〕申請にあたって広告物にどのような文字を記入するかを申請者が記載する必要があるか。

〔問3〕表示面積の算定はどのように行うのか。

〔問4〕一つの敷地、建物を複数の店舗が利用している場合、自家用広告物をどのように取り扱うのか。

〔問5〕屋外に、はり紙を頻繁に貼りかえることを前提とした掲示板を設置したいが、掲示板とはり紙の両方とも屋外広告物の設置許可を受ける必要があるか。

○「はり紙」関係

—

○「はり札」関係

〔問1〕「壁面に直接表示する広告物」と「はり札」との違いはなにか。

○「立看板」関係

〔問1〕下図のような立看板について、どの部分を足とするのか。

〔問2〕下図のような場合、車輪を足として扱うのか。また矢印部分も面積に含むか。

○「野立広告物」関係

・特定案内用広告物関係

〔問1〕記載の許されている「名称」には、企業のロゴは含まれるのか。

〔問2〕「集合広告物にあつては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」とは、片面の規制か、両面の規制か。

〔問3〕記載の許されている「距離」の書き方はどのようなものか。

・特認案内用広告物関係

〔問1〕「県内主要観光地」は具体的にはどこか。

〔問2〕特認案内用広告物の面積の考え方は？

〔問3〕特認案内用広告物の個数の考え方は？

〔問4〕「けばけばしい色彩でない」とはどのような色彩か。

〔問5〕「周辺の景観と調和しているもの」とはどのような意味か。

・その他の野立広告物関係

〔問1〕下図のような形態の広告物は壁面直接表示広告物か野立広告物か（自動車販

売店、中古車販売店でよく見られる)。

〔問2〕非自家用野立広告物の相互間距離100mの計測の考え方は。

〔問3〕無許可の非自家用野立広告物が100m以内にあるために相互間距離の基準に抵触している許可申請がなされた場合の対応はどのようにするのか。

〔問4〕国道等からの距離100m以上の規制が適用されない「概ね10以上の家屋が連たんする地域」の区域設定はどのような考え方で行うのか。

〔問5〕非自家用野立広告物の表示位置については、「国道及び鉄道(以下「国道等」という。)からの距離100メートル以上。ただし、地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合にあつては、国道等から可能な限り離すことをもって足りる。」という基準がある。

(1) 国道等から100メートル以上離すこととした理由は何か。

(2) 「地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合」とはどのような場合が該当するのか。

〔問6〕非自家用野立広告物と自家用野立広告物が一体となった広告物について基準の適用はどのように行うのか。

〔問7〕例えば道路を挟んでいるために複数の敷地を持っている店舗形態で、両方の敷地に自家用野立広告物を出す場合は、相互間距離をどのように考えるか。

〔問8〕野立広告物に幕を取り付けた場合、基準をどう適用すべきか。野立広告物とけんすい幕それぞれの基準を適用すればよいか。

〔問9〕既に自家用野立広告物が設置されている敷地に、非自家用野立広告物を設置する場合、相互間距離についてどう考えるのか。

〔問10〕下図のような広告物が、広告塔か広告板かを判断するにあたって、厚さはどの部分を計測するのか。

〔問11〕1基の自家用野立広告物(広告塔)に敷地を共同利用する2店舗がそれぞれ自家用広告物を表示する場合、それぞれに30㎡以内(合計60㎡以内)を表示できるか、それとも2店舗合計で30㎡以内とするのか。

〔問12〕2店舗が1基の自家用野立広告物を共同で設置し、さらに同一敷地内で100m離れていない箇所にもう一方の店舗が単独で1基の自家用野立広告物を設置する場合の面積算定はどのようにするのか。

〔問13〕広告塔の基準で、厚さが主な表示面の幅の6分の1以上という要件があるが、複数の板面からなる野立広告物の場合、どのように広告塔であるかどうか判断するのか。

〔問14〕自家用野立広告物の相互間距離と面積の考え方について、下図のような場合、どのように取り扱うのか。

〔問15〕複数の非自家用野立広告物が近接していて許可できるのはどのような場合か。

〔問16〕塀の上に乗っている広告板は何広告物に該当するのか。

○「建築物の屋根又は屋上に表示する広告物又は設置する掲出物件」(屋上広告物) 関係

〔問1〕屋上広告物については、広告物の高さが設置される建築物の高さの2/3以内とされている。図1の場合における「建築物の高さ」とはどこを指すか。

〔問2〕屋根を突き抜けた形の広告物は屋上広告物か、野立広告物か。

〔問3〕 広告物を表示するために、図1のように部分的あるいは必要以上にパラペット（胸壁）を立ち上げるものは、屋上広告物か、壁面直接表示広告物か。

また、図2のように屋上広告物か壁面直接表示広告物か紛らわしい広告物をどう判断するのか。

○「建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物」関係

〔問1〕 壁面に直接表示する広告物とはどんなものか。

〔問2〕 直接塗装は広告「物」といえるか。

〔問3〕 一つの壁面に自家用と非自家用の壁面直接表示広告物が混在している場合、あわせて20㎡以内とするのか。

〔問4〕 下図のような場合、壁面に直接表示する壁面広告物か、屋上広告物か。

〔問5〕 壁面直接表示広告物で、広告物の下地部分の色彩が他の壁面と異なるものは、その下地部分も含めて面積算定してよいか。

〔問6〕 下図のような曲面上の壁面直接表示広告物の表示面積の算定はどのように行うのか。（各壁面は500㎡未満とする。）

〔問7〕 建築物の壁面からはみ出す壁面直接表示広告物はどのように扱うのか。

○「建築物の壁面に表示する広告物又は設置する掲出物件」（壁面突出広告物）関係

〔問1〕 壁面突出広告物は屋根の高さよりも高く設置することが可能か。

○「アーケードに表示する広告物又は設置する掲出物件」関係

○「アーチに表示する広告物又は設置する掲出物件」関係

〔問1〕 許可にあたっての留意事項は。

○「電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件」関係

〔問1〕 許可にあたっての留意事項は。

〔問2〕 電柱・街灯柱状の物に広告物を表示、設置するのであれば、すべて「電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件」に該当するか。

〔問3〕 電柱、街灯柱等に表示していた広告物を、別の電柱等に移設表示する場合は、新規許可と変更許可のどちらを受ける必要があるか。

○「照明広告物」

〔問1〕 許可にあたっての留意事項は。

○横断幕及びけんすい幕

〔問1〕 許可にあたっての留意事項は。

〔問2〕 けんすい幕は、縦長でなければならないか。

〔問3〕 横断幕と横長のけんすい幕の違いは何か。

〔問4〕 一面につき3個以内という制限は、ガイドレールを設置しても適用されるか。

〔問5〕 暖簾（のれん）はけんすい幕に該当するか。

○旗及びのぼり

〔問1〕 建物の外壁等から突き出した支柱を利用し、旗を吊り下げのような形での広告物があるが、旗及びのぼりに該当するか。

○消火栓標識を利用する広告物

〔問1〕 許可に当たって留意事項はあるか。

○バス停留所標識を利用する広告物

〔問1〕 許可に当たって留意事項はあるか。

○その他

〔問〕 気球広告の許可についてはどの基準をもって判断するのか。

○総量規制について

〔問1〕 総量規制とはどのようなものか。

〔問2〕 下記平面図のような建築物について表示面積をどのように算定するのか。

条例第10条関係

—

条例第11条関係…75頁

〔問1〕 「著しく」とはどういうことか。

条例第11条の2関係…76頁

〔問1〕 管理者には資格が必要か。また、どのようなことが求められているか。

条例第12条関係…77頁

〔問1〕 屋外広告物の許可申請を行い、許可を受けたが、設置前に都合により設置を中止した場合、どのような手続きをすべきか。

条例第13条関係…78頁

〔問1〕 違反広告物に対してはどのような措置をとるか。

条例第13条の2関係

—

条例第13条の3関係

—

[条例第13条の4関係](#)

—

[条例第13条の5関係](#)

—

[条例第13条の6関係](#)

—

[条例第13条の7関係](#)

—

[条例第14条関係](#)

—

[条例第15条関係](#)

—

[条例第16条関係](#)…79頁

[〔問1〕なぜ設置者等がした手続等を、新たな設置者がしたものとみなすのか。](#)

[条例第17条関係](#)

—

[条例第18条関係](#)…89頁

[〔問1〕屋外広告業者とは何か。](#)

[〔問2〕なぜ登録制を導入したのか。](#)

[条例第18条の2関係](#)

—

[条例第18条の3関係](#)

—

[条例第18条の4関係](#)

—

[条例第18条の5関係](#)

—

[条例第18条の6関係](#)

—

[条例第18条の7関係](#)

—

[条例第18条の8関係](#)

—

[条例第19条関係](#)…98頁

[〔問1〕講習会はどのような科目について行うのか。](#)

[条例第20条関係](#)

—

[条例第20条の2関係](#)

—

[条例第20条の3関係](#)

—

[条例第21条関係](#)…102頁

[〔問1〕屋外広告業者にどのような指導を行うのか。](#)

[条例第21条の2関係](#)

—

[条例第21条の3関係](#)

—

[条例第21条の4関係](#)

—

[条例第22条関係](#)

—

[條例第23條關係](#)

—

[條例第24條關係](#)

—

[條例第25條關係](#)

—

[條例第26條關係](#)

—

[條例第27條關係](#)

—

[條例第28條關係](#)

—

[條例第29條關係](#)

—

[條例第30條關係](#)

—

[條例附則關係](#)

—

【条例】（島根県屋外広告物条例 昭和49年島根県条例第21号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（平9条例14・平17条例28・平17条例85・一部改正）

【施行規則】（島根県屋外広告物条例施行規則 昭和49年島根県規則第39号）

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【照会回答】

〔問1〕 屋外広告物とは何か。

〔答〕 屋外広告物法第2条で、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」と定義されている。

〔問2〕 なぜ、私有の店舗や敷地に設置する広告物まで規制するのか。

〔答〕 屋外広告物には2つの面があり、商品や店名の宣伝などの情報源としての面、もう一つは、建築物や自然の風景などとともに景観を形成している面である。

屋外広告は、良質で地域の景観に調和したものの表示・掲出を通じて、地域の良好な景観の形成に寄与するという重要な役割を持っている。このように、単に景観阻害要因として排除すべきものではない一方で、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、広告物本来の役割である情報伝達機能が低下するばかりでなく、周囲の景観との調和が崩れ、まちの景観や自然の風致を損ねることになる。このため、良好な景観形成及び風致を維持する観点から、屋外広告物を適切に規制し、良質な広告物が設置されるよう誘導する必要がある。

また、屋外広告は、適切に設置、管理されなければ、良好な景観・風致を損ねるだけでなく、道路の見通しが悪くなり交通安全上の問題を引き起こしたり、強風や地震による倒壊などにより、貴重な生命や財産を奪ったりする危険性がある。こうした、屋外広告物の危険性について、公衆への危害防止の観点から、十分な規制を行う必要がある。

以上のように、良好な景観の形成及び風致の維持と公衆への危害防止の2つの観点から規制を行っている。

〔問3〕 今後、屋外広告物行政をどの様に推進していくか。

〔答〕 屋外広告物行政は、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、国民の表現の手段を規制するものであるため、その運用にあつ

ては、国民の基本的人権を不当に侵害することのないよう推進していく。

〔問4〕「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどういうことか。

〔答〕 「常時又は一定期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、散布されるビラやチラシの類は屋外広告物には該当しない。これらは、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになる。

また、4～5日程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱う。

〔問5〕1日数時間継続して表示・掲出される広告物はどう取り扱うのか。

〔答〕 一定期間、一日のうち数時間掲出、撤去を繰り返すものであっても、「一定の期間継続して」いるということになり、屋外広告物に該当する。

〔問6〕「屋外で」表示されるとはどういうことか。

〔答〕 「屋外で」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、屋外広告物には該当しない。

〔問7〕屋内のガラス面の内側に表示面を屋外に向けて表示した広告物は屋外広告物といえるか。

〔答〕 原則として屋内にある場合は屋外広告物ではない。ただし、建物の外側から出し入れするものであるなど、建築物の外側に附属して設けられたものであるならば、屋外広告物に該当する。

〔問8〕「公衆に」とはどういうことか。

〔答〕 公衆に表示されるとは、一定の観念、イメージ等を伝達することであり、絵画であっても、デザインであっても、人に対して表示されておれば、「公衆に表示される」ということになる。「公衆に」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断する。例えば、野球場内や駅構内に表示される広告物は、その建物の管理権を有する者の管理下にあり、もはや「公衆」に対して表示されているとはいえず、屋外広告物には該当しない。

〔問9〕鉄道用地の外側に直近した鉄道会社所有の土地から、ホーム方向に正対して広告物を立てたいが、裏面に表示しないものとして、この広告物は屋外広告物か。

〔答〕 鉄道敷地外から鉄道に向けて表示される広告物は、たとえ、裏面に表示しないとしても屋外広告物である。

〔問10〕「その他の工作物等」とはどういうものか。

〔答〕 「その他の工作物等」とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を有したものでない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石、樹木等を意味し、これらを利用したのも屋外広告物に含めるということである。

〔問11〕「公衆に対する危害」とはなにか。

〔答〕 広告物等の表示、又は設置により街角の見通しが悪くなったり、信号機、道路標識等の妨害によって生じたりする危険もこれに含まれる。

〔問12〕音響広告は、この条例の対象となるか。

〔答〕 屋外広告物法に言う広告物は、公衆に表示されるものに限ると解するべきことから、音響広告はこの条例の対象外である。

〔問13〕レーザー光線を使用した宣伝は屋外広告物か。

〔答〕 有体物に投影しない単なる光は定着性がないので屋外広告物ではないが、建物の壁面等に投影され、なんらかの観念やイメージ等を伝達するものは、時間的には夜間に限られる場合を含めて屋外広告物である。

〔問14〕建築物に添架して設置される電光ニュース板は、宣伝を全く行わないとしても屋外広告物として扱うのか。

〔答〕 屋外広告物である。

〔問15〕建物の屋上に像を模したモニュメントを設置する場合、この像は屋外広告物に該当するか。建物の使用目的はホテルで、像に文字等は一切入らない。

〔答〕 一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として、「公衆に表示」されたものであれば、営利・非営利を問わず屋外広告物である。質問の像が屋外広告物にあたるか否かは、その要件に照らし合わせて個別具体的に判断することになるが、設置場所がホテルの屋上であり、その像の設置目的が客観的に見てそのホテルの所在地を目立たせるためのシンボルと考えられるのであれば屋外広告物に当たる可能性が高い。

〔問16〕自己の営業所の建物の壁面に白雪姫の絵を描きたいが屋外広告物に該当するか。

〔答〕 絵画も一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として「公衆に表示」されたものであれば、営利・非営利を問わず屋外広告物であり、建物の壁面については規制の対象としている。

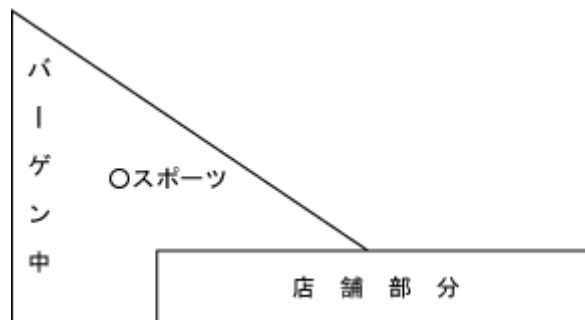
なお、工事現場の仮囲いについては、「空、動物、植物、風景その他周囲の景観を描写した絵又は被写体とした写真」の場合は屋外広告物ではないものとして取り扱っている。

〔問17〕建物の壁面を美しく見せるため、あるいは芸術家が自宅の壁面に芸術活動として絵画を描く場合等は、屋外広告物として規制されるか。

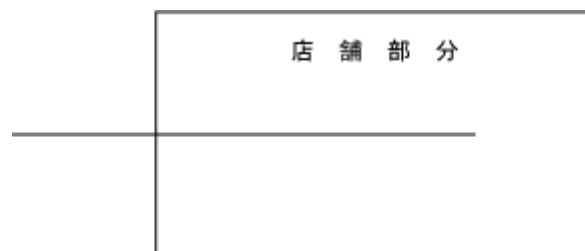
〔答〕 一定の観念、イメージ等の伝達を目的としていれば、屋外広告物である。この場合において、是正指導する場合には、条例の目的（良好な景観の形成、風致の維持）と憲法の「表現の自由」の兼ね合いを考慮して、慎重に対応する。

〔問 18〕 近年の広告形態の多様化に伴い、広告物とも建物の一部とも考えられるものが多数作られている。例えば下図のように店舗の上に大きな三角形の塔状のものが立っており、この塔状部分は店舗外壁と同一材料仕上げだが、厚さは1mでデザイン以外の機能はない。この場合、条例上規制の対象になるのは次のどちらか。

- A 三角形の塔状部分全体
 - B 塔状の「バーゲン中」「○スポーツ」の部分のみ
- （立体図）



（平面図）



〔答〕 広告物を掲出する以外に用途がない物件は「広告物を掲出する物件」であり、Aと判断している。

このように判断が難しい事例については、個別具体的に広告物の範囲（面積）、種類を判断していく。

〔問 19〕 なぜ、許可権者に許可手数料を払わなければならないのか。

〔答〕 許可事務を行うためには、許可事務のための人件費等審査に対する経費が必要である。この費用は、受益者が負担することとなっている。つまり、広告物を表示・掲出する者から、許可に要する費用を徴収するということになる。

【条例】

第2章 広告物等の制限

(禁止地域等)

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域又は伝統的建造物群保存地区(知事が規則で定める区域を除く。)
- (2) 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が定める区域
- (3) 景観法第76条第3項に規定する地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が定める区域
- (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (5) 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が定める地域及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- (6) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号の規定により保安林として指定された森林が所在する地域で知事が定める区域
- (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園の区域及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (8) 島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第4条の規定により指定された県立自然公園の区域
- (9) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
- (10) 島根県自然環境保全条例(昭和48年島根県条例第24号)第16条第1項の規定により指定された島根県自然環境保全地域
- (11) ふるさと島根の景観づくり条例(平成3年島根県条例第34号)第7条第1項の規定により景観形成地域として指定された地域で知事が定める区域
- (12) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道の知事が定める区間
- (13) 道路又は鉄道に接続する地域で知事が定める区域
- (14) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山及びこれらの付近の地域で知事が定める区域
- (15) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が定める区域
- (16) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
(平4条例17・平5条例19・平9条例14・平14条例74・平17条例28・平17条例85・一部改正)

【施行規則】 -

【告示】

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域

昭和49年4月19日
島根県告示第251号

島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。)第2条の規定により知事が定める区域又は地域は、次のとおりとし、昭和49年5月1日から施行する。

島根県屋外広告物条例の規定による知事の指定する道路の用地、地域又は区域(昭和40年島根県告示第194号)は、廃止する。

1 条例第2条第4号及び第5号の規定により知事が定める地域は、次のとおりとする。

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された建造物の
周囲

知事が定める地域	所在地
清水寺の境内	安来市清水町
雲樹寺の境内	安来市清井町
堀江家住宅の敷地の区域	雲南市吉田町
櫻井家住宅の敷地の区域	仁多郡奥出雲町
日御碕神社の境内	出雲市大社町
旧大社駅本屋の敷地の区域	出雲市大社町
熊谷家住宅の敷地の区域	大田市大森町
万福寺の境内	益田市東町
染羽天石勝神社の境内	益田市染羽町
旧道面家住宅の敷地の区域	鹿足郡吉賀町
玉若酢命神社の境内	隠岐郡隠岐の島町
水若酢神社の境内	隠岐郡隠岐の島町
佐々木家住宅の敷地の区域	隠岐郡隠岐の島町
焼火神社の境内	隠岐郡西ノ島町

イ 文化財保護法第27条第2項により指定された建造物の周囲

知事が定める地域	所在地
出雲大社の境内	出雲市大社町

ウ 島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項により指定された建造物の周囲

知事が定める地域	所在地
古門堂茶室及び巖松軒茶室の敷地の区域	安来市清水町
並河家住宅の敷地の区域	安来市安来町
富田八幡宮の境内	安来市広瀬町
金屋子神社の境内	安来市広瀬町
北島国造家の敷地の区域	出雲市大社町
藤間家住宅の敷地の区域	出雲市大社町

須佐神社の境内	出雲市佐田町
鉄塔附経堂の敷地の区域	大田市大田町
物部神社の境内	大田市川合町
城上神社の境内	大田市大森町
恵比寿神社の境内	大田市温泉津町
木谷石塔の敷地の区域	邑智郡川本町
医光寺の境内	益田市染羽町
福王寺の境内	益田市中須町
柿本神社の境内	益田市高津町
鷲原八幡宮の境内	鹿足郡津和野町
旧津和野藩家老多胡家の敷地の区域	鹿足郡津和野町
永明寺の境内	鹿足郡津和野町
三渡八幡宮の境内	鹿足郡津和野町
旧周吉外三郡役所庁舎の敷地の区域	隠岐郡隠岐の島町

2 条例第2条第6号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

出雲大社風致保安林の区域

鱒淵寺風致保安林の区域

一畑寺風致保安林の区域

蟠竜湖風致保安林の区域

3 条例第2条第11号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

宍道湖景観形成地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域以外の地域

4 条例第2条第13号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

一般国道9号の自動車専用道路の区間(安来市吉佐町地内鳥取県境から安来市と松江市との境界線まで、仁摩・石見銀山インターチェンジから石見福光インターチェンジまで、江津インターチェンジから浜田ジャンクションまで、浜田市下府町1820番2地先から同市笠柄町5番地先まで、原井インターチェンジから西村インターチェンジまで、益田市遠田町2604番地先から同市久城町423番1地先まで及び同市高津一丁目イ1274番1地先から同市須子町口467番地先までの間)、中国横断自動車道尾道松江線(雲南市吉田町吉田地内広島県境から雲南市と松江市との境界線までの間)、中国横断自動車道広島浜田線(邑智郡邑南町市木地内広島県境から浜田インターチェンジまでの間)、中国縦貫自動車道(鹿足郡吉賀町田野原地内山口県境から同町蓼野地内山口県境までの間)又は山陰自動車道鳥取益田線(宍道ジャンクションから出雲インターチェンジまでの間)から展望できる両側500メートルの区域(都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域及びおおむね10以上の家屋が連たんする地域を除く。)

5 条例第2条第14号の規定により知事が定める区域は、次のとおりとする。

一般国道314号(出雲坂根駅前から稚児ヶ池トンネルまでの間に限る。)の道路及び道路の両側300メートルの区域

6 条例第2条第15号の規定により、知事が定める区域は、次のとおりとする。

- ア 出雲空港の区域
- イ 隠岐空港の区域
- ウ 石見空港の区域

【照会回答】

〔問1〕 禁止地域、物件は、どういう基準で作成したか。

〔答〕 良好な景観や風致は、住民の共有すべきものであり、またその空間を広告物で占拠したりすることは、良好な景観の形成及び風致の維持の点からも好ましいものではない。従って禁止地域等はこの様な見地からその範囲を定めたものである。

〔問2〕 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を禁止地域とした理由は何か。

〔答〕 第一種低層住居専用地域等は、低層住宅地で、特に生活環境を保護する必要のある区域か、新市街地のうち環境良好な住宅地として開発すべき土地を指定したのであり、このような地域の良好な景観及び風致を維持することこそが屋外広告物法の要請しているところである。しかし禁止地域といえども第5条の適用除外の規定は働くのであり、第5条第1項第4号（管理用広告物）及び第2項第1号（自家用広告物）の広告物等は、適用除外となる。

〔問3〕 国立国定公園の普通地域において広告物は届出すればよいことになっているのに、屋外広告物条例で禁止地域となっていることは矛盾しないか。

〔答〕 自然公園法によれば国立公園、国定公園の普通地域内においては一定の事項を除くほか広告物が自由に掲示できることになっているが、これらの地域については、屋外広告物法による規制を排除するものではなく、これらの地域についても条例により広告物等の禁止又は制限が出来るとし、条例で禁止しても自然公園法と矛盾しないとする行政実例がある。逆に、島根県屋外広告物条例においては第5条に適用除外事項があり、管理用広告物や自家用広告物で一定の基準に適合するものは許可なく表示し設置することが出来るものがあるが、これらの広告物についても自然公園法の適用がある。自然公園法と島根県屋外広告物条例は、その目的及び対象が異なるものであり、矛盾しているわけではない。

〔問4〕 葬祭場とはなにか。

〔答〕 葬儀、法要等が近世以来慣習として常時行われる場所を言うのであって、村祭りその他祭礼等は、この場合含まない意である。

〔問5〕 今後、禁止地域を変更することはあるのか。

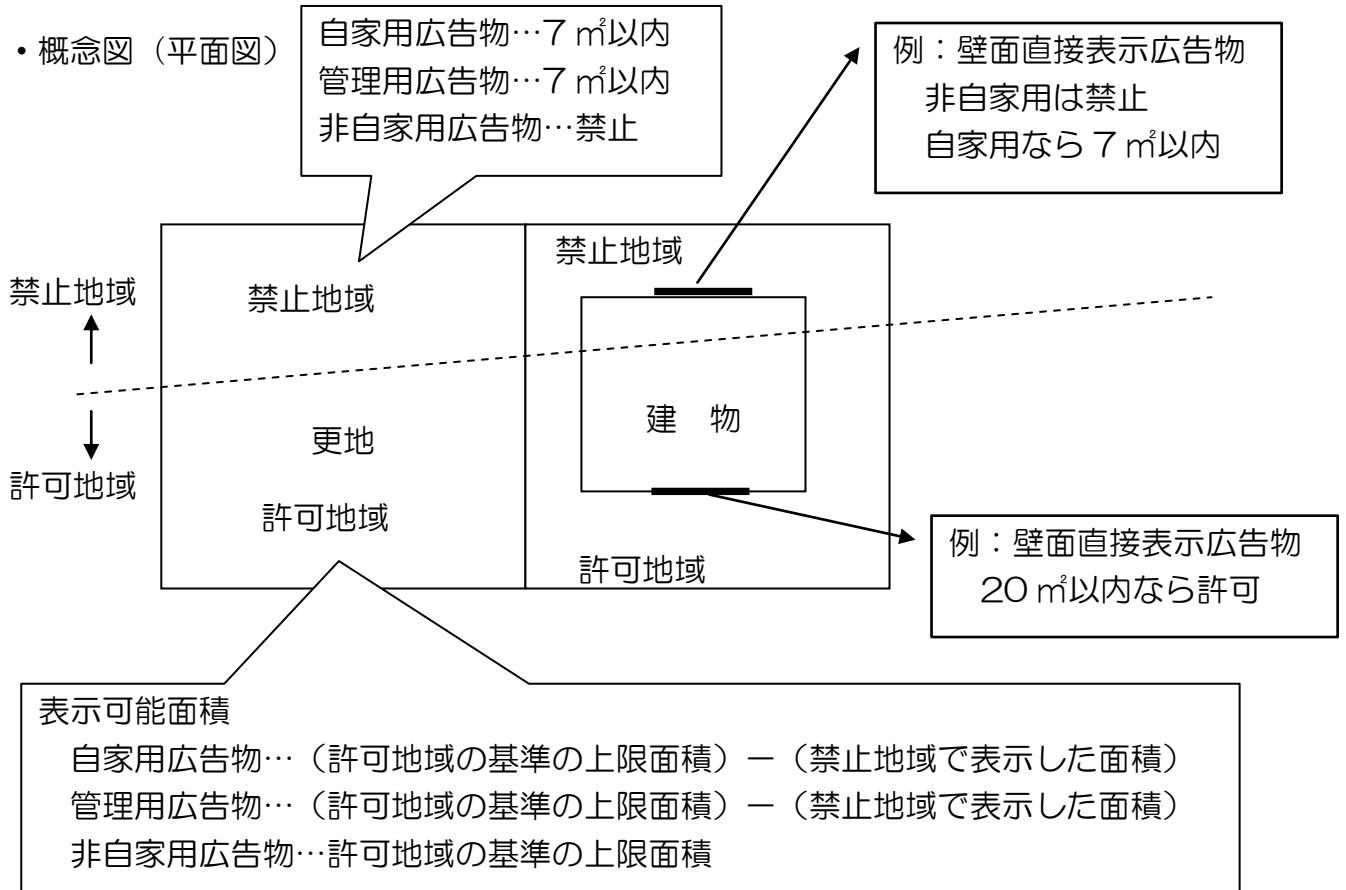
〔答〕 景観法の改正に伴う屋外広告物法の改正により、景観行政団体である市町村に対して屋外広告物条例の制定権の移譲が可能になったので、今後は各市町村で条例の制定を行い、必要に応じて禁止地域を設定するのが望ましいと考えている。

ただし、別の法律等で指定等された地域を禁止地域としている場合で、当該法律等によりその指定地域が変更されたときは、これに伴い島根県屋外広告物条例上の禁止地域も当然変更される。

〔問6〕 禁止地域と許可地域とに跨った敷地、建物に表示等された広告物はどのように扱うのか。

〔答〕 表示位置が禁止地域に一部でも入っている広告は、禁止地域の規制を適用し、完全に許可地域内で留まっている広告は許可地域の規制を適用する。

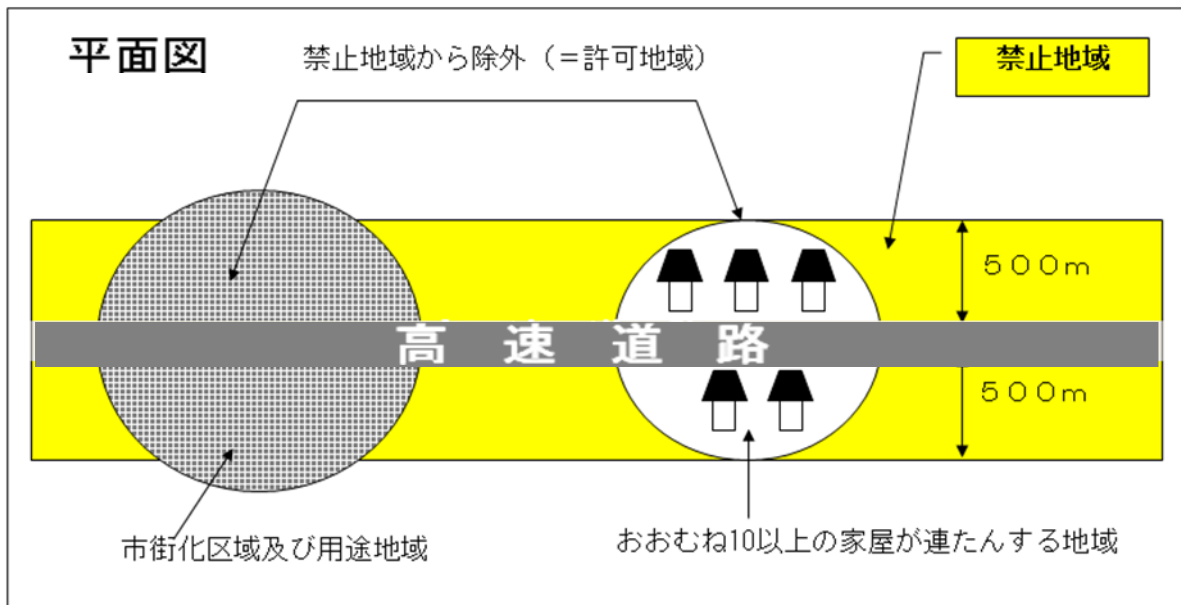
なお、敷地又は建物に係る表示総量は許可地域の基準が上限である。



〔問7〕 高速道路から展望できる両側500メートルの区域を禁止地域に指定しているのはなぜか。

〔答〕 美しい自然に恵まれた本県において、主要な視点場である高速道路から展望できる良好な自然景観（山岳、海浜、湖沼、河川、樹林等）は、保全していく価値を有する景観であることから、平成5年から禁止地域に指定している。

ただし、高速道路から展望できることだけをもって市街地の広告物を禁止するのは、民間の営業活動に過度な規制であるため、市街化区域等については規制を緩和している。

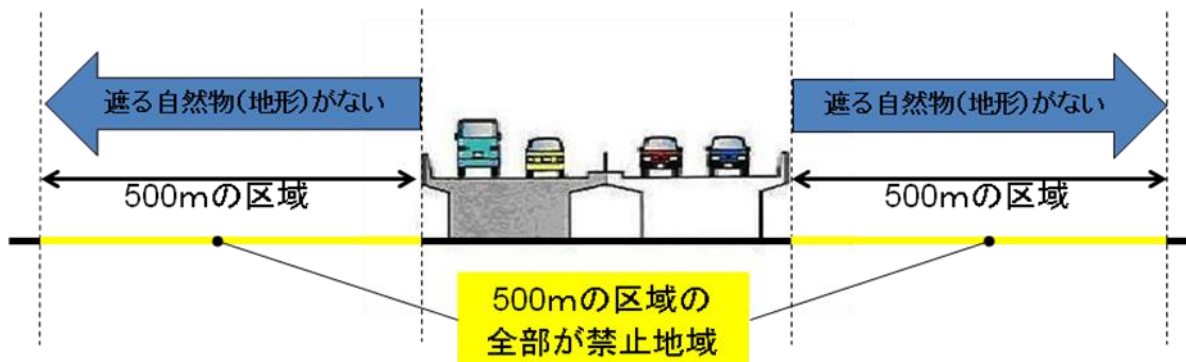


〔問8〕「高速道路から展望できる」とはどのようなことか。

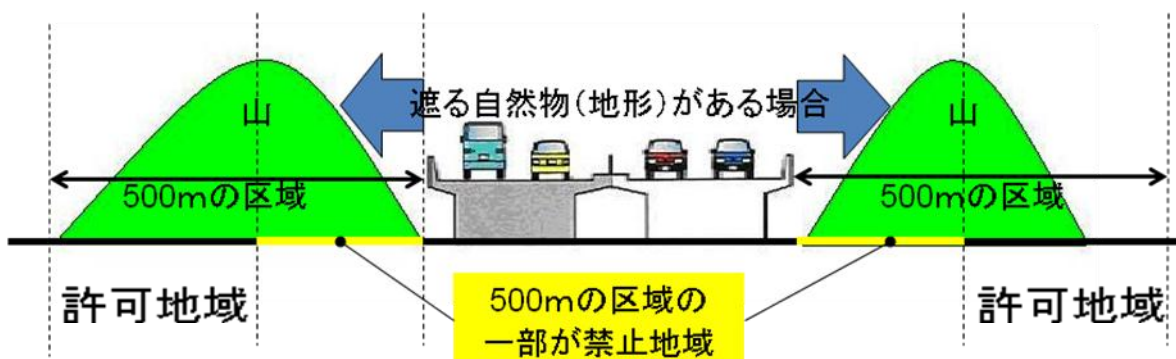
〔答〕 「視線を遮る自然物がない」という意味であり（例 1）、山岳等自然の立地条件により広告物を設置しようとする地域が展望できない場合は、その地域を禁止地域に含まない（例 2）。なお、「視線を遮るもの」として扱うのは、自然物（山岳等）に限り、人工構造物は含まない。

実務上は、広告物を設置しようとする場所から、（設置しようとする場所と高速道路の間に人工構造物がないものとして）高速道路の構造物が見えるかどうかで判断して差し支えない。

例 1（横断図）



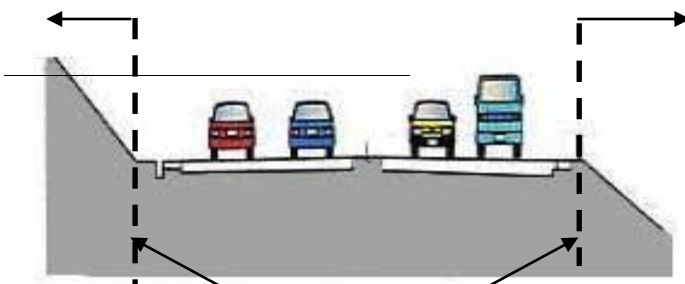
例 2（横断図）



〔問 9〕「高速道路から展望できる両側 500 メートル」を計測する際の基準はどこか。

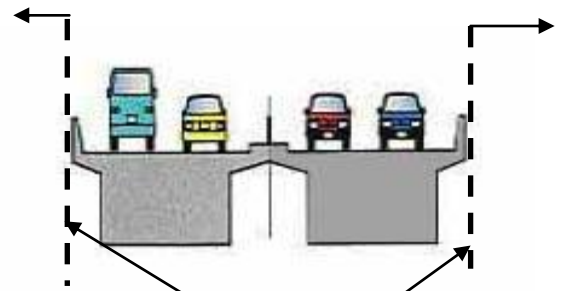
〔答〕 一般的には路端から計測する。また、高速道路の出入り口（インターチェンジやランプ）は、自動車専用道路の終点部までを高速道路とし、終点部から展望できる 500 メートルまでを禁止地域とする。具体的には以下の例のとおり。

例 1 土工部



平坦部の端部（点線部）を基準に外側に向かって 500 メートルを計測。

例 2 橋梁部

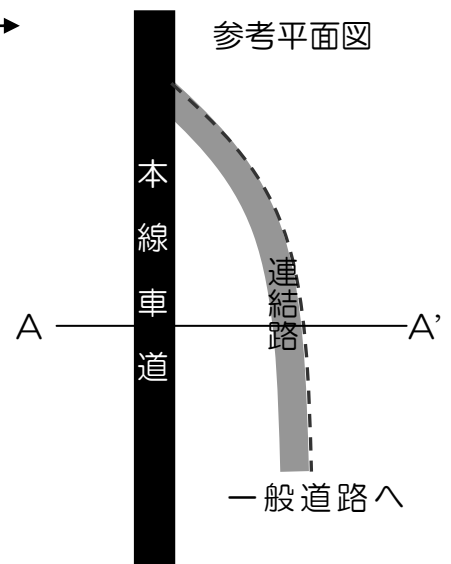


高速道路の構造物の端部（点線部）から外側に向かって 500 メートルを計測。

例 3 インターチェンジ付近で、高速道路と一般道路を接続するための連結路（いわゆるランプなど）部分がある場合



連結路の平坦部の端部（点線部）を基準に外側に向かって 500 メートルを計測。



【条例】

(禁止物件)

第3条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 街路樹
- (3) 信号機及び道路標識
- (4) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (5) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (6) 銅像、神仏像及び記念碑
- (7) 公衆便所
- (8) 公用又は公共用の石垣、擁壁及び防音壁
- (9) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物又は同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

2 電柱、街灯柱その他の柱類で知事が定める地域に設置されるものには、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(昭53条例27・平4条例17・平9条例14・平17条例28・一部改正)

【施行規則】 ー

【照会回答】

〔問1〕 郵便ポスト、電話ボックス、銅像、神仏像、記念碑は私有物件であるが禁止物件とした理由は何か。

〔答〕 郵便ポスト、電話ボックスの場合は、国・地方公共団体が設置するものと同様公共性が高いからであり、銅像、神仏像、記念碑は、私有物件である場合が多いが、日本人の宗教感情等を尊重して禁止物件とした。

〔問2〕 風力発電用の大型風車は禁止物件に該当するか。

〔答〕 該当しない(送電塔ではない)。

【条例】

(許可地域等)

第4条 第2条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(平17条例28・全改)

【施行規則】

(許可の申請)

第2条 条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(様式第1号)正副2部を知事に提出しなければならない。

(昭53規則18・平9規則3・平9規則12・平17規則39・一部改正)

【市町村への権限移譲の根拠条例】

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(抄)(平成11年島根県条例第45号)(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務)

第2条 次の表の左欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

<p>22 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下この号において「法」という。)、島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号。以下この号において「条例」という。)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第7条第3項の規定による措置の執行及びその費用の徴収 (2) 法第7条第4項の規定による除却 (3) 法第8条第1項の規定による保管 (4) 条例第13条の2に定める事項を条例第13条の3第1項に定める方法で法第8条第2項の規定により公示すること。 (5) 条例第13条の6に定める期間の経過後において条例第13条の5に定める手続で法第8条第3項の規定により売却し、及びその売却した代金を保管すること。 (6) 法第8条第4項の規定による廃棄 (7) 法第8条第5項の規定による売却費用への充当 (8) 法第8条第6項の規定による費用の負担の決定 (9) 条例第4条の規定による表示又は設置の許可 (10) 条例第5条第3項の規定による適用除外に係る表示又は設置の許可 (11) 条例第7条第1項の規定による条件の付加 (12) 条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新 (13) 条例第8条第1項の規定による変更又は改造の許可 (14) 条例第8条第2項の規定による条件の付加 (15) 条例第12条第2項の規定による除却の届出の受理 (16) 条例第13条第1項の規定による必要な措置の命令 	<p>各市町村(松江市を除く。)</p>
--	----------------------

<ul style="list-style-type: none"> (17) 条例第 13 条第 2 項の規定による必要な措置の命令 (18) 条例第 13 条第 3 項の規定による代執行及び除却の告示 (19) 条例第 13 条の 3 第 2 項の規定による閲覧 (20) 条例第 13 条の 4 の規定による評価 (21) 条例第 13 条の 7 の規定による返還 (22) 条例第 14 条の規定による許可の取消し (23) 条例第 15 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査 (24) 条例第 17 条の規定による届出の受理 (25) 条例第 21 条の規定による指導、助言及び勧告 	
<p>22 の 2 屋外広告物法(以下この号において「法」という。)及び島根県屋外 広告物条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、 次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第 7 条第 4 項の規定による除却 (2) 法第 8 条第 1 項の規定による保管 (3) 法第 8 条第 2 項の規定による公示 (4) 法第 8 条第 3 項の規定による評価、売却及びその売却した代金の保管 (5) 法第 8 条第 4 項の規定による廃棄 (6) 法第 8 条第 5 項の規定による売却費用への充当 (7) 法第 8 条第 6 項の規定による費用の負担の決定 (8) 条例第 21 条の規定による指導、助言及び勧告 	松江市
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (平成 20 年規則第 64 号で平成 21 年 4 月 1 日から施行)</p>	

【照会回答】

〔問 1〕なぜ、許可が必要か。

〔答〕 許可は、特定の行為を一般的に禁止している場合において、一定の要件を備えている者に対してこの禁止を解除して、適法にその行為ができるようにするものである。

屋外広告物を設置する場合の許可についても同様で、条例によって規制されている地域での屋外広告物の設置は、良好な景観の形成及び風致の維持と公衆への危害防止の目的のため一般的に禁止されていて、一定の要件つまり基準を守っている広告物の設置については、この禁止を解除し、広告物の設置ができるようにしている。よって、適用除外のものを除いて、許可を受けなければ広告物の設置ができない。

〔問 2〕屋外広告物許可申請書の「工事施工者（住所）（氏名）」欄が、空白のままとしたり、「未定」と記載したりして申請しても良いか。

〔答〕 広告主が屋外広告物施工工事を発注する場合、計画段階から屋外広告物法令に

詳しい屋外広告業者が関与していることが望ましいことから、原則として申請者は許可申請書に工事施工者（屋外広告業者）を記載する必要がある。

ただし、許可後の入札等で屋外広告業者の中から工事施工者を決める場合などは、その旨を許可申請書の工事施工者欄に記載して申請してもよい。この場合、許可にあたっては、許可権者である市町村長が条件を附すことになる（条例第7条）。

なお、附した条件に申請者が違反したときは、許可権者である市町村長は許可を取り消すことができる（条例第14条）。

※許可条件記載例：工事施工者を、島根県知事に登録済みの屋外広告業者とすること。

〔問3〕屋外広告物の設置許可を受けた者の留意事項をどのように周知するのか。

〔答〕 許可書の交付とあわせて、周知事項を記載した次頁のようなチラシも交付して、留意事項を伝えることが望ましい。なお、このチラシは標準形を示したものであり、各市町村の実情に応じて適宜項目順等を変更したり、強調したい部分があれば太字にしたりするなどして活用すること。

【チラシ表】

屋外広告物の設置許可を受けた皆様へ～屋外広告物の良好な管理のために～

〇〇市(町村)〇〇部〇〇課〇〇係(電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

設置者と管理者には、屋外広告物を良好な状態に保つよう管理義務がありますので、補修その他必要な管理をお願いします。

また、以下の場合、島根県屋外広告物条例により、再び手続が必要になります。手続を行わなかった場合、許可を取り消されたり、罰則を受けたりすることがありますので、充分ご注意ください。ご不明な点はお問合せください。

1. 広告物を表示又は設置した場合

広告物に許可番号等(様式第2号～第5号)を表示してください。

また、「屋外広告物設置届」(様式第7号)を提出してください。

2. 広告物を変更・改造する場合(注:設置済みの広告物の変更・改造だけでなく、設置前や設置作業中の計画変更も含まれます。)

許可を受けた広告物を変更又は改造しようとするときは、「屋外広告物変更許可申請書」(様式第1号の3)を提出し、必ず事前に許可を受けてください。

特に、設置作業中に何らかの事情で計画が変更になった場合でも、作業を一旦休止し、速やかに変更許可を受けてください。また、当該変更により建築基準法等其他法令に基づく申請が別途必要になる場合がありますので、ご注意ください。

3. 管理者をおいた場合

広告物等を管理する者をおいたときは、「屋外広告物管理者設置届」(様式第8号)を提出してください。(許可申請書に既に管理者を記載している場合は必要ありません。)

4. 設置者・管理者の住所や氏名が変更された場合(看板の売買等による権利引継も含む)

広告物の設置者・管理者に変更があったときは、「屋外広告物設置者等変更届」(様式第9号)を提出してください。

5. 許可期間満了後も引き続き設置を希望する場合

「屋外広告物許可申請書」(様式第1号)と「屋外広告物自己点検報告書」(様式第1号の2)を、許可期間満了の〇か月前までに提出して、更新許可を受けてください。

6. 許可期間が満了した場合(更新しない場合)

設置者に広告物を遅滞無く撤去する義務がありますので、撤去してください。

また、撤去後は「屋外広告物除却届」(様式第6号)を提出してください。

7. 広告物の設置が必要でなくなった場合

例えば廃業等により、許可期間中であっても広告物の設置が必要でなくなったときは、設置者に当該広告物を遅滞無く撤去する義務がありますので、撤去してください。

また、撤去後は「屋外広告物除却届」(様式第6号)を提出してください。

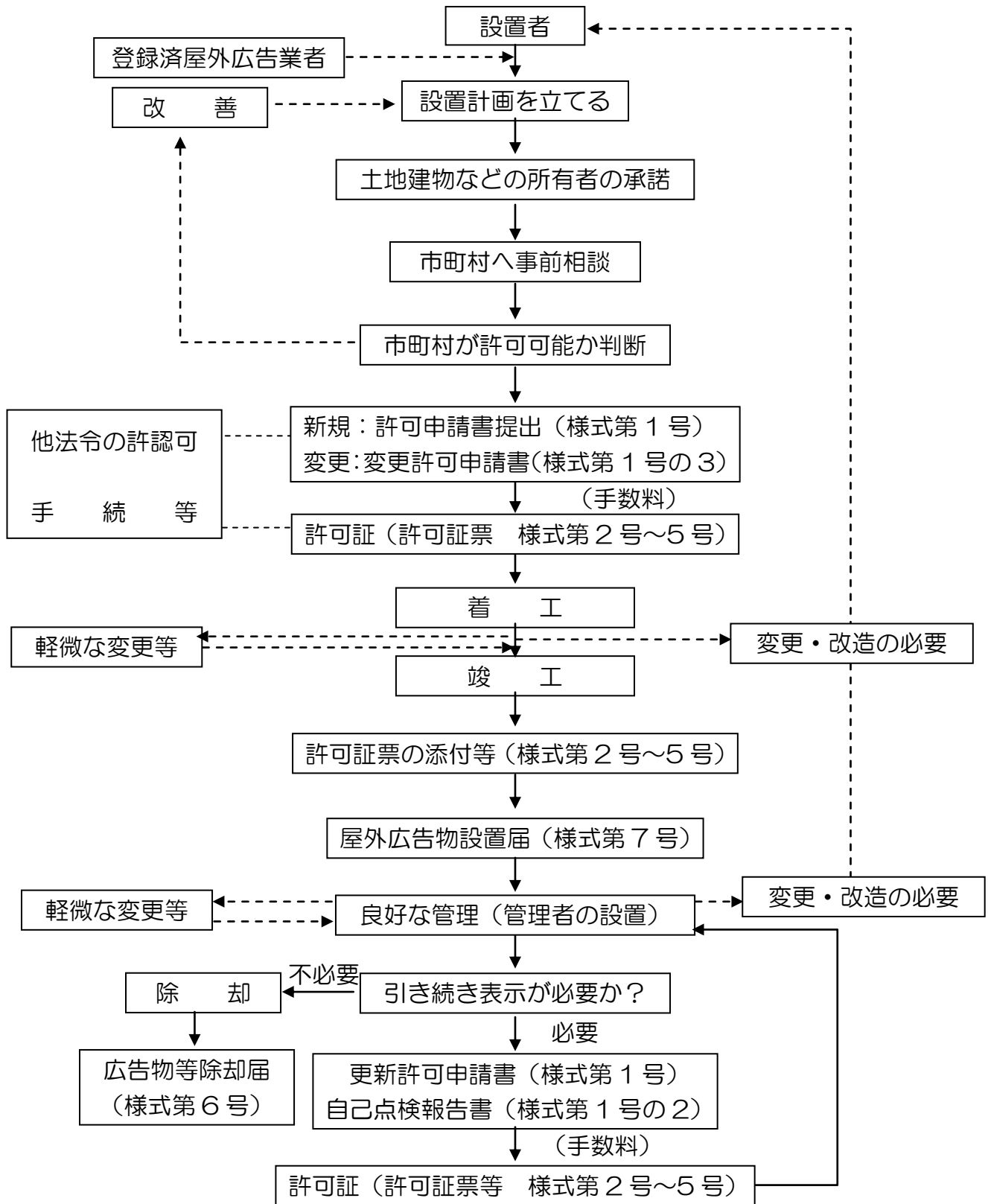
8. 広告物を撤去した場合

「屋外広告物除却届」(様式第6号)を提出してください。

※各様式は島根県土木部都市計画課のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/environment/nature/keikan/okugai/tetsuduki.html>)

【参考】手続の流れ



〔問 4〕 市町村に屋外広告物設置の許可権限等を移譲したのはいつか。

〔答〕 島根県では地方分権の一環として、平成 9 年 4 月 1 日から、地方自治法及び「市町村長に対する事務委任規則」の規定により、全市町村に許可権限等を委任した。

なお、平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権一括法の施行に伴う地方自治法の改正により、権限移譲の根拠が「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に変わっている。

【条例】

(広告物景観形成地区)

第4条の2 知事は、市町村長の申請に基づき、地域の環境と調和した広告物及び掲出物件により良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認める区域を、広告物景観形成地区として指定することができる。

2 前項の規定に基づき広告物景観形成地区の指定を申請する市町村長は、次に掲げる事項を定めた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 第5条第1項第4号、同条第2項第1号又は第9条第3号の規則で定める基準(以下この号、第4項、次条第2項第2号及び同条第4項において「規則で定める基準」という。)に代えて適用すべき基準(規則で定める基準を緩和しないものに限る。)に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、基本方針の施行に関し必要な事項

3 知事は、第1項の規定により広告物景観形成地区を指定しようとするときは、前項の基本方針に基づき当該広告物景観形成地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する前項第2号及び第3号に掲げる事項について定める広告物景観形成基準(以下「形成基準」という。)を定めるものとする。

4 前項の場合において、広告物景観形成地区において表示又は設置される広告物及び掲出物件に適用すべき規則で定める基準は、形成基準の定めるところによる。ただし、当該形成基準に定めのない部分については、この限りでない。

5 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、形成基準が、当該広告物景観形成地区が第1項の規定による指定を受けないものとした場合にその区域において適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限により緩和されることとなったときは、その緩和されることとなった部分についての当該形成基準の定めはないものとみなす。

6 知事は、市町村長の申請に基づき必要と認めるとき又は相当の事由があると認めるときは、広告物景観形成地区の指定を変更し、若しくは取り消し、又は形成基準を変更することができる。

7 知事は、広告物景観形成地区を指定し、若しくは当該指定を変更し、若しくは取り消したとき又は形成基準を定め、若しくは変更したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

(平9条例14・追加、平17条例28・一部改正)

【施行規則】－

【照会回答】－

【条例】

(広告物活用地区)

第4条の3 知事は、市町村長の申請に基づき、第2条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所において、活力ある街並みを維持する上で広告物及び掲出物件が重要な役割を果たしていると認める区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 前項の規定に基づき広告物活用地区の指定を申請する市町村長は、次に掲げる事項を定めた広告物の表示及び掲出物件の設置に関する活用方針(以下「活用方針」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する活用構想

(2) 規則で定める基準に代えて適用すべき基準(規則で定める基準を緩和するものに限る。)に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、活用方針の施行に関し必要な事項

3 知事は、第1項の規定により広告物活用地区を指定しようとするときは、前項の活用方針に基づき当該広告物活用地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する前項第2号及び第3号に掲げる事項について定める広告物活用基準(以下「活用基準」という。)を定めるものとする。

4 前項の場合において、広告物活用地区において表示又は設置される広告物及び掲出物件に適用すべき規則で定める基準は、活用基準の定めるところによる。ただし、当該活用基準に定めのない部分については、この限りでない。

5 この条例又はこの条例に基づく規則の改正その他の事由により、活用基準が、当該広告物活用地区が第1項の規定による指定を受けないものとした場合にその区域において適用されるべきこの条例及びこの条例に基づく規則の広告物の表示又は掲出物件の設置に関する禁止又は制限より緩和されないこととなったときは、その緩和されないこととなった部分についての当該活用基準の定めはないものとみなす。

6 知事は、市町村長の申請に基づき必要と認めるとき又は相当の事由があると認めるときは、広告物活用地区の指定を変更し、若しくは取り消し、又は活用基準を変更することができる。

7 知事は、広告物活用地区を指定し、若しくは当該指定を変更し、若しくは取り消したとき又は活用基準を定め、若しくは変更したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。

(平9条例第14・追加、平17条例28・一部改正)

【施行規則】 -

【照会回答】 -

【条例】

(広告物協定)

第4条の4 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。)の所有者又は地上権若しくは賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域の良好な景観の形成を図るため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告物協定の目的となる土地の区域(以下「広告物協定地区」という。)
- (2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、位置その他表示又は設置の方法に関する事項
- (3) 広告物協定の有効期間
- (4) 広告物協定に違反した場合の措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関し必要な事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けるものとする。

4 知事は、第1項又は前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的な支援等を行うよう努めるものとする。

5 知事は、当該認定をした広告物協定に係る広告物協定地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区における良好な景観の形成を図るために必要な指導又は助言をすることができる。

6 当該認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定の効力が及ばないものは、その認定後いつでも、知事に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

7 知事は、相当の事由があると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

8 広告物協定に係る土地所有者等は、当該認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けるものとする。

(平9条例14・追加、平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(土地所有者等の対象から除外されるものの土地)

第2条の2 条例第4条の4第1項の規則で定める土地は、水路及び鉄道のに供する土地とする。

(平9規則12・追加)

【照会回答】－

【条例】

(適用除外)

第5条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動のために表示する広告物又はこれの掲出物件
- (4) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条及び第4条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所若しくは営業所に表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 人、動物、車両又は船舶に表示する広告物又はこれの掲出物件
- (3) 一時的又は仮設的な広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの
- (4) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

3 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とした広告物若しくは掲出物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。

4 公益上必要な施設又は物件に寄贈者の住所、氏名、名称、店名又は屋号を表示する場合においては、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

(昭60条例35・平9条例14・平9条例14・平17条例28・平20条例25・一部改正)

【施行規則】

[再掲] (許可の申請)

第2条 条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(様式第1号)正副2部を知事に提出しなければならない。

(昭53規則18・平9規則3・平9規則12・平17規則39・一部改正)

(適用除外の基準)

第3条 条例第5条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条に規定する地域等において、又は条例第3条に規定する物件に対して、表示し、又は掲出する場合 その表示面積の合計が7平方メートル以下であること。
- (2) 条例第4条に規定する地域等において表示し、又は掲出する場合 その表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

2 条例第5条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条に規定する地域等において表示し、又は掲出する場合 その表示面積の合計が7平方メートル以下であること。
- (2) 条例第4条に規定する地域等において表示し、又は掲出する場合 その表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

3 条例第5条第2項第3号の規則で定める基準は、冠婚葬祭、祭礼、その他競技会等の催しのため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、表示し、又は設置する期間がその

開催の日の1週間前からその開催期間の末日までの期間以内で、第4条の基準に適合しているものとする。

4 条例第9条第3号の規則で定める基準(条例第5条第3項の許可に係るものに限る。)は、別表第2のとおりとする。

(平9規則12・平14規則14・平17規則39・平20規則3・平20規則18・一部改正)

別表第1 削除

(平20規則18)

別表第2(第3条関係)

(平20規則3・全改)

区分		基準	
共通	表示内容	自己の住所、事業所又は営業所(以下「事業所等」という。)に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであること。	
広告物の種類	野立広告物	大きさ	1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物(1つの広告物又は掲出物件に複数の事業所等に係る名称、距離又は方向を表示するものをいう。以下同じ。)にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内
		高さ	地表から上端まで 3メートル以内。ただし、占用許可(道路法(昭和27年法律第180号)第32条に規定するものをいう。以下同じ。)を受けて設置するものにあつては、占用許可の基準によること。
		個数	1事業所等につき4個以内
	野立広告物以外	大きさ	1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内
		その他	広告物の種類に応じた別表第3の基準を満たすこと。

備考

- この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- 町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和しているものとして知事が特に認めるものについては、「1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物(1つの広告物又は掲出物件に複数の事業所等に係る名称、距離又は方向を表示するものをいう。以下同じ。)にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」及び「1表示面につき1平方メートル以内。ただし、集合広告物にあっては、当該集合広告物を構成する

各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」とあるのは「表示面の合計7平方メートル以内」と、「3メートル以内」とあるのは「5メートル以内」としてこの表を適用する。

【照会回答】

〔問1〕なぜ、適用除外があるか。禁止地域等と矛盾しないか。

〔答〕 禁止地域、物件、許可地域を定めた基本的な考え方は、公共の地域、場所、物件すなわち公共空間の景観は、住民の共有すべきものであるから広告物を氾濫させるようなことがあってはならないとするものであるが、その中においても私有財産も存在するので、その所有権等とのバランスにおいて一定の基準に適合するものは、適用除外とし、両者の調和を図った。

〔問2〕国又は地方公共団体が表示、設置する広告物はすべて適用除外か。

〔答〕 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものは、すべて許可は不要であるが、一般許可基準に適合するよう努め、屋外広告物法、条例の趣旨から逸脱しないようにすること。

〔問3〕適用除外とされた広告物は、規則別表第3の基準（許可基準）をも満たす必要があるか。

〔答〕 規則別表第3の基準は、良好な景観を形成するためのものであることから、適用除外であっても、基準に適合する必要がある。

〔問4〕公選法の規定による選挙運動では、どこにでも広告物を表示してよいか。

〔答〕 屋外広告物は、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害防止の観点から定められており、国・地方公共団体が法令に基づいてする広告物と同様、判断基準の違う公選法における広告物等の表示、設置については、屋外広告物法は関与しない。

〔問5〕一時的、仮設的な広告物とはどのようなものを考えているか。

〔答〕 冠婚葬祭、祭礼、演説会、演芸会、競技会、展覧会、講演会等のため掲出するもので開催日の一週間前からその開催期間の末日までのものである。

例えば、4月1日（水）に講演会が開催されるのであれば、3月25日（水）から掲出できる。

〔問6〕ガソリンスタンドで「セルフ」という表示がなされているが、法令に基づくものか。

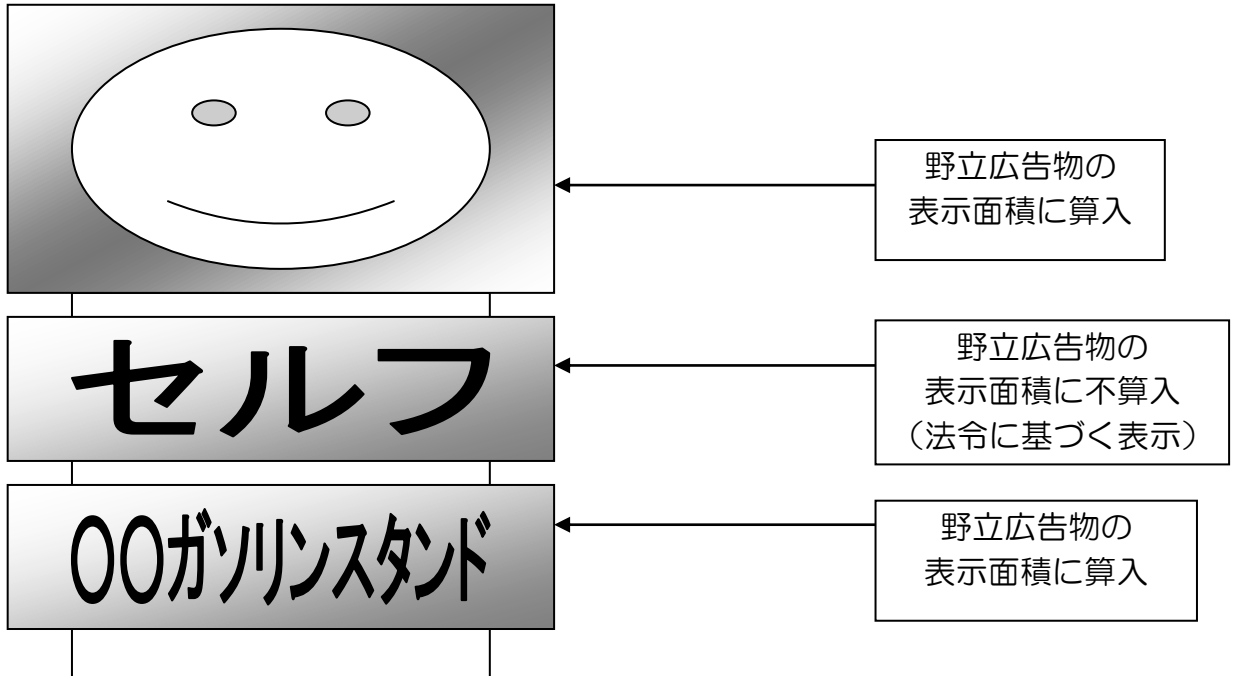
〔答〕 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第28条の2の5第1号で表示を義務付けられている。

なお、法令に基づき表示する広告物は、許可申請の対象となる表示面積に算入しない。ただし、良好な景観を形成するため、個別基準を満たしたうえで必要最小限度の面積により表示するものとする。必要最小限度を超えるものや、その他の広告物と混在しているときは法令に基づき表示する広告物とは扱わない。

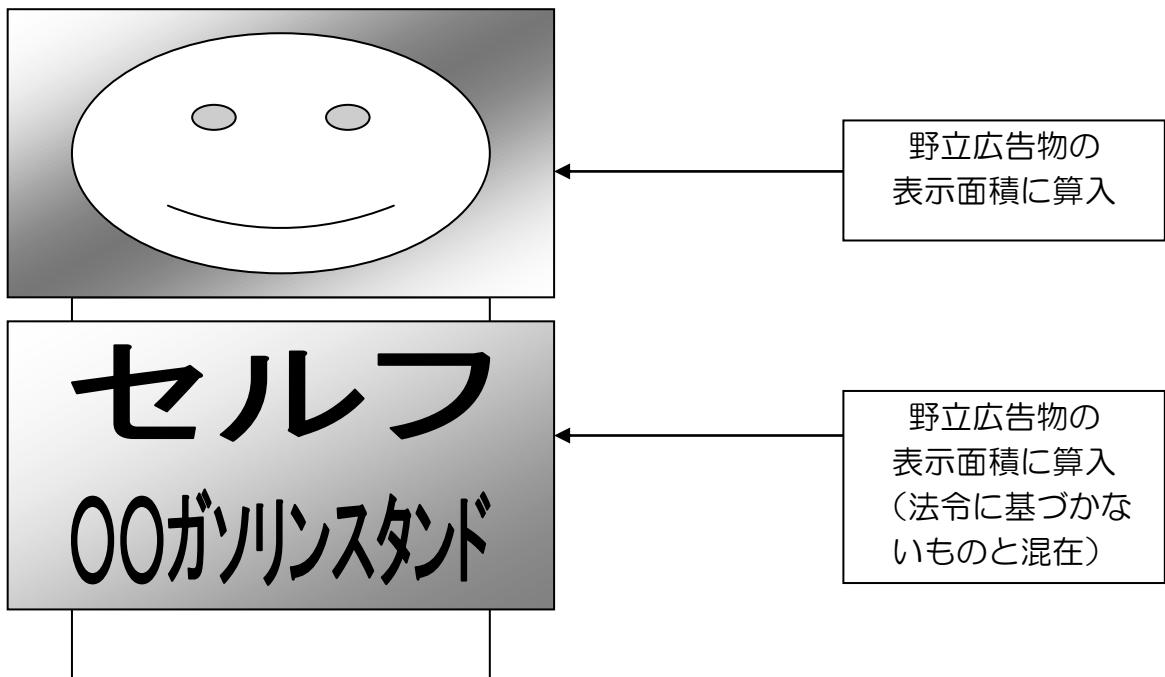
○表示面積の算定例

1 自家用野立広告物の場合

①法令に基づく表示が独立している場合

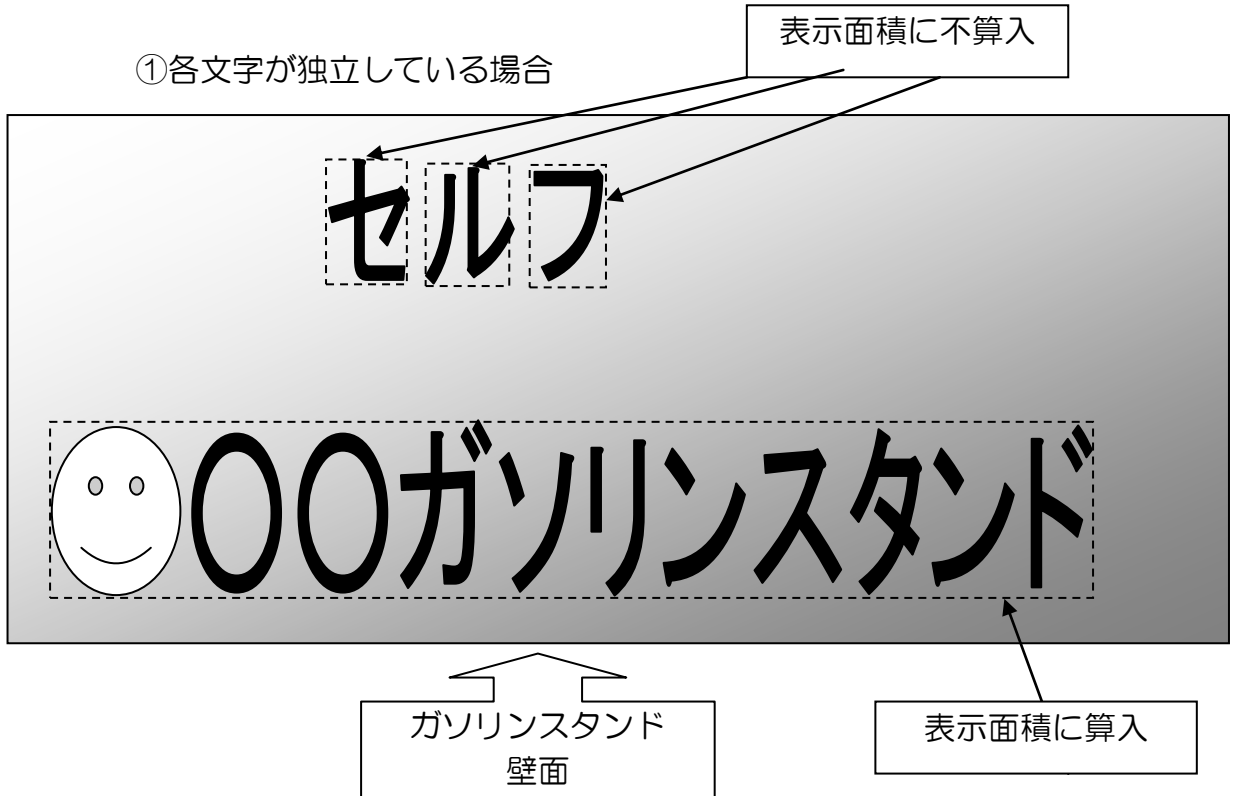


②法令に基づく表示が他の広告物と混在している場合

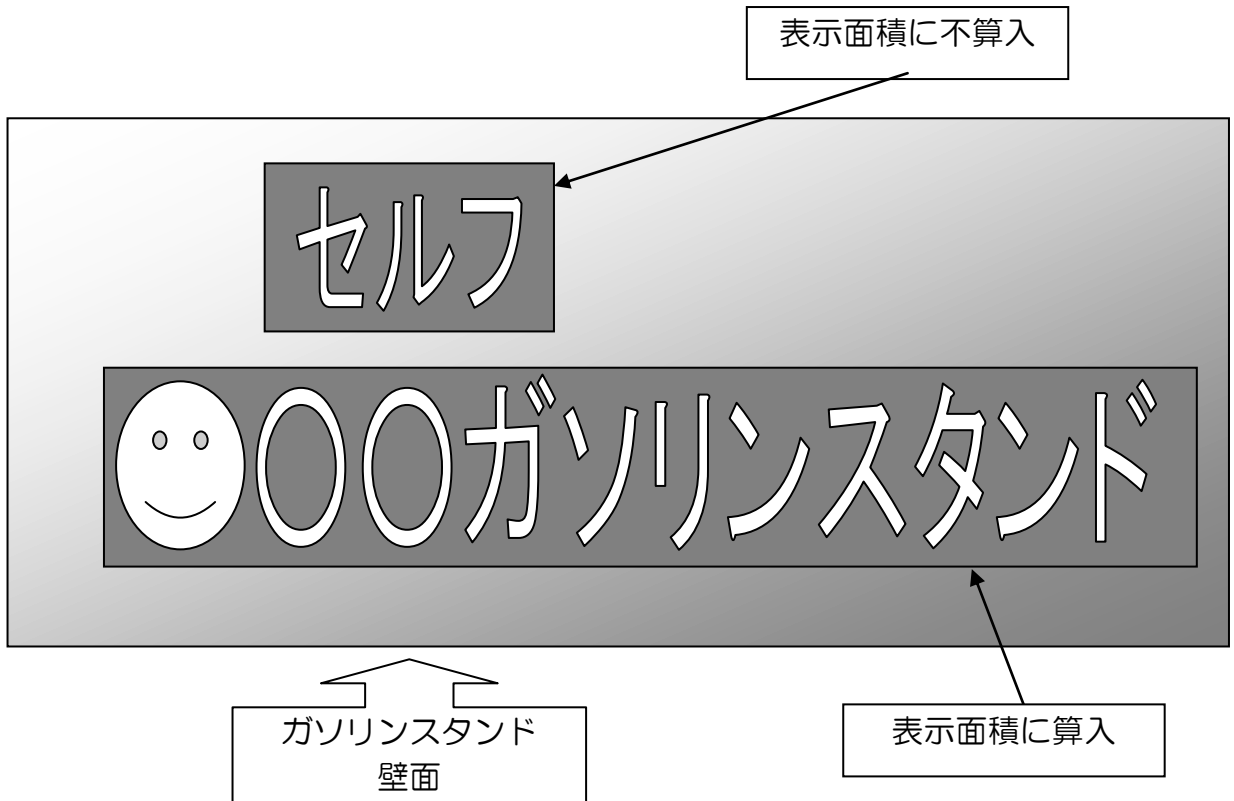


2 壁面直接表示広告物の場合

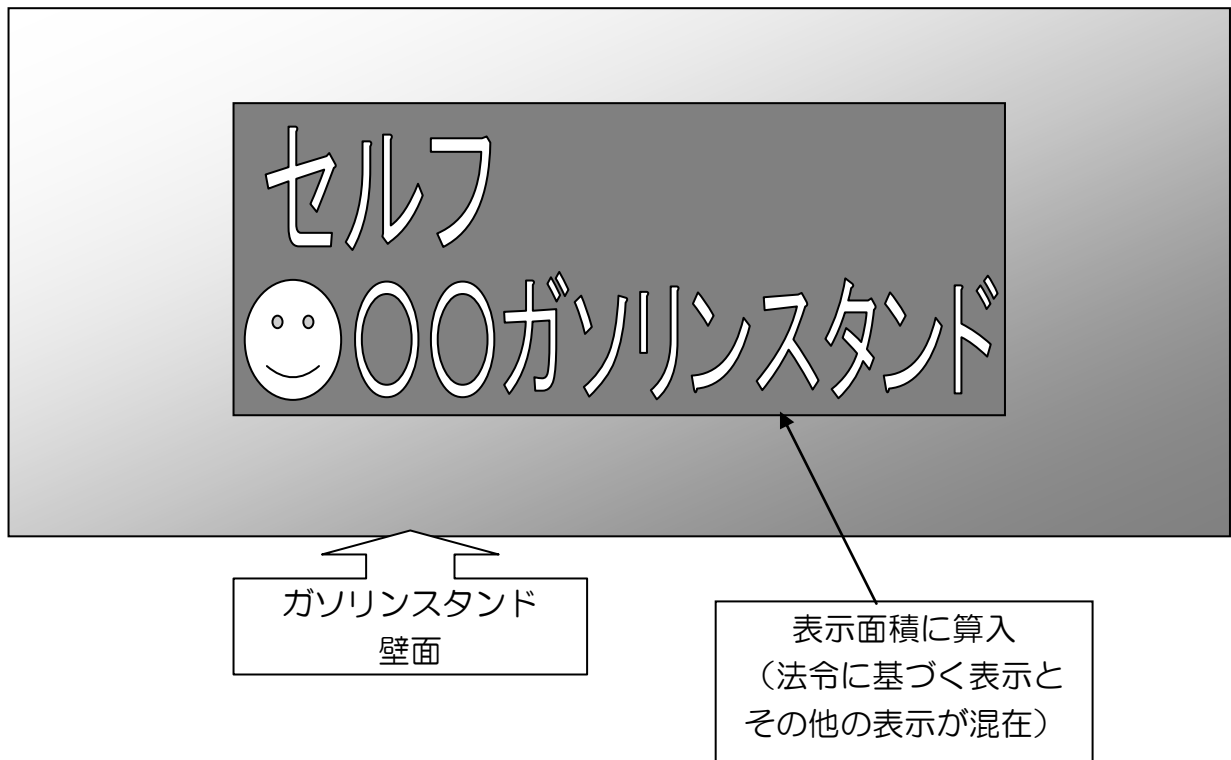
①各文字が独立している場合



②文字と下地が一体となって広告効果を発揮している場合（その1）



③文字と下地が一体となって広告効果を発揮している場合（その2）



〔問 7〕 自己名義、友人名義、親戚名義の敷地に意見広告を記載したけんすい幕を設置したい。このけんすい幕は、自家用広告物かそれとも非自家用広告物か。

〔答〕 意見広告について、非自家用広告物であるか自家用広告物であるかの判断は、(1)申請者又は意見広告に意見の発信者として記載される個人名、団体名と記載内容の関係、(2)設置場所によると考える。

(1)について言えば、申請者等が当該意見を表明することを目的とするような団体（あるいはその一員）として活動している等外形的に明確に判断できる場合を除いて、自家用広告物には該当しない（非自家用広告物である）ものとする。なお、「明確に判断できる」とは、少なくとも当該団体に名称・規約があり、名簿等により当該団体の構成員が特定できることが必要であると思われる。

また、(2)について言えば、団体の事務局や構成員の自宅に設置するのであれば自家用広告物に該当すると考えるが、構成員ではない者の居宅等を借りて設置する場合は自家用広告物に該当しない（非自家用広告物）と考える。

〔問 8〕 具体的にどういう観点から自家用、非自家用を判断するのか。

〔答〕 屋外広告物の設置場所において、事業所・営業所があることが原則だが、事業所等がなくても、そこに商品やサービスの提供があるものは、そこで営業の実態があるものとして、自家用広告物として取り扱う。

〔問 9〕 自家用広告物の例はどのようなものがあるか。

〔答〕 設置場所にある建物の名称（「店名」や「施設名」）のほか、「宅地分譲中」「売地」「貸土地」「テナント募集」「月極駐車場」「入居者募集中」などがある。

〔問 10〕 許可地域において、自家用広告物が 10 m²を越えた場合、10 m²を超えた部分についてのみ申請すればよいか。

〔答〕 10 m²を超えた部分だけでなく全部を申請する必要がある。すべての広告物を対象として検討した結果許可の可否を判断するので、すべての広告物について申請し許可を受ける必要がある。

なお、同一敷地内に複数の自家用広告物がある場合は、すべての自家用広告物の表示面積を合計して 10 m²を超えるかどうかで適用除外となるかどうかを判断する。（禁止地域の適用除外に該当するかどうかも同じ考え方で判断する。）

〔問 11〕 管理用広告物とは具体的にどういうものか。

〔答〕 最終的には個別判断になるが、次のものは、管理用広告物として取り扱う。

- ① 「駐車場」「P」「IN」「→」、トイレの文字・マーク、車いすを使う人の専用駐車区画であることを示すマーク
- ② 敷地内での注意事項や、「管理地」「墓地予定地」「店舗予定地」「駐車場利用時間 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分」

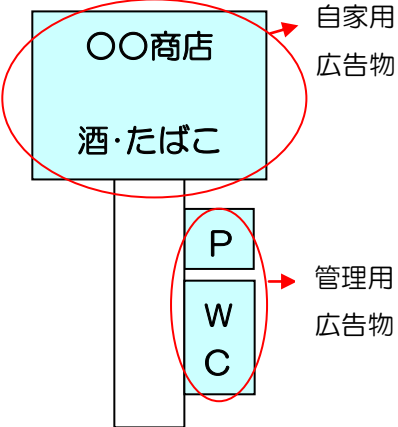
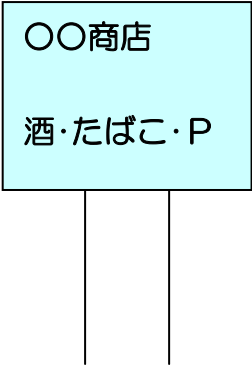

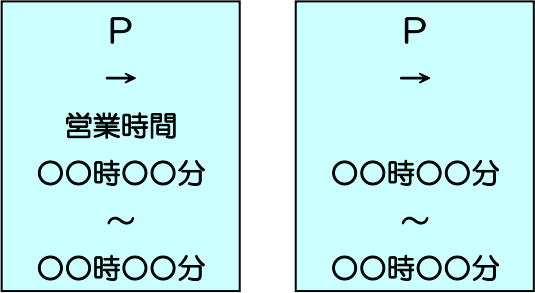
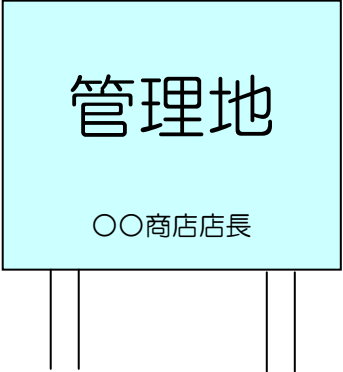
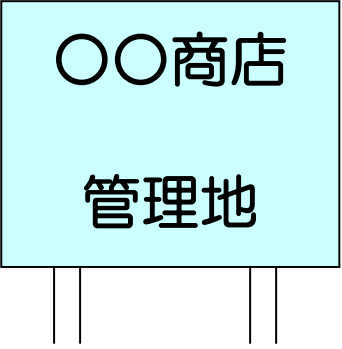
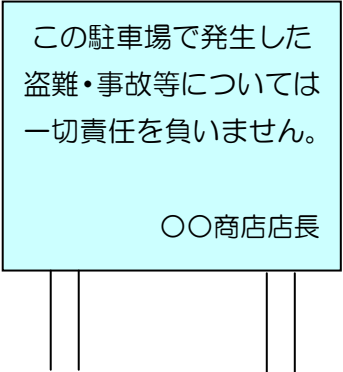
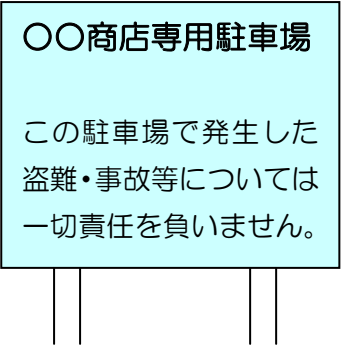
ただし…

- ① については、店名等の記載のないものに限る。
- ② については、店名を文末に記載し、その文字の大きさが本文のそれと同じ大きさかそれ以下であること（店名・ロゴ等が上にあるものや、色彩を変えるなどにより店名・ロゴを目立たせてあるものは管理用ではなく、自家用広告物とする）。

参考までに具体例を示す。

「管理用広告物」に該当するもの	該当しないもの
	 店名が入っている ので自家用 広告物

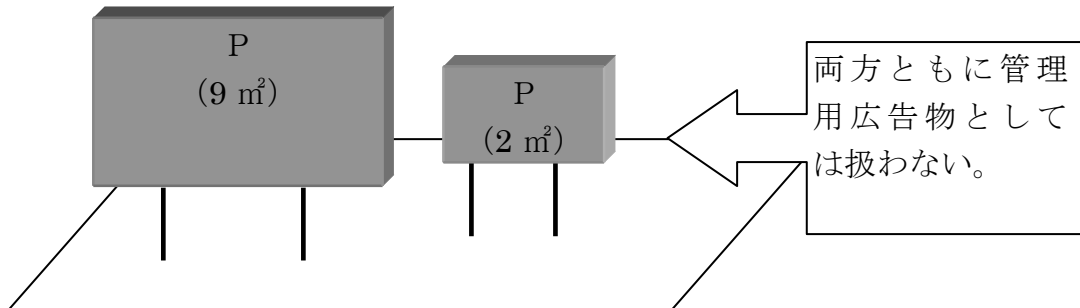
（次頁に続く）

「管理用広告物」に該当するもの	該当しないもの
 <p>〇〇商店 酒・たばこ</p> <p>P W C</p> <p>自家用 広告物</p> <p>管理用 広告物</p>	 <p>〇〇商店 酒・たばこ・P</p> <p>店名が入っ ているので自家 用広告物</p>
 <p>P → 駐車場利用時間 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分</p>	 <p>P → 営業時間 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分</p> <p>P → 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分</p> <p>「営業時間」は土 地・物件の管理の ためとはいえな いので自家用広告物</p> <p>営業時間か駐車 場利用時間か区 別がつかないの で自家用広告物</p>
 <p>管理地 〇〇商店店長</p>	 <p>〇〇商店 管理地</p> <p>店名の記載が 末尾でない、あ るいは強調し ているものは 自家用広告物</p>
 <p>この駐車場で発生した 盗難・事故等については 一切責任を負いません。 〇〇商店店長</p>	 <p>〇〇商店専用駐車場 この駐車場で発生した 盗難・事故等については 一切責任を負いません。</p> <p>店名の記載が 末尾でない、あ るいは強調し ているものは 自家用広告物</p>

〔問 12〕 許可地域内の同一土地内に、内容的には管理用広告物に該当する 9 m²と 2 m²の屋外広告物を計画した場合、合計で 10 m²を超えてしまう。

この場合、どちらか一方は管理用広告物とし、もう一方は管理用広告物ではないものとして扱うのか。

〔答〕 全体の合計表示面積が 10 m²を超えたら、全部を管理用広告物ではなく通常の広告物として扱う。



※9m²のほうだけを管理用広告物として扱うことはしない。

〔問 13〕 「ようこそ〇〇地区へ」など地区を紹介する内容を記載した自治会又は住民団体等所有（会長名義、構成員名義、構成員の共有等その所有形態は問わない）の広告物を設置したい。このような広告物は、自家用広告物かそれとも非自家用広告物か。

〔答〕 質問のような自治会等が設置する広告について、非自家用広告物であるか自家用広告物であるかの判断は、設置場所によると考える。

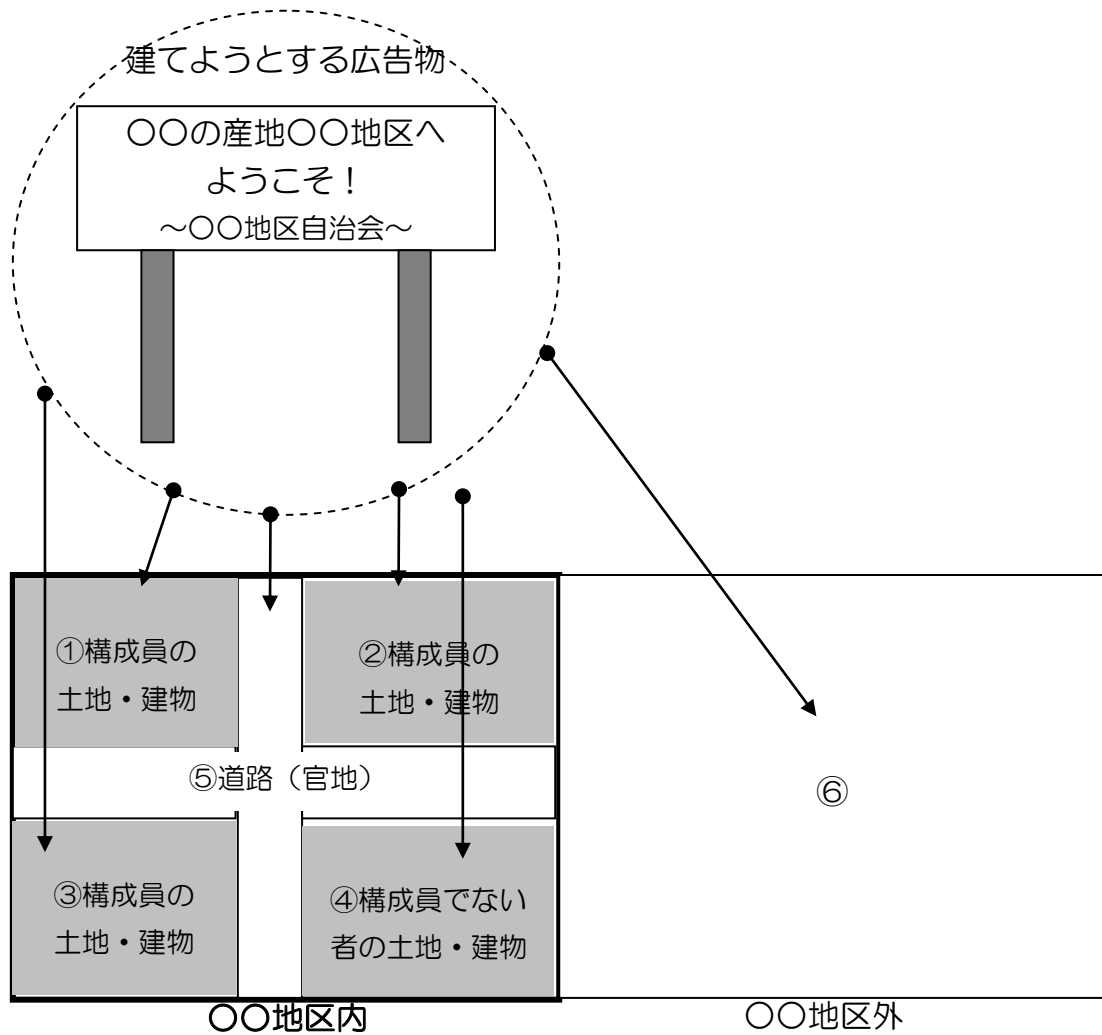
原則は、設置場所が当該地区内であって、自治会等の集会所や構成員の居宅、土地に設置するのであれば自家用広告物に該当すると考えるが、構成員ではない者の居宅や土地を借りて設置する場合は非自家用広告物と考える。ただし、自治会等の活動を紹介する内容を記載する場合で、その活動位置が特定されているときは、自治会等の集会所又はその活動位置の敷地内に広告物が存する場合のみ自家用広告物に該当する。（例：地区内の公園で実施する行事について記載して、当該公園内に設置する広告物や、地区内の花壇に花を植える活動について記載して、当該花壇敷地内に設置する広告物は、自家用広告物に該当。）

また、設置場所が当該地区外であれば非自家用広告物である。

なお、自家用に該当するものであっても、許可地域内であれば表示面積の合計が地区内全体で合計 10 m²を越えれば、すべてについて許可申請が必要である。また禁止地域内であれば、地区内全体で 7 m²までなら設置できる。

〔次頁概念図参照〕

〔概念図〕



- ①～③…OO地区の自治会構成員の土地・建物に設置するので、自家用広告物
- ④、⑤…OO地区の自治会構成員でない者の土地・建物に設置するので、非自家用広告物
- ⑥ …OO地区外なので、非自家用広告物

〔問 14〕 指定管理者が管理している公の施設について表示している（しようとする）屋外広告は、地方自治体が表示した（する）広告物として扱うのか。

〔答〕 指定管理者そのものは地方自治体ではないので、原則として許可が必要である。
ただし、指定管理者が管理している公の施設について表示している（しようとする）屋外広告物が、設置に関して地方自治体が関与し、当該広告物の所有権が地方自治体に帰属するものであれば、地方自治体が表示した（する）屋外広告物である。

【条例】

(経過措置)

第6条 第2条から第4条まで又は第4条の2第1項の規定により新たに禁止地域等、禁止物件、許可地域等又は広告物景観形成地区が定められ、又は指定された際、当該定められ、又は指定された地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該定められ、又は指定された日から5年を超えない範囲内で規則で定める期間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、第2条から第4条までの規定は適用しない。この期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(平9条例14・平9条例14・平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(経過措置が適用される期間)

第3条の2 条例第6条の規則で定める期間は、はり紙、はり札、立看板、広告幕その他の簡易な広告物又は掲出物件(以下「簡易広告物等」という。)にあつては1年以内とし、簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては5年以内とする。

(平9規則12・追加、平17規則39・一部改正)

【照会回答】

〔問1〕経過措置の具体的内容は。

〔答〕 許可を受けて広告物を設置していた場所が禁止地域になった場合、その許可に係る期間は設置し又は表示しても良い。

また、許可地域の適用除外基準に合致して設置を認められていた広告物について、その設置場所が禁止地域になったことにより禁止地域の適用除外基準に合致しなくなった場合、規則で定める期間中はそのまま表示しても良い。

なお、経過措置期間の終了までには、当該広告物を撤去するか、禁止地域において設置できる要件を満たすよう改修する必要がある。

〔問2〕「簡易広告物等」の範囲はどういうものか。

〔答〕 規則別表第3の区分名で示すと、「はり紙」、「はり札」、「立看板」、「横断幕及びけんすい幕」及び「旗及びのぼり」が、簡易広告物等に該当する。

【条例】

(許可の条件等)

第7条 知事は、第4条又は第5条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内で規則で定める。

3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(平9条例14・平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(許可の期間)

第3条の3 条例第7条第2項の規定による規則で定める期間は、簡易広告物等にあつては1年以内とし、簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては3年以内とする。

(平9規則12・追加、平17規則39・一部改正)

(許可の更新の申請)

第3条の4 条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、第2条の屋外広告物許可申請書正副2部に屋外広告物自己点検報告書(様式第1号の2)を添えて知事に提出しなければならない。

(平17規則137・追加)

【照会回答】

〔問1〕 広告物等の許可にあたって「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付す…」とあるが、どういうことか。

〔答〕 広告物に付す条件には、いろいろなものが考えられるが、付すことが可能な条件は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する点からのみであり、その他の点からの条件(例えば内容等についての条件)は、付することができないということである。

〔問2〕 なぜ、許可期間があるのか。

〔答〕 屋外広告物は、文字どおり屋外で表示されており、日光を浴び、風雨にさらされていることによって、表示が消えたり腐食や破損が発生したり、良好な景観や風致を損ね、ひいては、倒壊により人や物へ危害を与える危険性がある。このため、屋外広告物は、常に良好な状態を保つように管理を行うことが必要である。しかし、どれだけ管理をしっかりと行っても経年劣化は防げず、良好な景観及び風致を損ね、公衆へ危害を与える危険性がある。したがって、許可できる期間を定めている。

〔問3〕 許可の期間はどのくらいか。

〔答〕 許可にあたっては必要最小限の期間とし、開催日等の期日があるものはその期間とする。

開催日等の期日のない広告物については、簡易広告物等は1年以内、簡易広告物以外の広告物は原則として2年を超え3年以内の3月末日を許可期間の最終とする。（「簡易広告物等」の範囲は、[第6条関係〔問2〕](#)を参照すること。）

〔問4〕 変更許可を行う場合、許可期間は当初許可の残期間とするのか。

〔答〕 原則は、当初許可の残期間とする。

ただし、許可期間の残りの期間を勘案し、更新許可として扱うことにしても差し支えない。

【条例】

(変更等の許可)

第8条 第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(軽微な変更等)

第3条の5 条例第8条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、広告物又は掲出物件の表示面積又は高さを変更しない程度の修繕、補強、塗り替え等で知事が認めるものとする。

2 条例第8条第1項の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(様式第1号の3)正副2部を知事に提出しなければならない。

(平9規則12・追加、平17規則39・一部改正、平17規則137・旧第3条の4繰下・一部改正)

【照会回答】

〔問1〕規則第3条の5を定めた趣旨は。

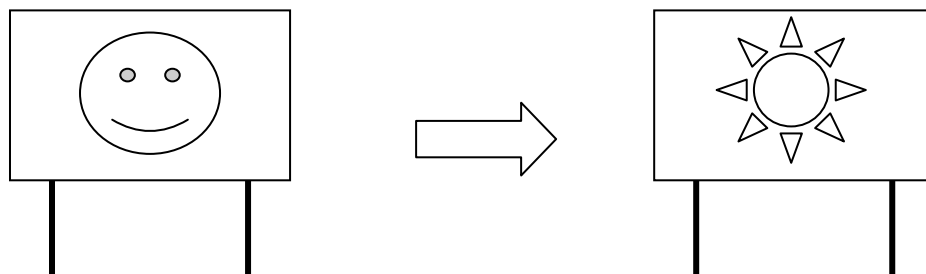
〔答〕 本条に掲げるような変更はいわば広告物等の管理のために行う変更であるので許可は必要ないものとした。

しかし、軽微でないもの、例えば、面積、高さ、形状及び構造のいずれかに変更がある場合は変更許可の対象になる。

〔問2〕変更許可を受ける必要があるのはどういう場合か。また、軽微な変更と判断されるのはどういう場合か。

〔答〕 野立広告物を例に、以下のとおり示す。(他の種類の広告物もこれに準じて扱うこと。)

(1)板面を架け替えずに表示面を変更する場合(例:デザイン変更、貸し看板におけるクライアント変更)

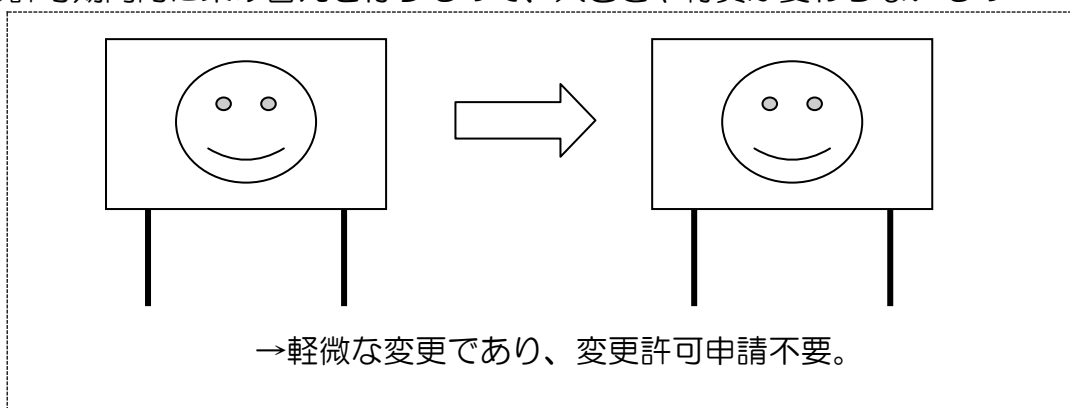


→軽微な変更であり、変更許可申請不要。

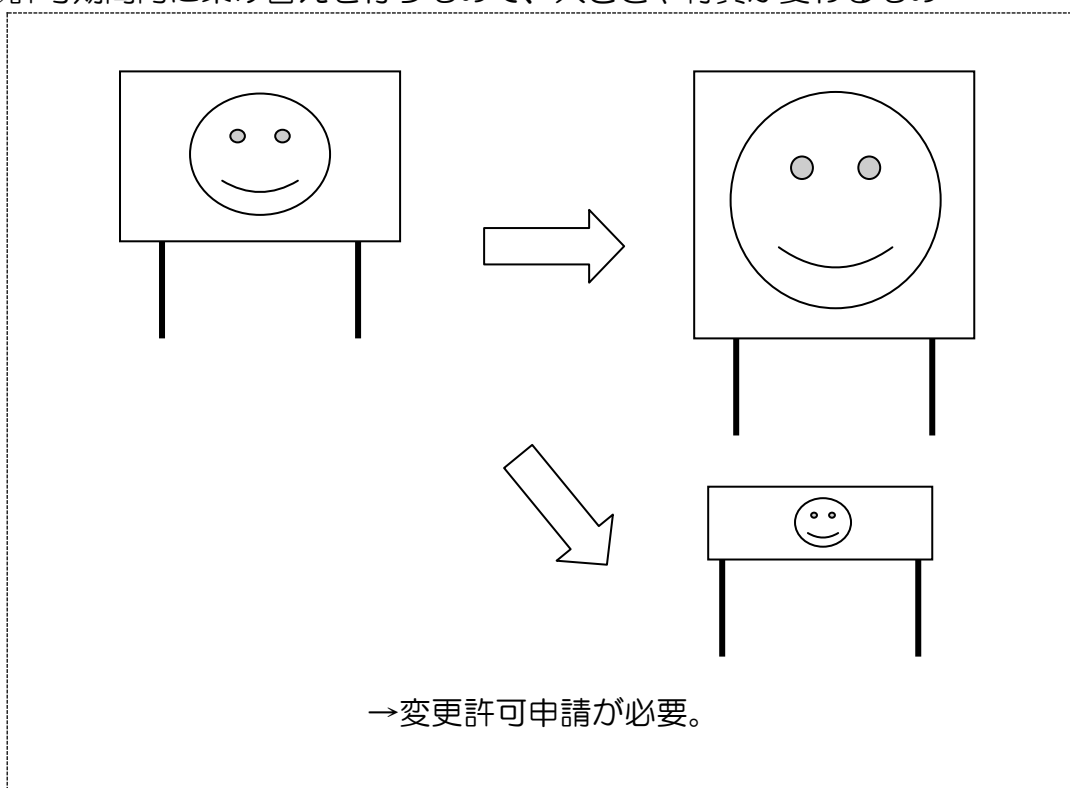
※ただし、看板の設置者(=当初許可申請者)又は管理者が変わる場合は、「屋外広告物設置者等変更届」を提出する必要有(条例第16条、第17条)。

(2) 板面を架け替えて表示面を変更する場合

① 許可期間内に架け替えを行うもので、大きさや材質が変わらないもの



② 許可期間内に架け替えを行うもので、大きさや材質が変わるもの



(3) 位置を変更する場合

少しでも位置が変われば、従前の位置と重なっている部分があっても、別物である。

→新規の許可申請が必要。

なお、従前の広告物については除却届を提出し、許可を終了することになる。

(4) 支柱を新しいものにする場合

→変更許可申請が必要。

(5) 照明を追加、変更する場合（減少させる場合も含む）

→変更許可申請が必要。

【条例】

(許可の基準)

第9条 この条例の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 広告物又は掲出物件が良好な景観を形成し、又は風致を害さないものであること。
- (2) 広告物又は掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。
- (3) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠、位置その他表示又は設置の方法が規則で定める基準に適合するものであること。

(平9条例14・平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(許可の基準)

第4条 条例第9条第3号の規則で定める基準(条例第5条第3項の許可に係るものを除く。)は、別表第3のとおりとする。

(平20規則3・一部改正)

別表第3(第4条関係)

(平20規則3・追加)

1 広告物又は掲出物件の種類ごとの基準

項	区分			基準			
1	はり紙			大きさ	1枚につき1.5平方メートル以内		
2	はり札			大きさ	1枚につき0.3平方メートル以内		
3	立看板			大きさ	縦2.0メートル横1.0メートル以内		
				脚部の高さ	0.5メートル以内		
4	野立広告物	自家用 広告物	同一敷地内 における広 告物が1個 の場合	大きさ	30平方メートル以内		
				高さ	広告板 地表から上端まで 6メートル以内 広告塔 地表から上端まで 10メートル以内		
		同一敷地内 における広 告物が2個 以上の場合	同一敷地内に おける広告物 の表示位置及 び大きさ	相互間の距離	大きさ	全ての広告物の 表示面の合計	
				100メートル 以上	30平方メートル 以内	—	
	100メートル 未満	30平方メートル 以内	30平方メートル 以内				
自家用 広告物 以外の 広告物	特定案内用 広告物又は 特認案内用 広告物	高さ	特定案内用広告物にあつては地表から上端まで3 メートル以内、特認案内用広告物にあつては地表か ら上端まで5メートル以内。ただし、占用許可を受け て設置するものにあつては、占用許可の基準による				

					こと。
				個数	1事業所等につき4個以内
		特定案内用 広告物及び 特認案内用 広告物以外 の広告物又 は特定案内 用広告物若 しくは特認 案内用広告 物のうち上 記の許可基 準に適合し ないもの	表示位置		<p>1 広告物相互間の距離100メートル以上。ただし、隣接する複数の広告物の相互間の距離が20センチメートル以内かつ当該各広告物の表示面積の合計が30平方メートル以内であって、当該各広告物の表示面の地表からの高さの上端及び下端の位置が一致する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 国道及び鉄道(以下「国道等」という。)からの距離100メートル以上。ただし、地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合にあっては、国道等から可能な限り離すことをもって足りる。</p> <p>3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市街化区域、同法第8条第1項の規定により定められた用途地域又は概ね10以上の家屋が連たんする地域において表示する場合にあっては、国道等からの距離に係る基準は、適用しないこととする。</p>
			大きさ		30平方メートル以内
			高さ		<p>広告板 地表から上端まで 6メートル以内</p> <p>広告塔 地表から上端まで 10メートル以内</p>
5	建築物の屋根又は屋上に表示する 広告物又は設置する掲出物件		個数		1棟につき1個
			大きさ		1表示面につき100平方メートル以内かつ表示面の合計400平方メートル以内
			高さ		<p>1 地表から上端まで 51メートル以内</p> <p>2 広告物の高さが、設置する建築物の高さの3分の2以内かつ10メートル以内</p>
			その他		建築物の壁面をこえて外側に突き出していないこと。
6	建築物の屋根又は壁面に直接表示 する広告物		大きさ	屋根又は壁面の1面の面積	表示面積の限度
				500平方メートル未満	<p>1 屋根又は壁面の2分の1以内</p> <p>2 20平方メートル以内</p>
				500平方メートル以上 1,000平方メートル未満	屋根又は壁面の1面の面積から500平方メートルを減じたものに100分の4を乗じて得た面積に20平方メートルを加えた面積以内
				1,000平方メートル以上	屋根又は壁面の1面の面積から1,000平方メートルを減じたものに

				100分の1を乗じて得た面積に40平方メートルを加えた面積以内	
7	建築物の壁面に表示する広告物又は設置する掲出物件	個数	1壁面につき2個以内		
		大きさ	1壁面につき20平方メートル以内		
		道路境界線から突き出す高さ	車道	地表から下端まで 4.7メートル以上	
			歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上	
道路境界線から突き出す長さ	0.6メートル以内				
8	アーケードに表示する広告物又は設置する掲出物件	大きさ	車道	2.0平方メートル以内	
			歩道	1.0平方メートル以内	
		高さ	車道	地表から下端まで 4.5メートル以上	
			歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上	
9	アーチに表示する広告物又は設置する掲出物件	大きさ	30平方メートル以内		
		高さ	地表から下端まで 4.5メートル以上		
		位置	幅員20メートル未満の道路		
10	電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件	個数	突出し	1本につき1個	
			巻付け	1本につき1個	
		大きさ	突出し	縦1.2メートル横0.45メートル以内	
			巻付け	縦1.8メートル以内	
		突出しの高さ	車道	地表から下端まで 4.7メートル以上	
			歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上	
		突出しの取付け部分の長さ	0.5メートル以内		
その他	直塗りしないこと。				
11	照明広告物	第3号の項から第10号の項まで及び第12号の項によるものとする。			
12	横断幕及びけんすい幕	個数	1壁面につき3個以内		
		大きさ	横断幕	幅1.0メートル以内	
			けんすい幕	幅1.0メートル長さ10メートル以内 (けんすい幕掲出装置のあるものにあつては、幅1.5メートル長さ15メートル以内)	
高さ	車道	地表から下端まで 4.5メートル以上			
		歩道	地表から下端まで 2.5メートル以上		
13	旗及びのぼり	大きさ	縦1.5メートル横0.5メートル以内		
		高さ	地表から下端まで	1.0メートル以上	
			地表から上端まで	3.0メートル以内	
14	消火栓標識を利用する広告物	大きさ	縦0.4メートル横0.8メートル以内		
		高さ	車道地表から下端まで 4.7メートル以上		

				歩道地表から下端まで 2.5メートル以上
15	バス停留所標識を利用する広告物	非照 明式	大きさ	1 1表示面につき0.25平方メートル以内 2 表示面の最下端部に設けること。
		照 明 式	大きさ	1 表示面の広さの3分の1以内 2 表示面の最下端部に設けること。

備考

- 1 この表において「野立広告物」とは、支柱又は2以上の足をもって地上に設置するものをいう。
- 2 この表において「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標若しくは自ら販売若しくは製造する商品の名称又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の事業所等に表示する広告物をいう。
- 3 この表において「広告塔」とは、厚さが主な表示面の幅の6分の1以上である野立広告物をいう。
- 4 この表において「特定案内用広告物」とは、自己の事業所等に係る名称、距離又は方向のみを表示するものであって、大きさが1表示面につき1平方メートル以内(集合広告物にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内)であるものをいう。
- 5 この表において「特認案内用広告物」とは、町内会の住宅案内図、県内主要観光地に係る名称、距離又は方向のみを表示する広告物その他これらに類する広告物のうち、けばけばしい色彩でなく、かつ、周辺の景観と調和しているものとして知事が特に認めるものであって、表示面の合計が10平方メートル以内であるものをいう。

2 総表示面積の規制基準

1の表の第5号の項から第7号の項まで、又は第12号の項の広告物のうち、複数の項の広告物又は掲出物件が同一建築物の同一面に表示又は設置される場合においては、各面における広告物の表示面積の合計は、建築物の当該壁面の面積の3分の1以内であること。

【照会回答】

○全般

〔問1〕 広告物の許可は、その内容は問わないか。

〔答〕 屋外広告物法は、広告物を良好な景観の形成及び風致の維持の見地と危害防止の見地から規制するものであり、広告物の面積、形状、色彩、意匠その他の表示方法の基準はあるが、内容にわたっての審査権はない。ただし内容については、別の法律で規制の対象となることがある。

〔問2〕 申請にあたって広告物にどのような文字を記入するかを申請者が記載する必要はあるか。

〔答〕 申請書（県規則第2条）の様式において広告物の大要（記入内容等）を記載することとしている。これは、許可権者が、

- (1) 申請物件が非自家用広告物であるか自家用広告物であるか
- (2) 広告物又は掲出物件が良好な景観を形成し、又は風致を害さないものであるか（県条例第9条第1号）
- (3) 信号機・道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるお

それがないか（県条例第 11 条）

などを判断するためには、掲示内容の記載をしてもらう必要があるためである。

なお、内容そのものについては、許可権者には審査権限がなく、内容如何で不許可となるということはない。（参考：昭和 44 年 10 月 7 日付け建設省井都総発第 57 号都市総務課長から福井県土木部長あて回答）

〔問 3〕 表示面積の算定はどのように行うのか。

〔答〕 1 広告物が独立性を持った工作物である場合は、当該広告物の表示面となっている工作物の面積について算定する。

この場合において、

(1) 表示面の縁に一体として枠や点滅灯が組み込まれている場合は、その枠組み等の面積を含む。

(2) 広告塔、広告板、サインポール及びアーチについては、その設置のための脚台、支柱、枠組み等を除く。（ただし、脚台等でも広告物としての機能があるものは算定する。）

2 建物、その他の工作物に掲出される文字、商標等の箱文字、浮き出しサイン、塗り書きサインについては、個々の文字、商標等の外郭線内の面積について算定する。

この場合において、文字、商標等の周りの下地の色、材質等を変更等をして、文字、商標等とその下地の部分とが一体として広告物としてとらえられるような効果を持つ場合は、その下地部分を含むものとする。

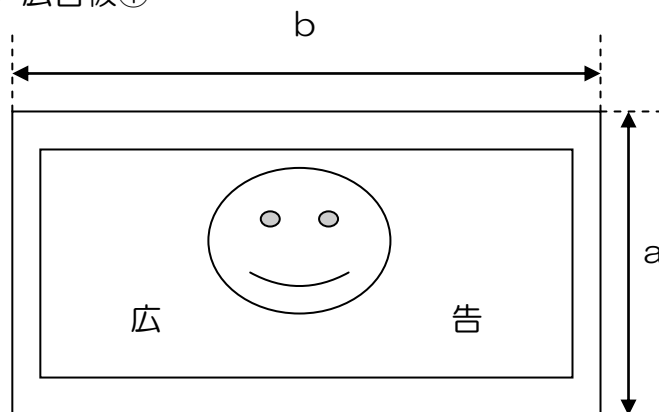
3 気球広告については、気球に添付して広告を表示する布片の面積について算定する。

4 広告物の表示面の外郭線内を正方形又は長方形にみなして、その面積を算定する。特殊な形状にあっては三角形又は円形とみなして算定する。

5 自家用、非自家用野立広告物については基本的に表示面積を30㎡以内と規定しているので、1物件についての総量表示面積として扱うこと。例えば2面であれば片面15㎡以内、3面であれば1面10㎡以内である。

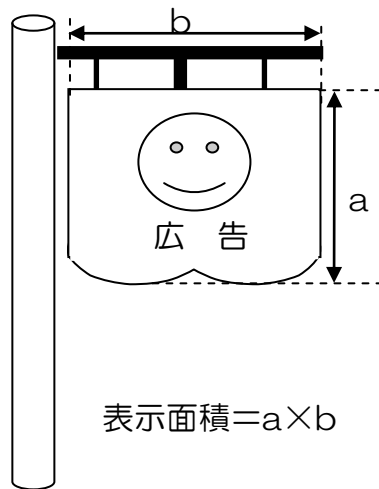
6 広告物等の表示面積の算定例

(例) 広告板①

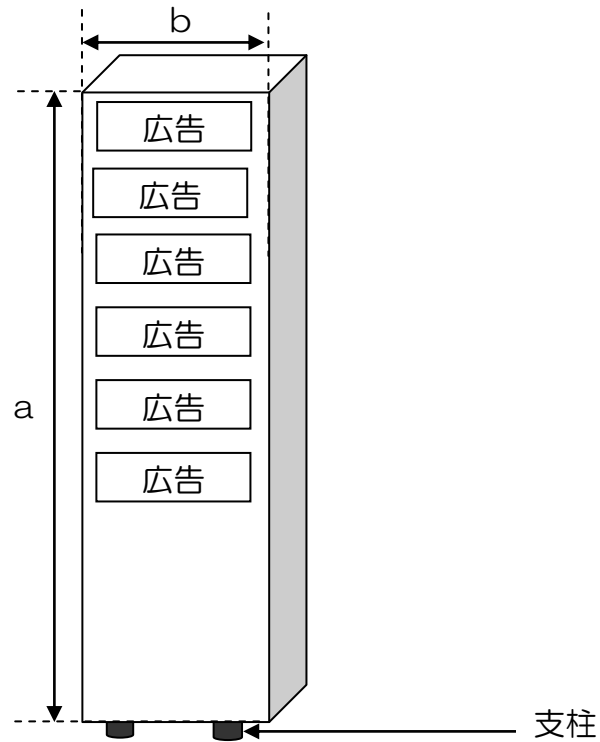


$$\text{表示面積} = a \times b$$

(例) 広告板②



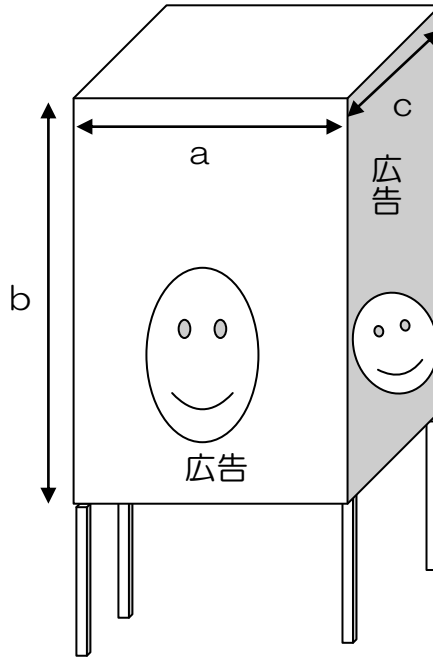
(例) 広告板③



表示面積= $a \times b$

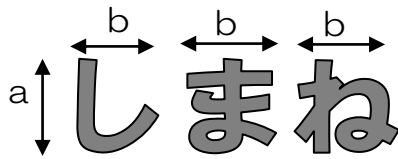
※裏側にも表示があれば $a \times b \times 2$

(例) 広告塔 (四面に広告有)



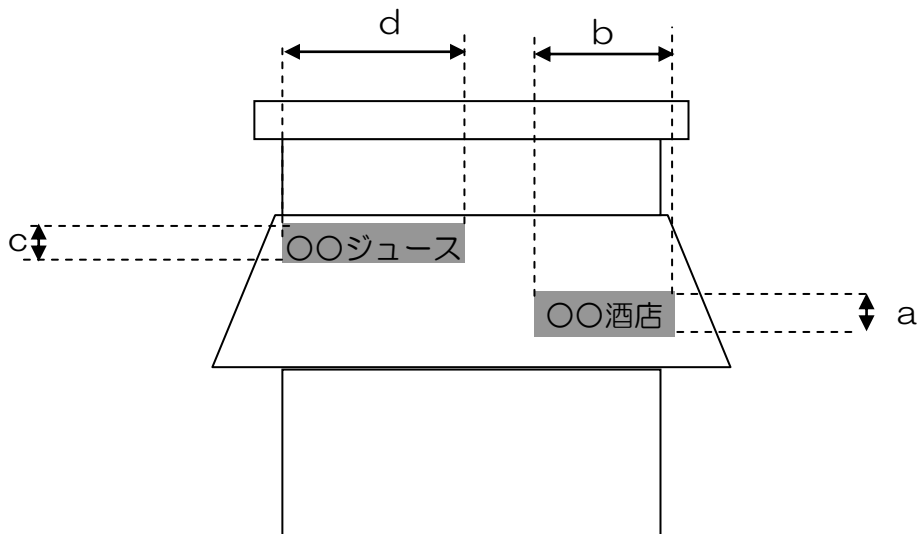
$$\text{表示面積} = (a \times b + c \times b) \times 2$$

(例) 壁面直接表示広告物 (塗書き)



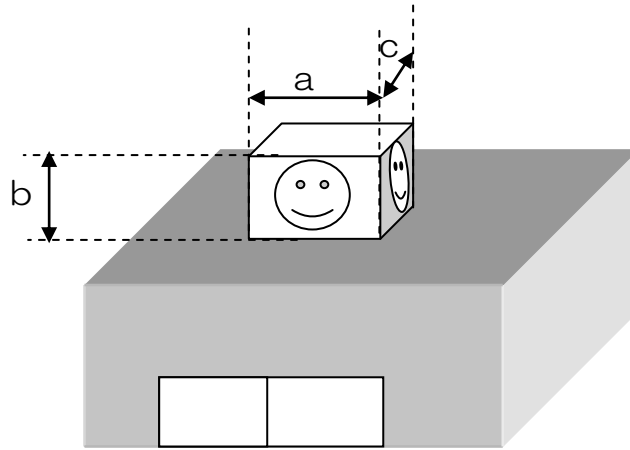
[壁面直接表示広告物問5](#)も参照のこと。

(例) 屋根面直接表示広告物



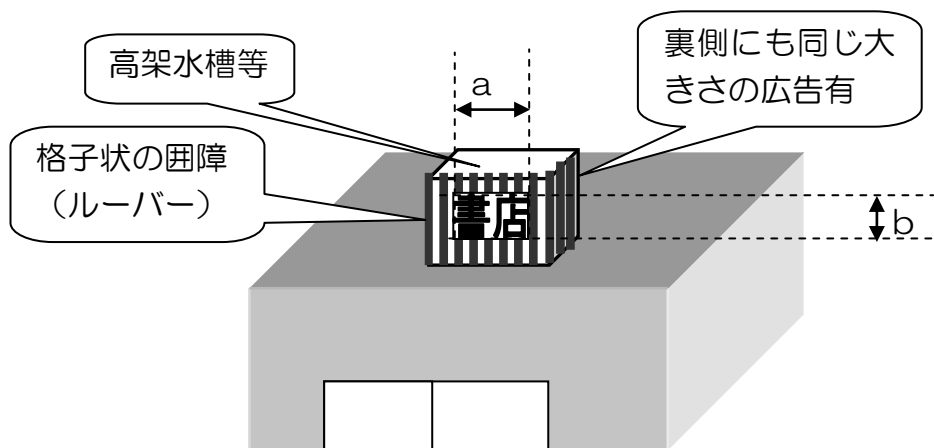
$$\text{表示面積} = a \times b + c \times d$$

(例)屋上広告物① (4面に広告有)



$$\text{表示面積} = (a \times b + c \times b) \times 2$$

(例)屋上広告物② (高架水槽やエアコン室外機を隠すための格子状の囲障 (ルーバー) に広告を設置。2面に広告有り。)



$$\text{表示面積} = (a \times b) \times 2$$

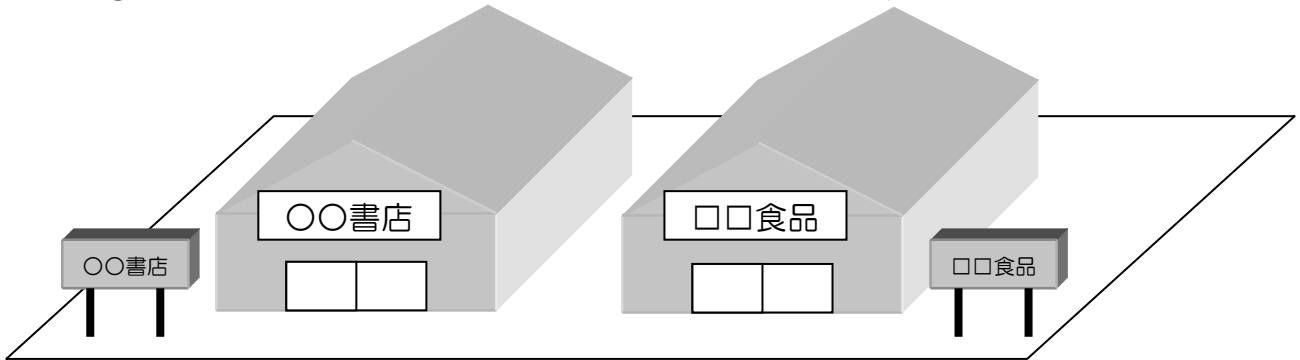
(ただし、文字・絵とルーバーと一体的な広告効果を持たせているものは、ルーバーを含めて面積算定する。「一体的な広告効果」の考え方については[壁面直接表示広告物問5](#)に準ずる。)

〔問4〕一つの敷地、建物を複数の店舗が利用している場合、自家用広告物をどのように取り扱うのか。

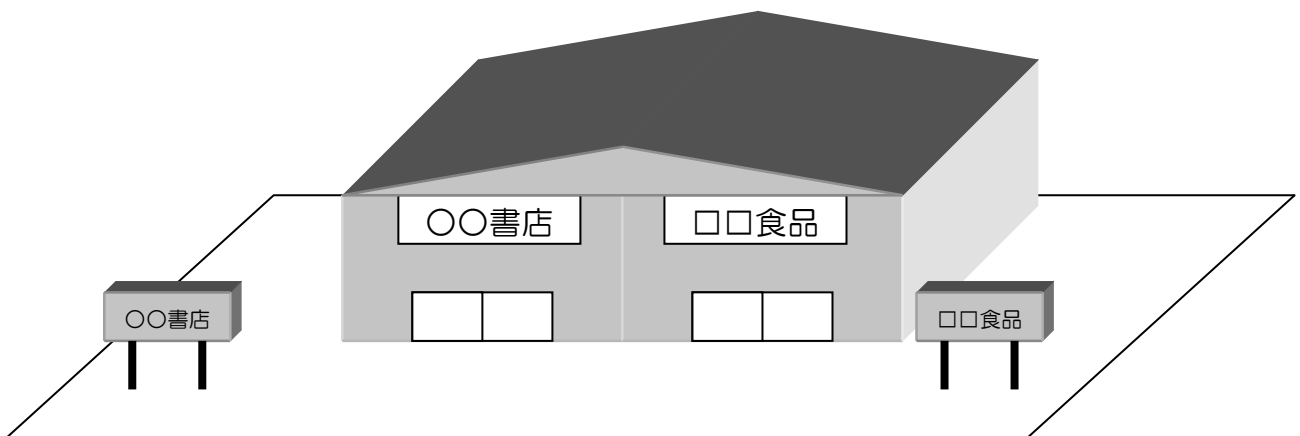
〔答〕 個別具体的に判断していくが、原則としては、一つの敷地に複数の建物があり、それぞれの建物が別店舗として利用されている場合や、長屋形式の店舗で各テナントの利用部分が壁で完全に分離したものであれば、店舗、テナントごとに自家用広告物を基準にしたがって掲出できることとする。

一方で、スーパーマーケットやショッピングセンターのように各テナントが同一フロアを区分して利用している場合は、全体を一つの店舗として自家用広告物の基準を適用することとする。

①一つの敷地に複数の店舗がある場合→それぞれに基準適用。



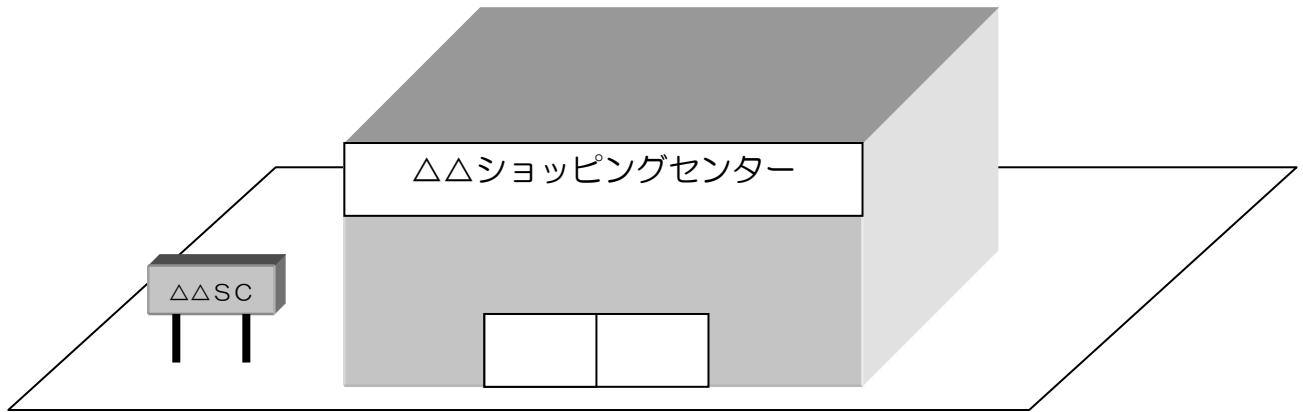
②長屋形式（内部が壁で完全に分離）の建物→それぞれに基準適用（①と実質的に同じため）



③スーパーマーケットやショッピングセンター

→全体として一つの店舗（事業所）として基準適用

（注:適用される基準の範囲内であればテナント名を表示しても良い。）



〔問5〕屋外に、はり紙を頻繁に貼りかえることを前提とした掲示板を設置したいが、掲示板とはり紙の両方とも屋外広告物の設置許可を受ける必要があるか。

〔答〕 掲示板の範囲内で掲示が収まる限りは、掲示板のみ屋外広告物の許可を得れば足りる。

許可にあたって適用する基準は、掲示板が、野立広告物状のものであれば野立広告物の基準を、壁面に掲示板が堅固に取り付けられていれば壁面直接表示広告物の基準を適用するなど、その形状に応じて適用する基準を判断する。

なお、自家用か非自家用かの判断ははり紙の内容による。例えば、野立広告物状の掲示板であれば、基本的には非自家用野立広告物と判断するが、設置者が自家用と判断できる内容のはり紙しか貼らない旨を許可申請書上で表明すれば自家用の広告物として扱うこととする。

また、自家用として許可を受けた掲示板に、非自家用のはり紙を貼ることになった場合は、別途新規許可を受ける必要がある。逆に、非自家用で許可を取った掲示板に自家用のはり紙をはる場合は、新規許可を受ける必要はない。

○「はり紙」関係

—

○「はり札」関係

〔問1〕「壁面に直接表示する広告物」と「はり札」との違いはなにか。

〔答〕 「壁面に直接表示する広告物」とは、建築物の壁面に直接塗書きする広告物をもともとは想定している。

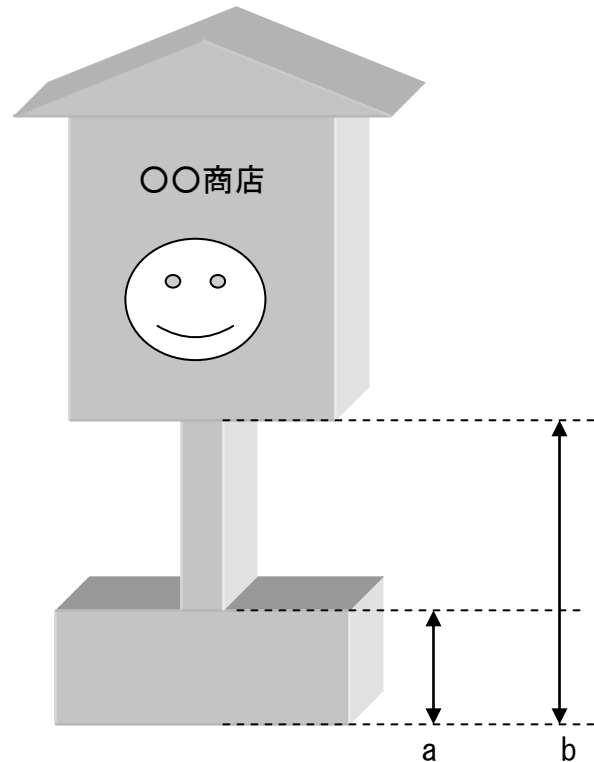
なお、直接塗書きするものと同視し得るもの（例として、シール状のもので建築物の壁面に密着するものや、金属板等をボルト等により建築物の壁面に堅固に緊結し容易に取り外せず、かつ、いわゆる壁面突出広告物に該当しないものが考えられる。）も建築物の壁面に直接表示する広告物とみなすことができる。

一方で、直接塗装・印刷等を施したベニヤ板、プラスチック板、金属板等を、ひもや針金等でするしたり、くくりつけたり、又はネジで固定するなど容易に取

り外せる状態で、工作物等（建築物の壁面を含む）に取り付けてある場合は、はり札である。

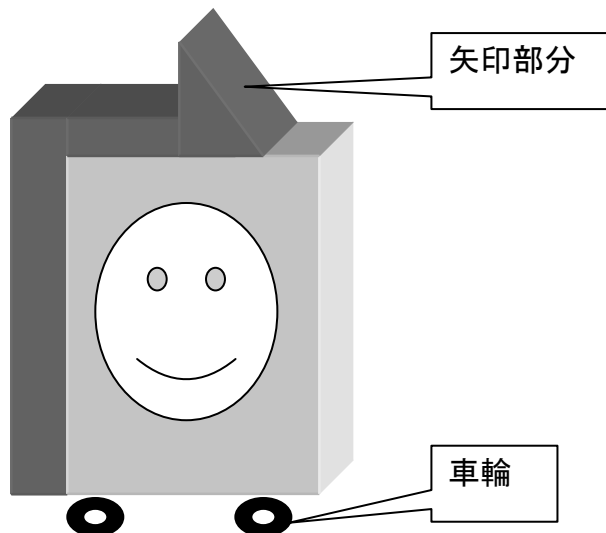
○「立看板」関係

〔問1〕下図のような立看板について、どの部分を足とするのか。



〔答〕 bの部分を足とする。

〔問2〕下図のような場合、車輪を足として扱うのか。また矢印部分も面積に含むか。



〔答〕 足はないものとする（車輪を足とは扱わない。）。また、矢印部分も面積に含む。

○「野立広告物」関係

・特定案内用広告物関係

〔問1〕 記載の許されている「名称」には、企業のロゴは含まれるのか。

〔答〕 「名称」には企業のロゴを含むものとする。業種や取り扱い商品名は含まない。これらが表示されているものは特定案内用広告物ではないので、通常为非自家用の広告物となる。（特認案内用も同じ取り扱いをする。）

〔問2〕 「集合広告物にあっては、当該集合広告物を構成する各事業所等に係る表示部分の面積がそれぞれ1平方メートル以内、かつ、当該集合広告物の表示面積が3平方メートル以内」とは、片面の規制か、両面の規制か。

〔答〕 片面の規制であり、条文の意味するところは片面3㎡、両面6㎡以内である。

〔問3〕 記載の許されている「距離」の書き方はどのようなものか。

〔答〕 「距離」は、特定案内用広告物の設置場所からの距離（例：「ここから〇〇m」、
「この先〇〇km」）を記載することを原則とする。また、設置場所からの距離の代わりに、公共施設からの距離（例：「市立〇〇美術館から〇〇m」）を記載することも例外的に認める。

なお、「この先〇〇分」などと記載した場合は、記載内容が「距離」ではなく「時間」であるので、特定案内用広告物の要件を欠き、通常为非自家用の広告物となる。（特認案内用も同じ取り扱いをする。）

・特認案内用広告物関係

〔問1〕 「県内主要観光地」は具体的にはどこか。

〔答〕 「県内主要観光地」は、島根県観光動態調査の対象となっている観光地・観光施設を基本とする。対象地点として新たに加わったものは自動的に特認案内用広告物の対象として取り扱ってよい。この調査対象地点以外の地点について、特認案内用広告物として取り扱いたいところがあれば、個別に県に協議すること。

〔問2〕 特認案内用広告物の面積の考え方は？

〔答〕 禁止地域内の場合は合計7㎡以内である。特定案内用広告物の場合は「片面」1㎡だが、特認案内用広告物は「合計」であり、面積の捉え方が異なる。

なお、野立広告物の特認案内用広告物を設置する場合で、一つの支柱に複数の県内主要観光地の特認案内用広告物の板面をそれぞれに取り付けるときは、複数の板面を合計して7㎡以内とすること。

〔問3〕 特認案内用広告物の個数の考え方は？

〔答〕 同一施設が特定、特認両方の案内用広告物の野立広告物を設置する場合、併せて4個以内である。それぞれ4個以内ではない。

〔問4〕「けばけばしい色彩でない」とはどういう色彩か。

〔答〕 しまね景観色彩ガイドラインに適合するものをいう。

〔問5〕「周辺の景観と調和しているもの」とはどういう意味か。

〔答〕 周辺の広告物と高さ等が調和し、建築物と色彩が調和していること、又は、地域の素材（木材、石材、石州瓦等）を使用しているものをいう。

・その他の野立広告物関係

〔問 1〕 下図のような形態の広告物は壁面直接表示広告物か野立広告物か（自動車販売店、中古車販売店でよく見られる）。



〔答〕 目隠しや境界明示等、広告とは別の主たる機能を有する物件に広告を表示する場合は壁面広告として扱い、当該物件が広告目的のみで設置される場合は野立広告物と扱うことを基本とするが、広告物が氾濫しないよう注意して判断する。

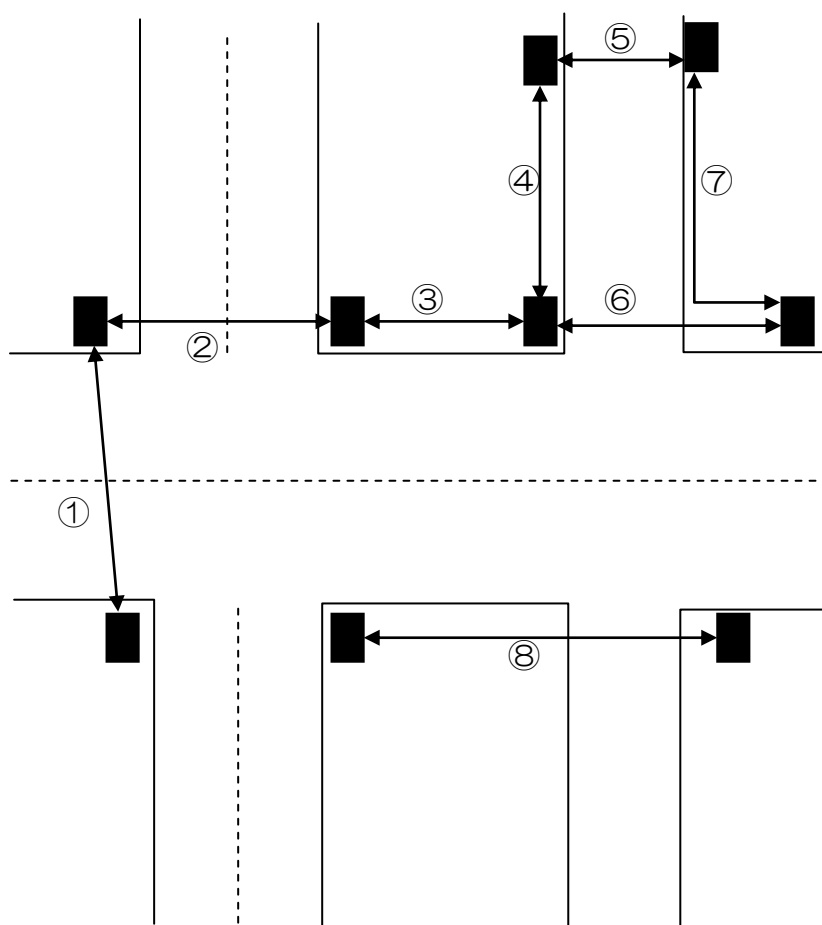
〔問 2〕 非自家用野立広告物の相互間距離 100m の計測の考え方は。

〔答〕 道なりに計測を行う。ただし、非自家用野立広告物と別の非自家用野立広告物の間にセンターラインのある道路が存する場合は、当該広告物間は 100m 以上あるものとみなす。

【図解】

■ …非自家用野立広告物

----- …センターライン



①②…間にセンターラインのある道路があるので、相互間距離が 100m 以上とみなす。

③④…現実の相互間距離を計測する。

⑤⑥⑧…間に道路があるが、センターラインがない道路なので現実の相互間距離を計測する。

⑦…道なりに現実の距離を計測する。

〔問3〕無許可の非自家用野立広告物が100m以内にあるために相互間距離の基準に抵触している許可申請がなされた場合の対応はどうか。

〔答〕相互間距離100mを現実的に満たさないものについては、原則として不許可とする（根拠：条例第9条第1号に抵触）。

ただし、100m以内の物件の当事者間で調整が付き許可基準を満たせば許可する。また、調整がつかない場合でも、許可権者が既設の違反広告物の設置者等に撤去指導を行った結果、当該設置者等から是正計画書が提出される等に見える対応がなされた場合で、かつ、新規許可申請者が別箇所において違反広告物を設置していない場合は、新規許可の支障となる違反広告物は存在しないものとみなして審査を行い、許可することができる。なお、既設違反広告物については是正計画実行までその後も引き続き適切な指導を行う。

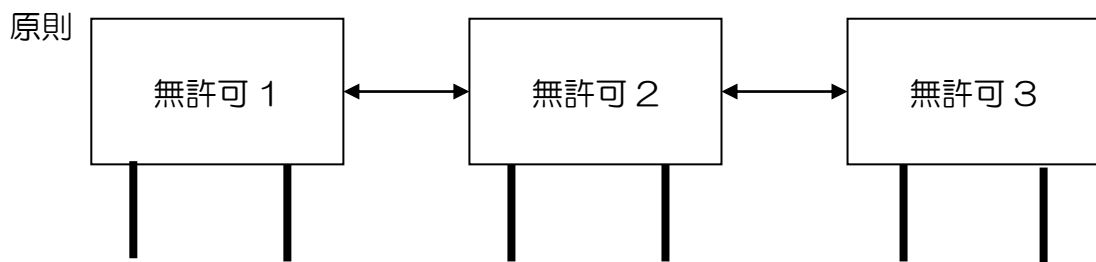
このような運用を行う理由としては、既存の無許可の野立広告物の撤去を進めていく中では、その無許可の物件の設置者又は新規設置予定者のうち、先に許可申請をした者に許可を出すこととすると、当事者間に無用な混乱を招き、かえって違反野立広告物が林立することも考えられ、良好な景観形成上好ましくないということがある。

また、新たに「近接」規定や案内用広告物規定を設けたことにより当事者間の調整も可能となった。

さらに、国道・鉄道からの離隔距離が廃止される地域において、許可申請が集中するおそれがあり、現場の混乱を避ける必要がある。

原則と例外を図解すると以下の通りである。

【図解】



※相互間距離いずれも100m未満

上図の状態、無許可1・無許可2・無許可3の三者のうち一者から許可申請→三者で調整。

①三者のうち二者が撤去

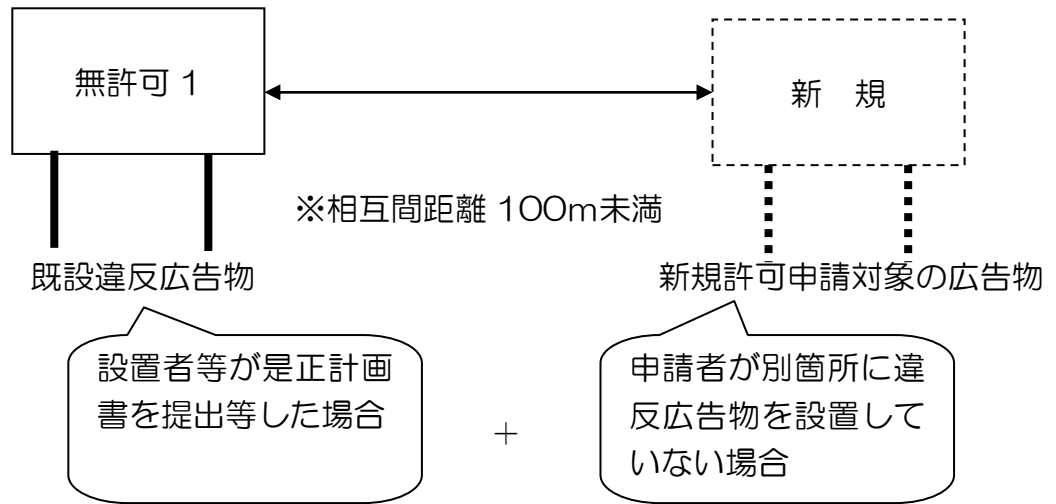
②残りの二者が特定案内用広告物又は特認案内用広告物に改修

③相互間距離20cm以内・表示面の上端下端を揃え、1～3の表示面積の合計が30㎡以内全てを満たすよう改修

のいずれかの形になれば設置を許可することは可能。

→以上の調整がつかないものは、全て撤去指導。

例外

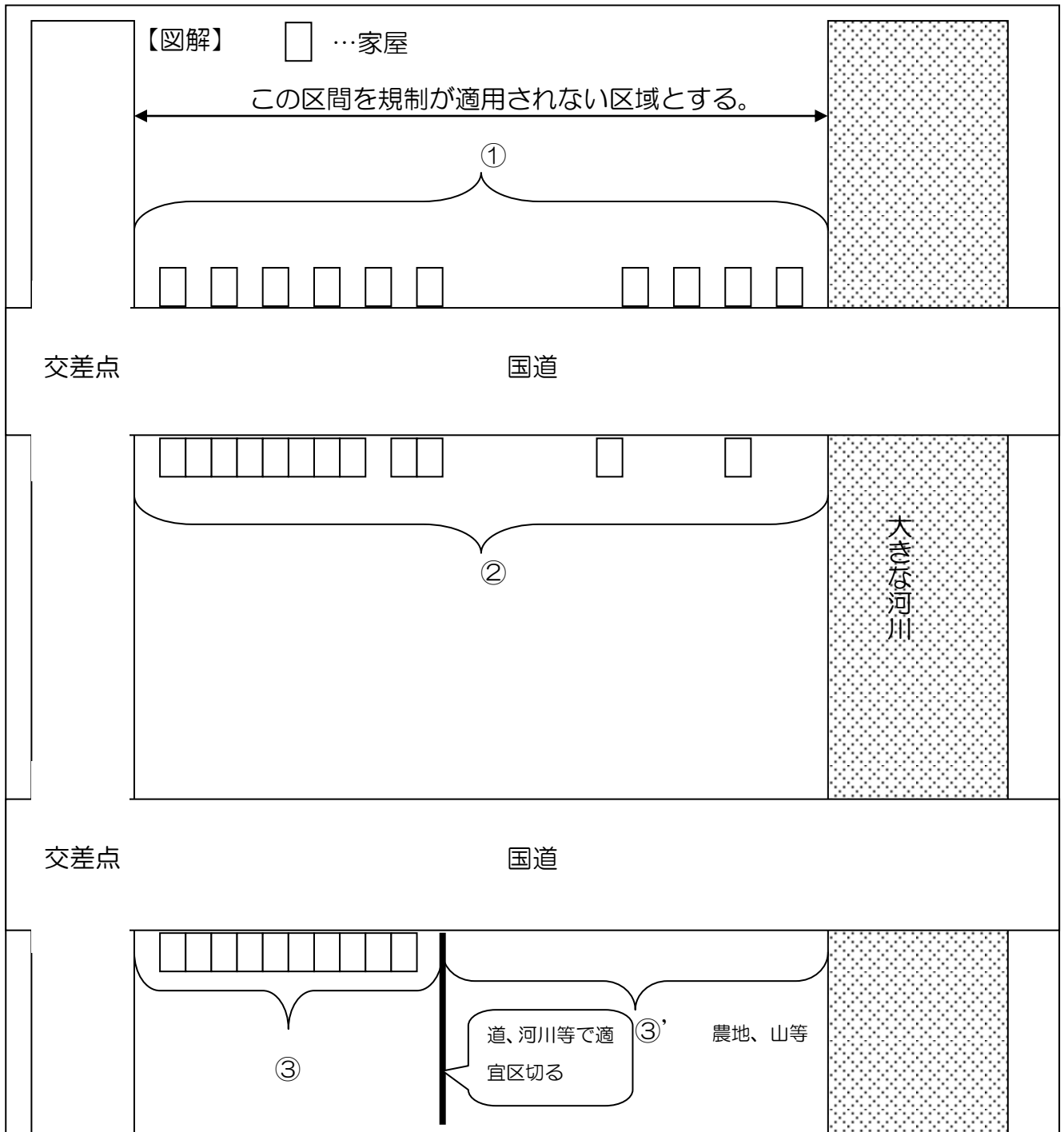


→現実的に相互間距離 100m 未満であっても既設違反広告物が存在しないものとみなして新規申請を審査できる。

〔問 4〕 国道等からの距離 100m 以上の規制が適用されない「概ね 10 以上の家屋が連たんする地域」の区域設定はどのような考え方で行うのか。

〔答〕 概ね 10 戸以上の家屋が連たんする地域とは、建物が概ね 10 戸以上続いて建っているところを意味し、間に農地や山等がある場合は連たんしていないと判断する。

「10 戸以上続いて」いるかどうかは、大きな河川や交差点等で区切られる区間で連たん度を判断する。



①、②…その区間が一つのまとまりのある住宅地域と考えられ、家屋連たん地域と判断する。

- ③、③' …大きな河川と交差点で区切られている区間内にはあるが、③' 部分は農地、山等で家屋が1軒もなく、まとまりのある住宅地域とは言えないため、家屋連たん地域ではなく、③部分のみ家屋連たん地域と判断する。

※交差点や大きな河川等の間隔が著しく短かい場合や長い場合は適宜区切ったり、次の交差点等まで区間を延ばしたりしてもよい。

〔問5〕 非自家用野立広告物の表示位置については、「国道及び鉄道(以下「国道等」という。)からの距離100メートル以上。ただし、地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合にあつては、国道等から可能な限り離すことをもって足りる。」という基準がある。

(1) 国道等から100メートル以上離すこととした理由は何か。

(2) 「地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合」とはどういう場合が該当するのか。

〔答〕 (1) 本県においては、国道等からの良好な眺望景観を守るため、非自家用野立広告物について国道等からの距離(100メートル以上)を規制している。

なお、改正前の島根県屋外広告物条例施行規則においては、県内すべての地域において国道等から100メートル以上離すこととされていたものの、国道等の沿線で市街化が進んだ市街化地域等においては弾力的に運用すべき実態があったため、改正後の施行規則では都市計画法の規定による市街化地域、用途地域、概ね10以上の家屋が連たんする地域については、当該規制を適用しないことを明文化した。

(2) 以下の①②の要件を両方満たした場合は、「地形等の理由により100メートル以上離すことが困難な場合」に該当すると判断し、国道等から可能な限り離すことを条件に許可できる。

① 自然地形上、周辺に国道等から100m以上離せる場所がないこと。

(国道等沿いに、又は、国道等を挟んで反対側に、少し位置を移動すると100メートル以上離せるのであれば、困難とは言えないため。)

② 表示内容上、その場所へ設置しなければならない必然性があること。

(国道等から100メートル以上離すことのできるまったく別の位置に設置しても表示内容との関係で支障がないのであれば、困難とは言えないため。)

①の例としては、山間地で、国道等の両側ともに切り立った崖地がしばらく続いている場合や、海岸沿いで、国道等が海と山でしばらく挟まれている場合などが考えられる。

②の例としては、特定のT字路で左折しないとA商店に行けない場合に、当該T字路で左折すべき旨の交通案内を表示したA商店の看板を当該T字路付近に掲出する場合などが考えられる。

〔問6〕 非自家用野立広告物と自家用野立広告物が一体となった広告物について基準の適用はどのように行うのか。

〔答〕 非自家用野立広告物と自家用野立広告物が足を共有している場合(下記【図解】

図 1 参照) であっても、別個の野立広告物として取り扱い、非自家用及び自家用の部分ごとにそれぞれの基準を適用する。(つまり、図 2 や図 3 のような形態の野立広告物と同じ扱いになる。)

【図解】

図 1

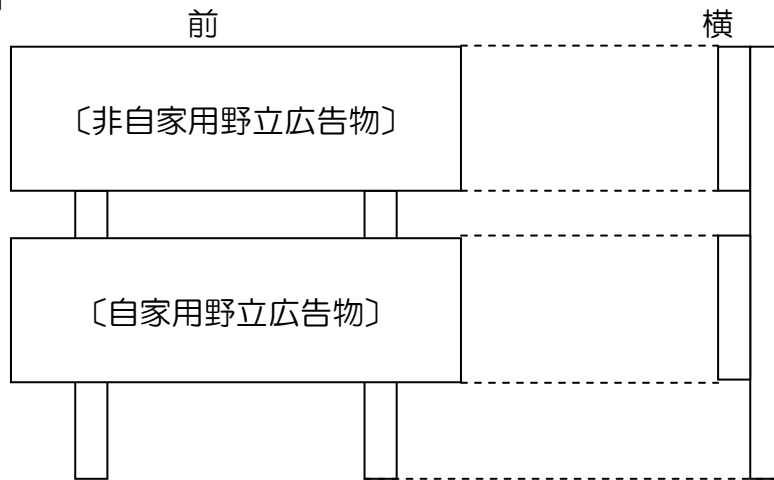


図 2

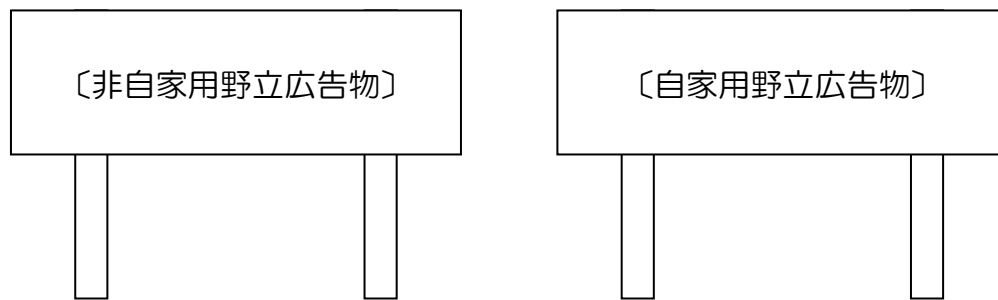
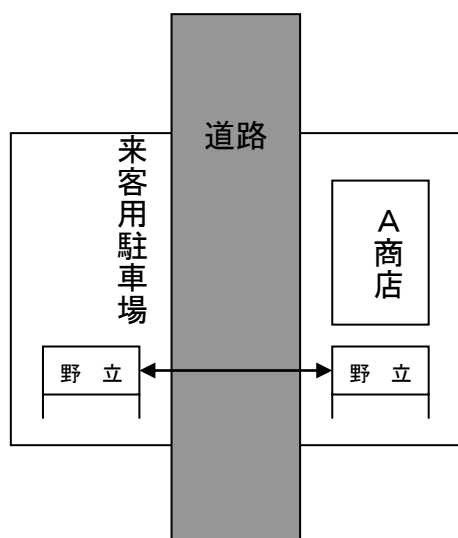


図 3

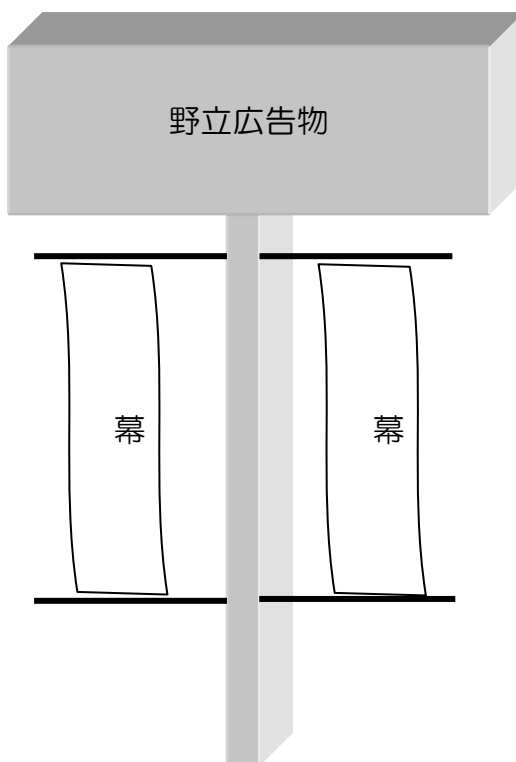


〔問 7〕 例えば道路を挟んでいるために複数の敷地を持っている店舗形態で、両方の敷地に自家用野立広告物を出す場合は、相互間距離をどのように考えるか。



〔答〕 店舗敷地が複数に分かれている場合は、それぞれの敷地毎に基準を適用する。
なお、野立広告物の内容は当該野立広告物を設置する敷地において提供できるサービスの内容でなければ自家用野立広告物とは認めない。よって、例えばA商店の来客用駐車場のみの敷地であれば「A商店」又は「A商店駐車場」とのみ記載されている場合を自家用であると判断する。

〔問 8〕 野立広告物に幕を取り付けた場合、基準をどう適用すべきか。野立広告物とけんすい幕それぞれの基準を適用すればよいか。

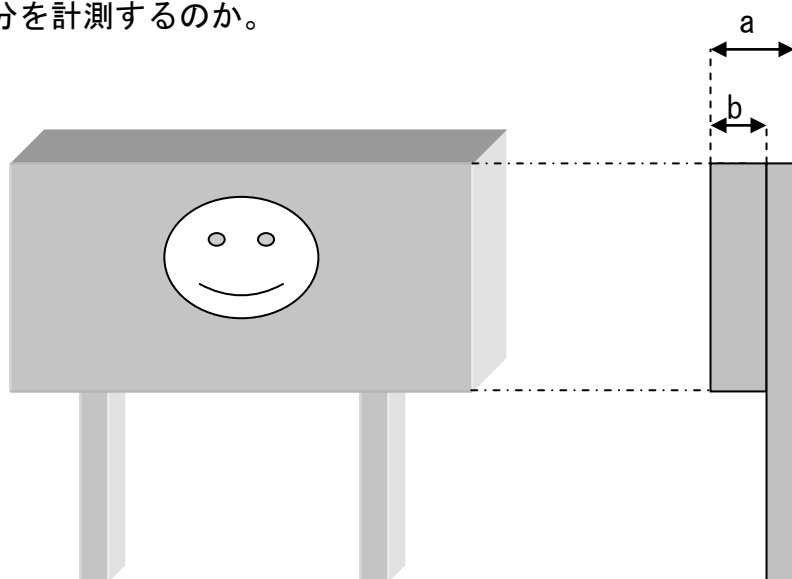


〔答〕 掲出物件としては野立広告物であるので、幕部分も野立広告物の一部分とみなし、総表示面積は野立広告物の基準（30㎡以内）を上限とする。

〔問9〕 既に自家用野立広告物が設置されている敷地に、非自家用野立広告物を設置する場合、相互間距離についてどう考えるのか。

〔答〕 自家用野立広告物と、非自家用野立広告物の相互間距離は問わない。相互間距離の規定は、自家用野立広告物同士又は非自家用野立広告物同士の距離についてのものである。

〔問10〕 下図のような広告物が、広告塔か広告板かを判断するにあたって、厚さはどの部分を計測するのか。



断面図

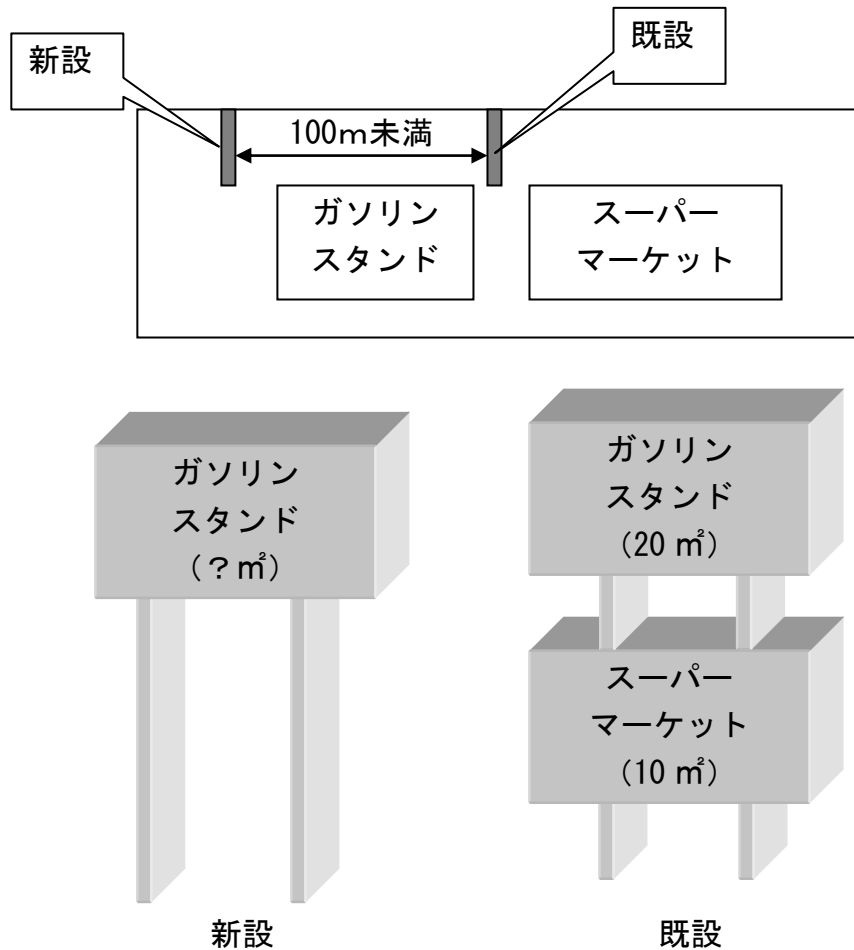
〔答〕 bの部分を厚さとして判断する。

〔問11〕 1基の自家用野立広告物（広告塔）に敷地を共同利用する2店舗がそれぞれ自家用広告物を表示する場合、それぞれに30㎡以内（合計60㎡以内）を表示できるか、それとも2店舗合計で30㎡以内とするのか。

〔答〕 1基の自家用野立広告物（広告塔）全体で2店舗合わせて30㎡以内の表示が可能である。

〔問12〕2店舗が1基の自家用野立広告物を共同で設置し、さらに同一敷地内で100m離れていない箇所にもう一方の店舗が単独で1基の自家用野立広告物を設置する場合の面積算定はどうするのか。

平面図



〔答〕 上記の例であれば、新設のガソリンスタンドの自家用野立広告物は、 10m^2 以内とする（相互間距離が100m未満なので、既設の自家用野立広告物のガソリンスタンドの表示 20m^2 と、新設の自家用野立広告物のガソリンスタンドの表示面積を合計して 30m^2 以内にすることが必要がある。）。

〔問13〕 広告塔の基準で、厚さが主な表示面の幅の6分の1以上という要件があるが、複数の板面からなる野立広告物の場合、どのように広告塔であるかどうか判断するのか。

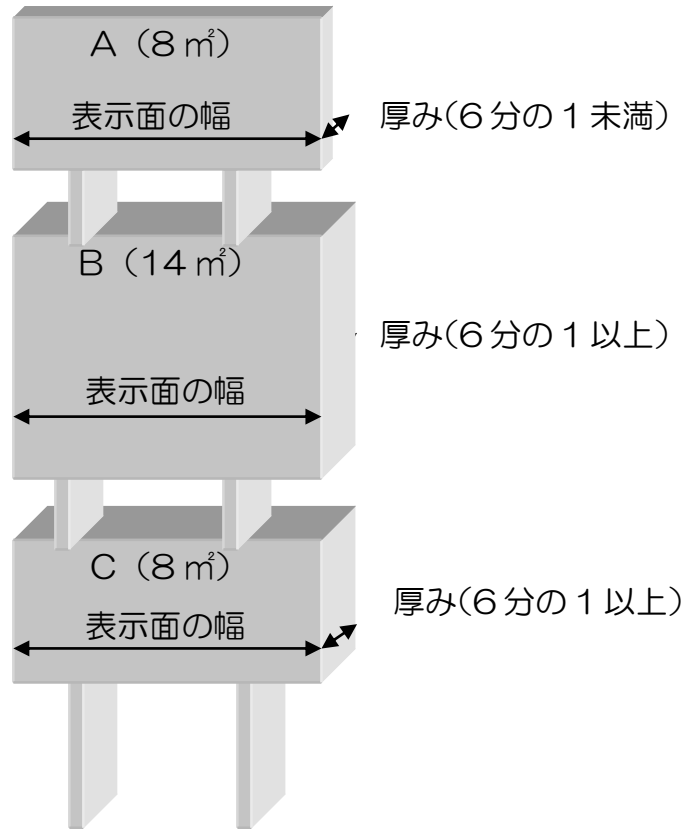
〔答〕 以下の①②の両方を満たしていると広告塔と判断する。

- ①全ての板面のうち、最大の表示面を持つものの厚さが表示面の幅の6分の1以上あること。
- ②厚さが表示面の幅の6分の1以上ある板面の面積が、全表示面積の過半になること。

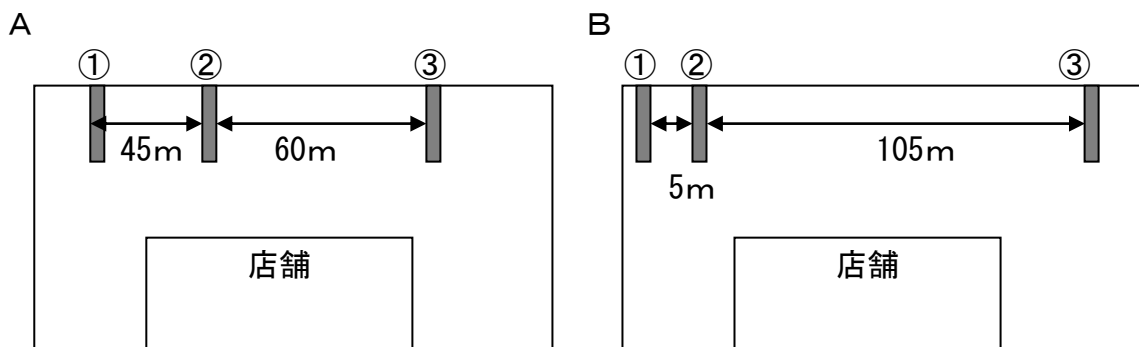
なお、各板面の表示面の「厚さ」は、各板面の最も薄い部分で計測する。

例えば、下図の場合、最大の表示面を持つ板面Bの厚みが表示面の幅の6分の1以上であり①を満たす。また、 $B+C=22\text{m}^2 > 15\text{m}^2$ であり、Bの厚みもCの厚みも表示面の幅の6分の1以上あり②の要件を満たしている。よって①②の要件を両方満たしているので、広告塔として許可できる。

仮にCの厚みが表示面の幅の6分の1未満であれば、面積の過半 ($A+C=16\text{m}^2 > 15\text{m}^2$) が6分の1未満であり、②の要件を満たせないこととなり、広告板とする。



〔問14〕 自家用野立広告物の相互間距離と面積の考え方について、下図のような場合、どのように取り扱うのか。



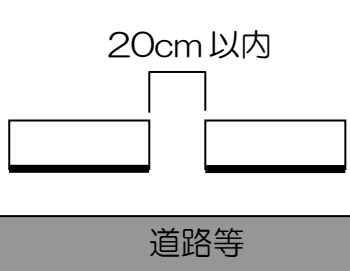
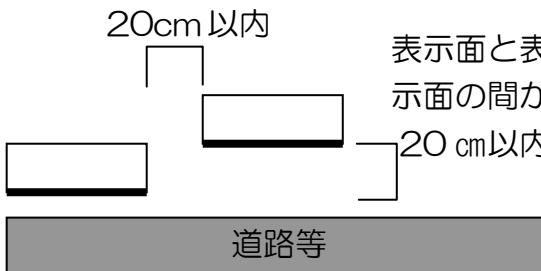
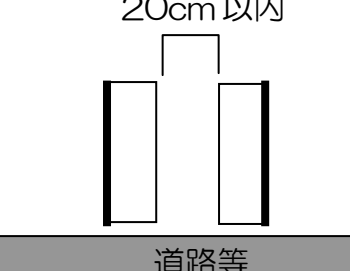
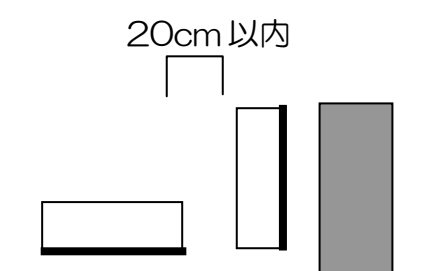
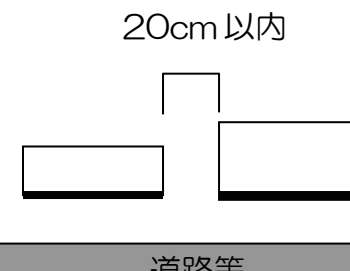
〔答〕 Aの場合、①と②、②と③の間が100m未満であるため、①②③の面積を合

計30㎡以内とする。

Bの場合、①と②の間が100m未満なので、①②の面積の合計を30㎡以内とし、③は①②と100m以上離れているので、別途30㎡以内の面積のものを掲出できる。

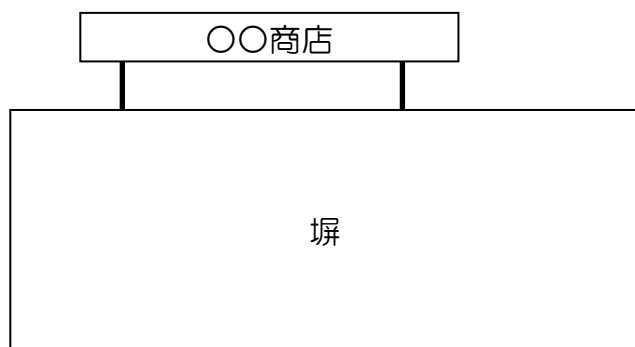
〔問15〕 複数の非自家用野立広告物が近接していて許可できるのはどういう場合か。

〔答〕 次の場合とする。

<p>例 1 → 許可：○</p> 	<p>例 2 → 許可：○</p> 
<p>例 3 → 許可：○</p> 	<p>例 4 → 許可：○</p> 
<p>例 5 → 許可：○ (厚さの差問わない)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 図はいずれも平面図 • 太線部分が表示面 • 表示面の合計 30㎡以内で、上端下端は揃っているものとする

〔問16〕 塀の上に載っている広告板は何広告物に該当するのか。

〔答〕 野立広告物として扱う。



○「建築物の屋根又は屋上に表示する広告物又は設置する掲出物件」（屋上広告物）関係
 〔問1〕屋上広告物については、広告物の高さが設置される建築物の高さの2/3以内とされている。図1の場合における「建築物の高さ」とはどこを指すか。

〔答〕 「建築物の高さ」とは、建築基準法による高さとする。すなわち、aの部分に建築物としての屋内的用途（居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納、吹き抜け等）がある場合はこの建築物の高さをh1とするが、建築物としての屋内的用途がない場合（架台、小屋裏等）はh2とする。

つまり、h1となる場合 広告物の高さ $\leq h1 \times 2/3 \rightarrow$ 許可

h2となる場合 広告物の高さ+aの部分の高さ $> h2 \times 2/3 \rightarrow$ 不許可

なお、この高さは建築物全体の高さの最高地点ではなく、設置される箇所の高さを言う（図2参照）。

また、3mを超えるような高低差・傾斜のある敷地の建築物である場合、高さの計測基点を平均地盤面とする。

図1

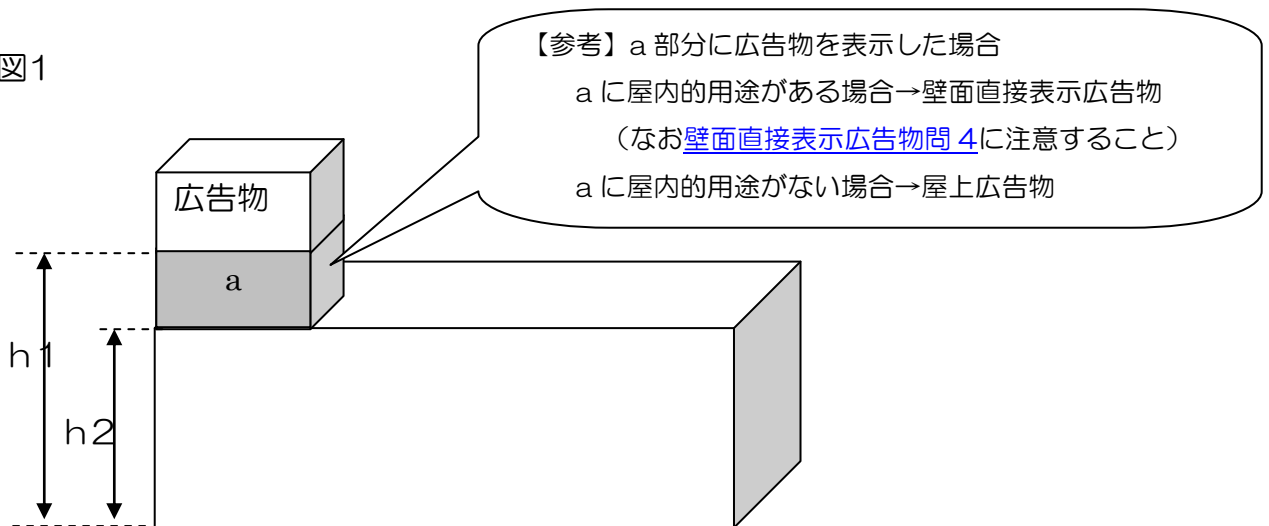
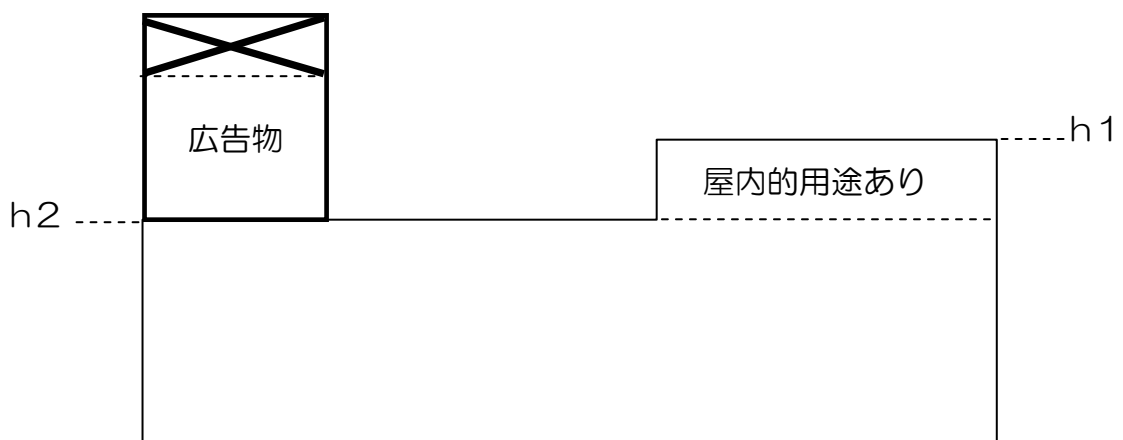
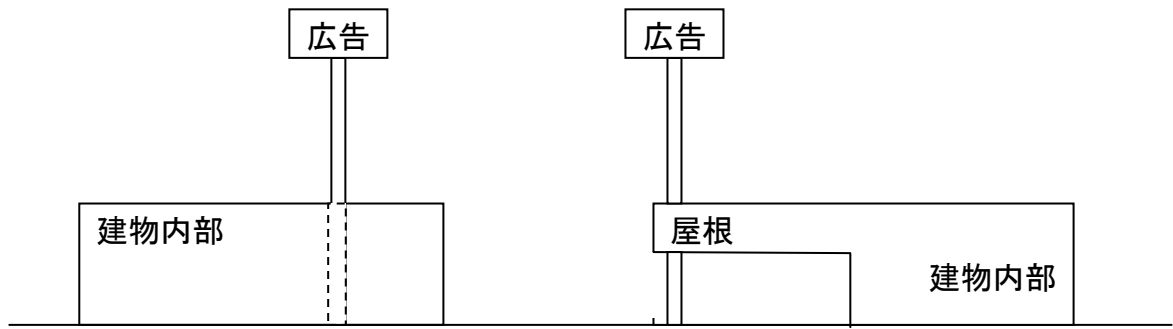


図2



建築物の高さの最高点はh1だが、屋上広告物の許可の可否を判断する際の建築物の高さはh2となり、不許可（×の部分が高さ超過）。

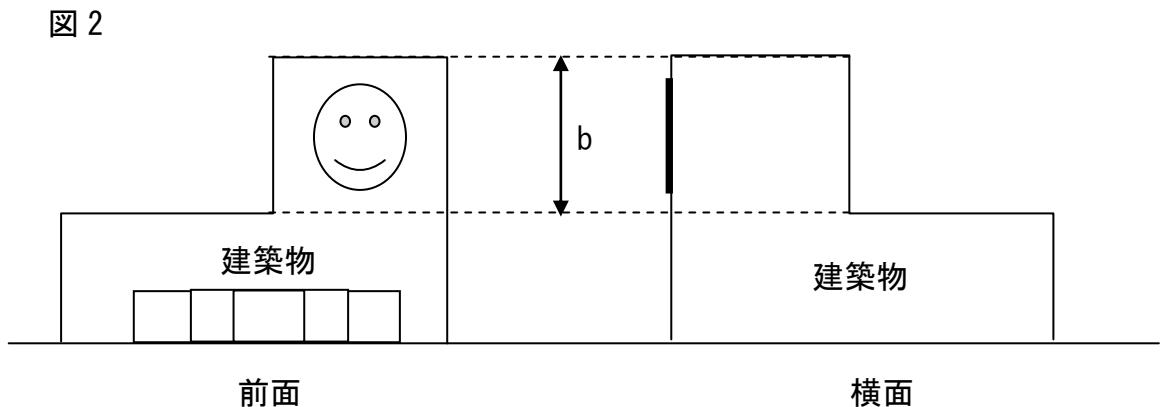
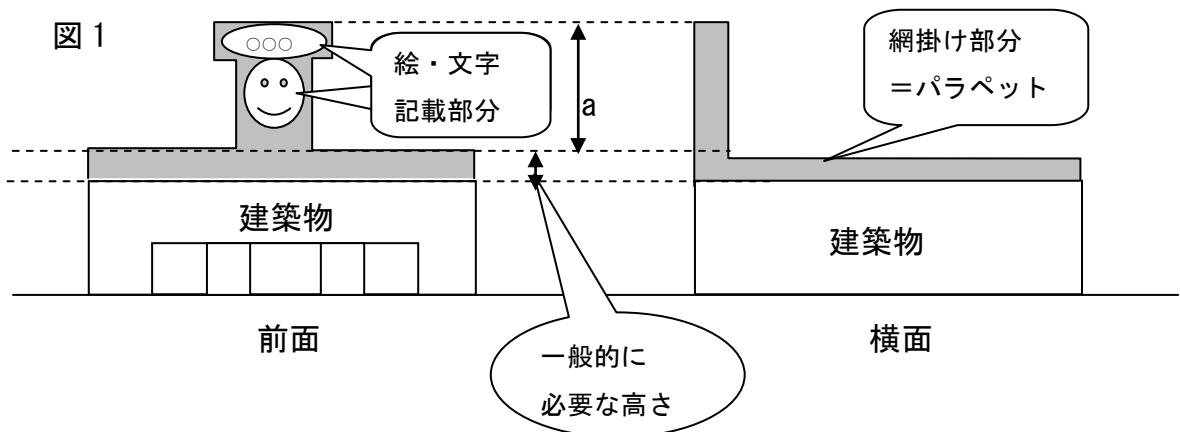
〔問2〕 屋根を突き抜けた形の広告物は屋上広告物か、野立広告物か。



〔答〕 屋根の上に表示又は設置されているものは屋上広告物とする。

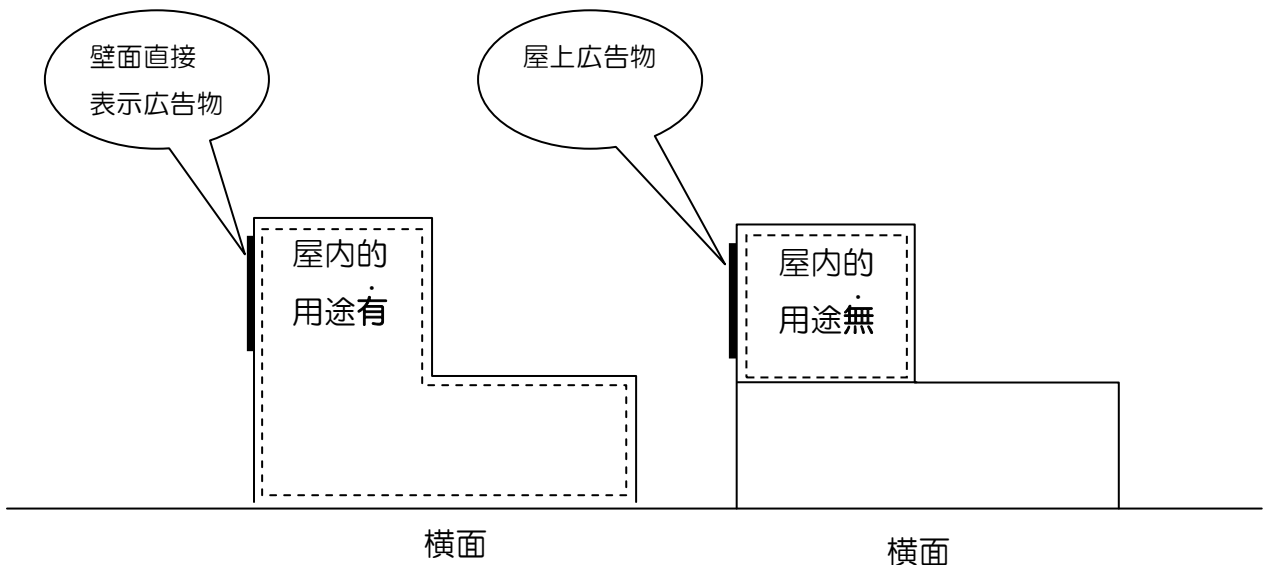
〔問3〕 広告物を表示するために、図1のように部分的あるいは必要以上にパラペット（胸壁）を立ち上げるものは、屋上広告物か、壁面直接表示広告物か。

また、図2のように屋上広告物か壁面直接表示広告物か紛らわしい広告物をどう判断するのか。



〔答〕 パラペットのように壁面を立ち上げてそこへ表示する広告物については、一般的に必要な高さまでのパラペット部分に表示するのであれば壁面直接表示広告物であるが、図1のa部分のように広告物を表示するために部分的あるいは必要以上に

パラペットを立ち上げて、そこに表示するものについては、屋上広告物として扱う。
 また、図2のb部分に広告物を表示する場合、b部分に屋内的用途（居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納、吹き抜け等）があれば壁面直接表示広告物として扱い、屋内的用途がなければ屋上広告物として扱う。



○「建築物の屋根又は壁面に直接表示する広告物」関係

〔問1〕 壁面に直接表示する広告物とはどんなものか。

〔答〕 建築物の壁面に直接塗書きする広告物をもととは想定している。

なお、直接塗書きするものと同視し得るもの（例として、シール状のもので建築物の壁面に密着するものや、金属板等をボルト等により建築物の壁面に堅固に緊結し容易に取り外せず、かつ、いわゆる壁面突出広告物に該当しないものが考えられる。）も建築物の壁面に直接表示する広告物とみなすことができる。

一方で、金属板等をネジなど容易に取り外せるもので建築物の壁面等に取り付けてある場合は、はり札である。

〔問2〕 直接塗装は広告「物」といえるか。

〔答〕 屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、工作物等に掲出され又は表示されたもの及びこれらに類するものをいい、必ずしも有体物でなくてもよく、直接塗装等も公衆に表示されるものであり屋外広告物法にいう広告物である。

〔問3〕 一つの壁面に自家用と非自家用の壁面直接表示広告物が混在している場合、あわせて20㎡以内とするのか。

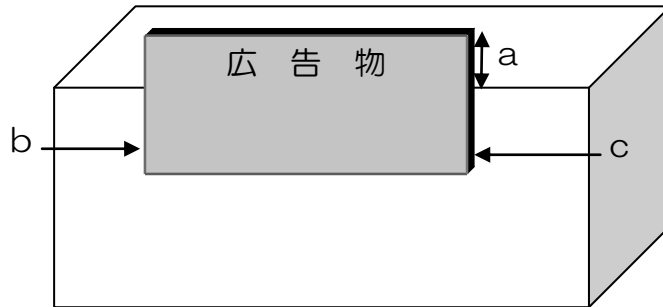
〔答〕 そのとおり。

〔問 4〕 下図のような場合、壁面に直接表示する壁面広告物か、屋上広告物か。

〔答〕 壁面直接表示広告物と解してよい。

ただし、屋上にも表示されているので、屋上広告物の許可基準も満たす必要がある。

なお、広告物としては1つのものであり、屋上に表示される上半分と壁面に表示される下半分を分けて考えるものではない。



壁面広告物→上半分も含めた広告物の面積が、壁面の1/2以下かつ20㎡以内、
屋上広告物→屋上に出ているaの高さが設置する建築物の高さの2/3以下、地表から広告物上端までが51m以下、建築物の壁面を超えて外側に突き出していない(※)

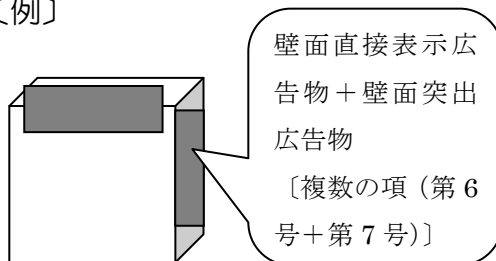
※ 広告物が壁面に密着して設置され、少なくとも広告物の側面（b・c方向）に広告の表示のないものは、構造上外側に突き出していないと考えると差し支えない。

（注）総量規制の適用について

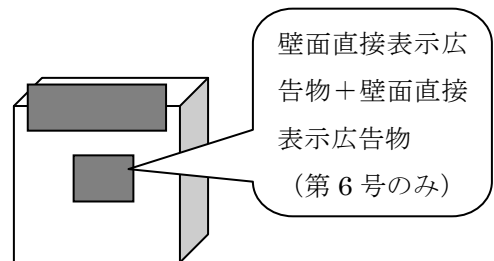
上の図のような壁面直接表示広告物が掲出され、さらに同一壁面に壁面直接表示広告物以外の種類の総量規制対象広告物（壁面突出広告物、横断幕、けんすい幕）が掲出される場合は、総量規制の規定が適用される。

一方で、同一壁面に壁面直接表示広告物が別に掲出される場合は、総量規制の規定は適用されない。（総量規制の規定は、同一壁面に、規則別表第3の第5号の項から第7号の項まで又は第12号の項の広告物のうち、「複数の項」の広告物が掲出される場合に適用される規定である。）

〔例〕



総量規制を適用する。



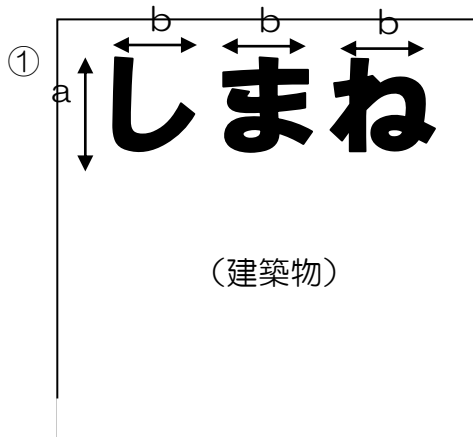
総量規制を適用しない。

※どちらの場合も、屋上広告物を追加して設置することはできない（屋上広告物は、1棟に1個まで）。追加したい場合は、壁面直接表示広告物を屋上に突き出ない形に改修する必要がある。

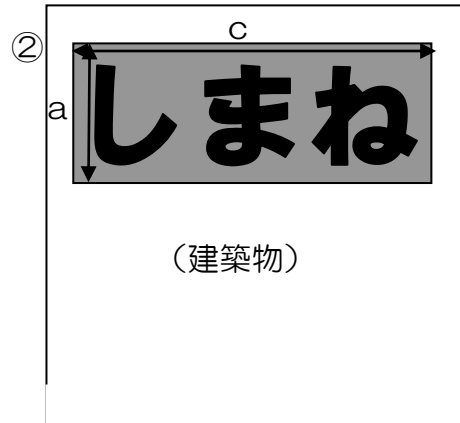
〔問 5〕 壁面直接表示広告物で、広告物の下地部分の色彩が他の壁面と異なるものは、その下地部分も含めて面積算定してよいか。

〔答〕 そのとおり。文字、商標等の周りの下地の色や材質がその他の壁面と異なるものは、文字、商標等の周りの部分を含めて広告と捉えることができるので、文字、商標等の部分だけでなく、下地部分を含めて面積算定する。

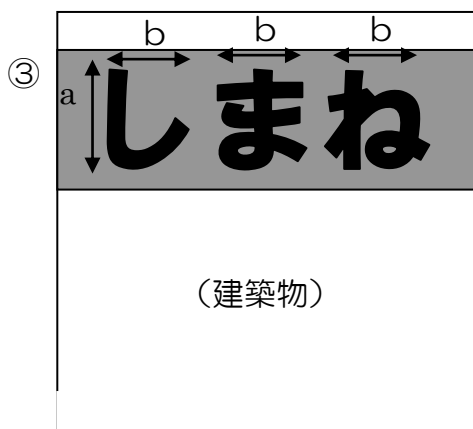
図



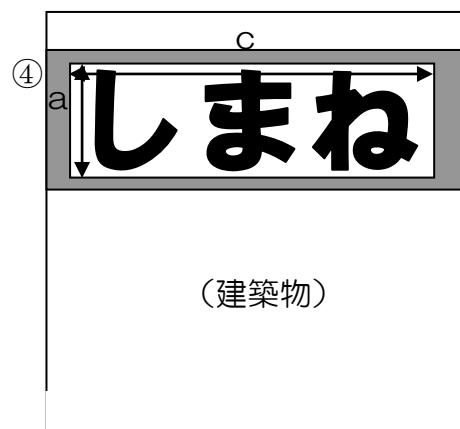
$$\text{面積} = (a \times b) \times 3$$



$$\text{面積} = a \times c$$



$$\text{面積} = (a \times b) \times 3$$

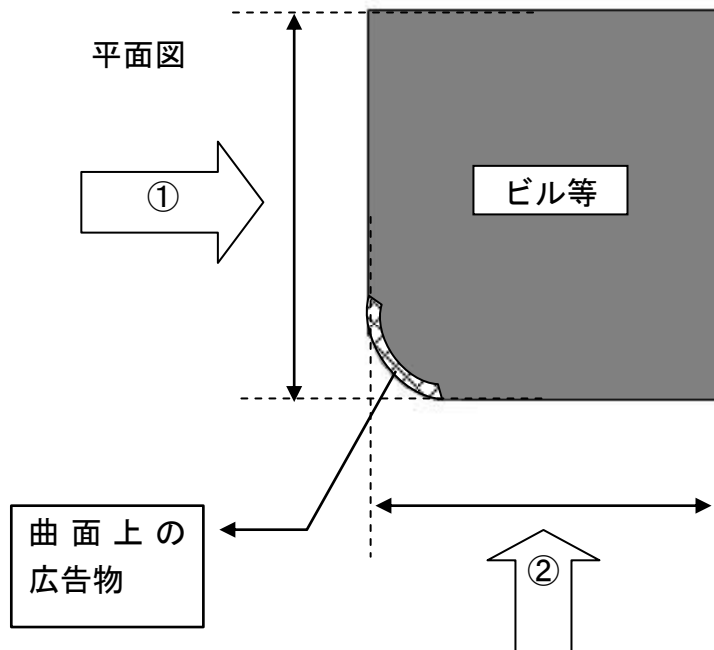



$$\text{面積} = a \times c$$

建築物全体で帯状に色彩を設けている場合、帯状部分は、屋外広告物ではなく建築物のデザインと判断し、③のように面積算定する。（例：コンビニエンスストアなど）

ただし、この場合にあっても、④のように下地部分の色を変えるなどして文字と一体的な広告効果を持たせているものは、その下地部分を含めて面積算定する。


〔問 6〕 下図のような曲面上の壁面直接表示広告物の表示面積の算定はどのように行うのか。（各壁面は 500 m²未満とする。）




〔答〕 弧の部分（の部分）については、表面積（弧の長さ×高さ）を算定し、①の面、②の面それぞれで、20 m²以内になるように規制する。

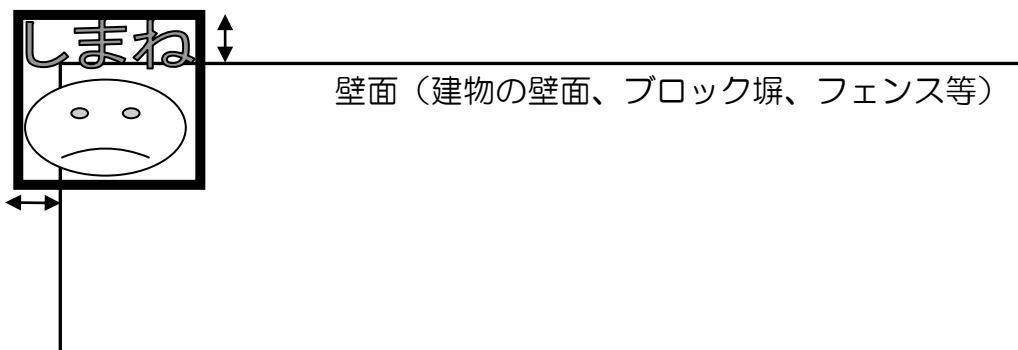
〔問7〕 建築物の壁面からはみ出す壁面直接表示広告物はどのように扱うのか。

〔答〕 以下のとおり扱う。

凡例  …壁面直接表示の範囲

 …壁面の外側に突き出している部分を示す矢印

①壁面を縦方向も横方向も突き出している場合



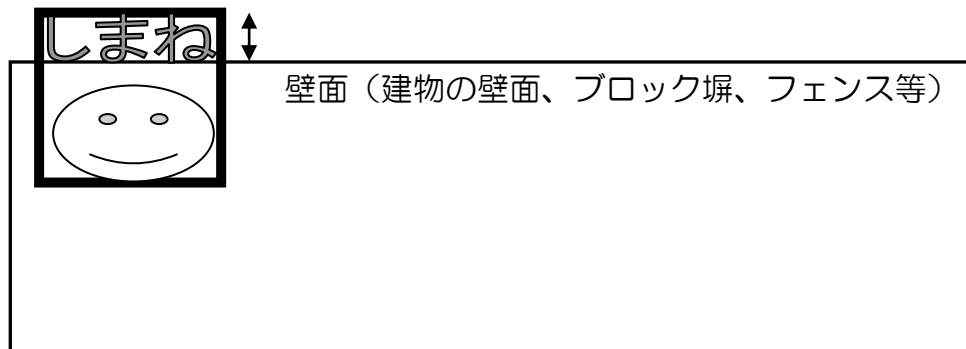
屋上広告物、壁面突出広告物の基準を満たしていないので不許可

不許可の理由

- ・壁面をこえて外側に突き出している（屋上広告物の基準に不適合）

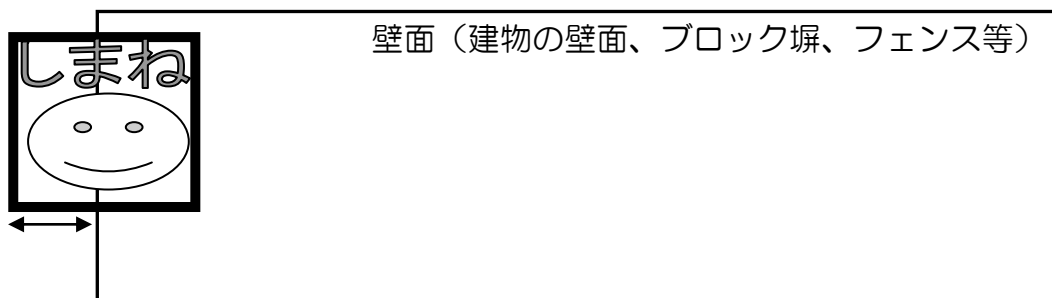
- 屋根（壁面上端）の高さをこえて上に突き出している。（壁面突出広告物の運用に不適合）

②壁面を縦方向のみ突き出している場合



全体として壁面直接表示広告物と屋上広告物の両方の規定を満たせば許可

③壁面を横方向のみ突き出している場合

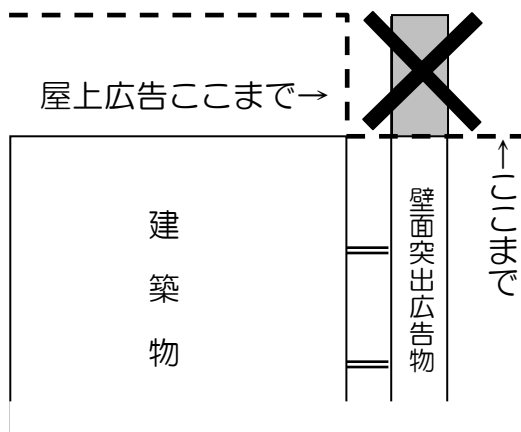


全体として壁面直接表示広告物と壁面突出広告物の両方の規定を満たせば許可

○「建築物の壁面に表示する広告物又は設置する掲出物件」（壁面突出広告物）関係

〔問1〕壁面突出広告物は屋根の高さよりも高く設置することが可能か。

〔答〕 壁面掲出広告物の許可基準に、明確に「屋根より高い位置に突きでないこと」といった記載はない。しかし、屋上広告物では「壁面を超えて外側に突き出していないこと」と定めており、バランス上、壁面突出広告物は屋根の高さまでしか認めない。



○「アーケードに表示する広告物又は設置する掲出物件」関係

—

○「アーチに表示する広告物又は設置する掲出物件」関係

〔問1〕許可にあたっての留意事項は。

〔答〕 アーチ広告については、道路法において特例的なものしか認められていないので、許可にあたっては、道路の占用許可の可否を確認することとし、慎重に扱うこと。

○「電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件」関係

〔問1〕許可にあたっての留意事項は。

〔答〕 美装電柱等、景観に配慮して設置されたものには極力掲出しないように指導すること。

〔問2〕電柱・街灯柱状の物に広告物を表示、設置するのであれば、すべて「電柱、街灯柱等に表示する広告物又は設置する掲出物件」に該当するか。

〔答〕 電柱、街灯柱状の物であれば良いわけではなく、電柱・街灯柱の所有者が電力会社や電話会社、地方自治体のものに限る。

その他の者が所有する街灯柱や柱状の物に広告物を設置する場合は、野立広告物である。

〔問3〕電柱、街灯柱等に表示していた広告物を、別の電柱等に移設表示する場合は、新規許可と変更許可のどちらを受ける必要があるか。

〔答〕 まずは、別の電柱に表示することになる広告物について新規許可を受け、もとの電柱に表示していた広告物については撤去後すみやかに屋外広告物除却届を提出すること。

○「照明広告物」

〔問1〕許可にあたっての留意事項は。

〔答〕 必要以上に光源を明るくしないこと。信号機等の機能を阻害しないこと。

○横断幕及びけんすい幕

〔問1〕許可にあたっての留意事項は。

〔答〕 交通を阻害しないように指導すること。掲出期間は、最小限となるようにすること。

〔問2〕けんすい幕は、縦長でなければならないか。

〔答〕 縦長か横長かを問わない。

〔問3〕 横断幕と横長のけんすい幕の違いは何か。

〔答〕 横断幕は道路等の上空を横断する幕である（道路上空を横断している歩道橋の壁面に沿って設置する場合も、横断幕とする）。

一方、けんすい幕は、建築物等の壁面に沿って設置される（道路等の上空を横断しない）ものである。

〔問4〕 一面につき3個以内という制限は、ガイドレールを設置しても適用されるか。

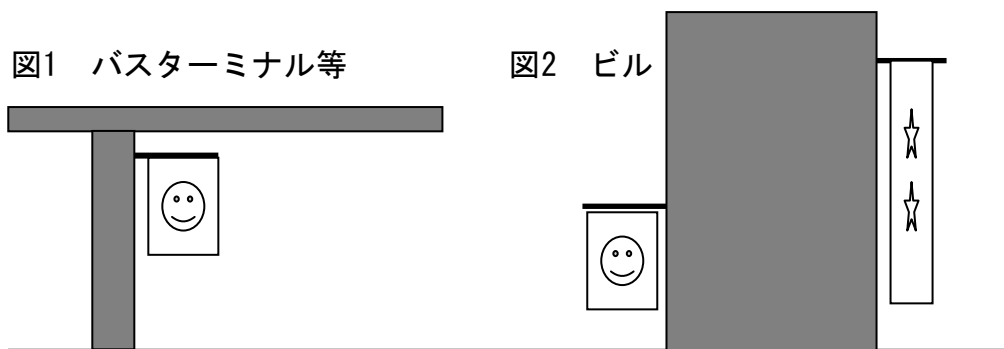
〔答〕 ガイドレールの有無に関係なく個数制限は適用される。

〔問5〕 暖簾（のれん）はけんすい幕に該当するか。

〔答〕 そのとおり。けんすい幕の規定を適用し、暖簾全体が幅1m、長さ10m以内とすること。

○旗及びのぼり

〔問1〕 建物の外壁等から突き出した支柱を利用し、旗を吊り下げのような形での広告物があるが、旗及びのぼりに該当するか。



〔答〕 図1、2のような広告物はけんすい幕に該当する。ただし、公衆に対する安全上の支障がない設置方法であることが許可の条件である。

○消火栓標識を利用する広告物

〔問1〕 許可に当たって留意事項はあるか。

〔答〕 消火栓標識の機能を阻害しないこと。

○バス停留所標識を利用する広告物

〔問1〕 許可に当たって留意事項はあるか。

〔答〕 バス停の標識の機能を阻害しないこと。

○その他

〔問〕 気球広告の許可についてはどの基準をもって判断するのか。

〔答〕 幕広告の基準によること。

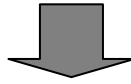
○総量規制について

〔問1〕 総量規制とはどのようなものか。

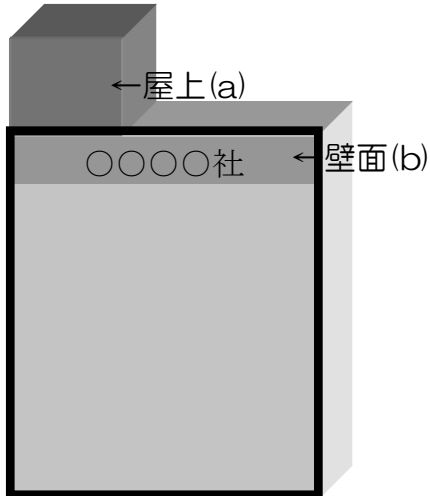
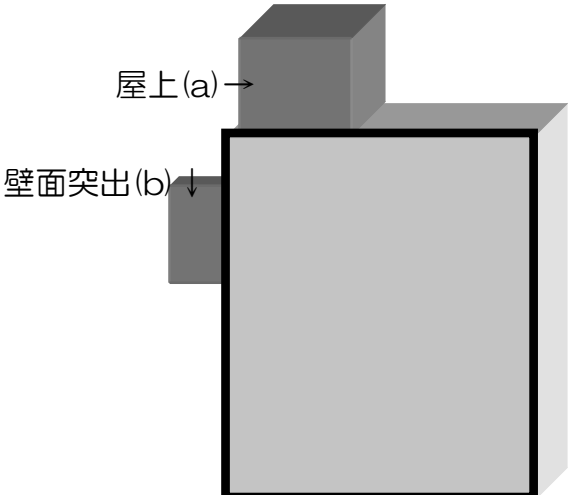
- 〔答〕
- ・屋上広告物
 - ・壁面広告物(直接表示)
 - ・壁面掲出(突出し)
 - ・けんすい幕

のうち、複数種類の広告物が同一面
で表示されるもの

〔単一種類の場合は当該広告物の
許可基準による〕

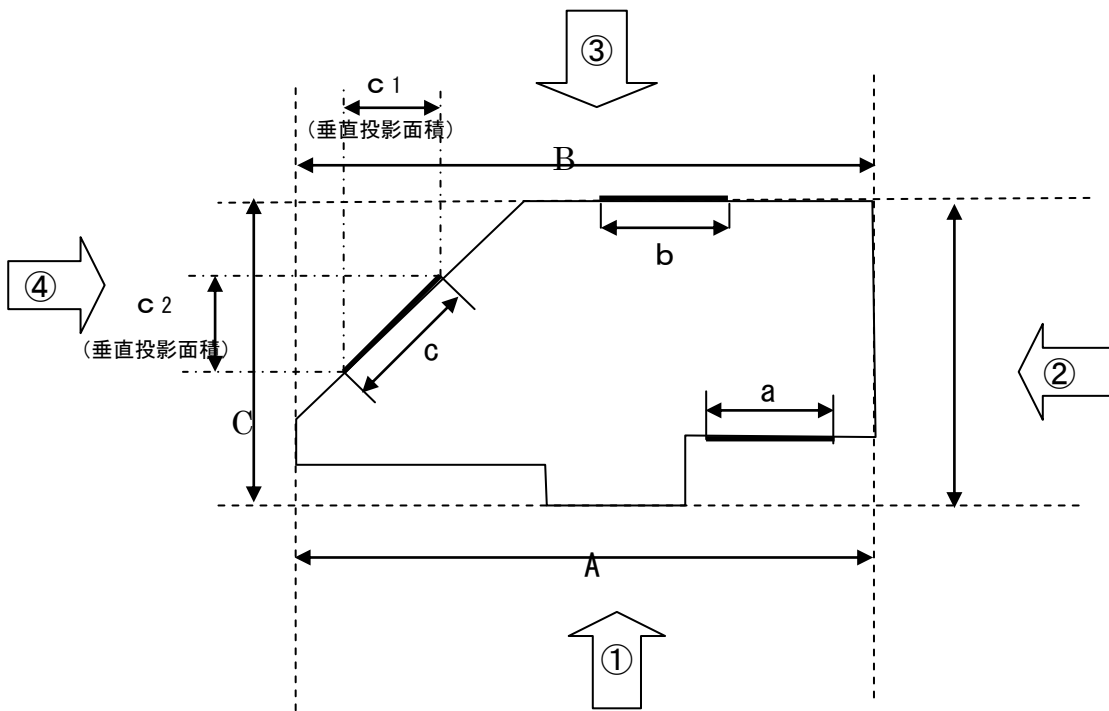


1 壁面の 1/3 以内に規制するものである。

<p>例 1</p>  <p style="text-align: center;">(a)、(b)各々の基準を満たすこと + $a \text{ m}^2 + b \text{ m}^2 \leq \square \times 1/3$ なら可</p>	<p>例 2</p>  <p style="text-align: center;">(a)、(b)各々の基準を満たすこと + $a \text{ m}^2 + b \text{ m}^2 \leq \square \times 1/3$ なら可</p>
--	---

※広告が(a)、(b)いずれか一方のみの場合は、(a)、(b)各々の基準を満たせば許可。

〔問 2〕 下記平面図のような建築物について表示面積をどのように算定するのか。



- 〔答〕
- 1 壁面広告物の「表示面積」について

広告物（上図の a、b、c）そのものの面積（見付面積）を算出する。（⇒ 手数料算定基礎になる。）
 - 2 壁面広告物の個別面積規制に係る「表示面積の限度」の基礎数値となる「1面の面積」の捉え方について

上記平面図のように建築物を①～④の4面と捉えた上で、各面について以下のとおり算出し、規則への適否を判定する。

 - ①の面について
 - (1) 垂直投影面積（A）を算出する。（以下は $A < 500 \text{ m}^2$ と仮定）
 - (2) 「屋根又は壁面の2分の1以内」の判定

$$a \leq A \times 1/2$$
 - (3) 「20平方メートル以内」の判定

$$a \leq 20 \text{ m}^2$$
 - ②の面について

広告物なし
 - ③の面について
 - (1) 垂直投影面積（B）を算出する。（以下は $B < 500 \text{ m}^2$ と仮定）
 - (2) 「屋根又は壁面の2分の1以内」の判定

$$b + c_1 \leq B \times 1/2$$
 - (3) 「20平方メートル以内」の判定

$$b + c \leq 20 \text{ m}^2$$

④の面について

(1) 垂直投影面積 (C) を算出する。(以下は $C < 500 \text{ m}^2$ と仮定)

(2) 「屋根又は壁面の 2 分の 1 以内」の判定

$$c^2 \leq C \times 1/2$$

(3) 「20 平方メートル以内」の判定

$$c \leq 20 \text{ m}^2$$

3 総量規制 (同一壁面に複数種の広告物を掲出した場合は、広告物の表示面積の合計が当該壁面の 3 分の 1 以内) への適否判定の考え方

⇒ 上記 2①③④の「(2) 『屋根又は壁面の 2 分の 1 以内』の判定」と同様に
取り扱う。

【条例】

(許可の表示)

第10条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める事項を記載しなければならない。ただし、許可証票を添付し、又は許可証印を受けたものについては、この限りでない。

(平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(許可の表示)

第5条 条例第10条の規則で定める事項は、許可番号、許可期間並びに許可を受けた者の住所及び氏名とする。

2 前項に規定する事項の記載は、様式第2号によりしなければならない。

3 条例第10条ただし書に規定する許可証票は、様式第3号又は様式第4号のとおりとし、許可証印は、様式第5号のとおりとする。

【照会回答】 -

【条例】

(禁止広告物)

第11条 次に掲げる広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料がはがれたもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの
(平9条例14・全改、平17条例28・一部改正)

【施行規則】 -

【照会回答】 -

〔問1〕「著しく」とはどういうことか。

〔答〕 「著しく」の判断は、一般的平均人が見て「著しく」と感ずるようになった場合を言うのであって、直接的には行政庁の判断するところとなる。

【条例】

(管理者の設置等)

第11条の2 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は管理する者(以下「設置者等」という。)は、当該広告物又は掲出物件に関し、補修その他必要な管理を怠らないことにより良好な状態を保持しなければならない。

(平9条例14・追加、平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(管理者の設置を要しない広告物又は掲出物件)

第5条の2 条例第11条の2第1項の規則で定める広告物又は掲出物件は、簡易広告物等とする。

(平9規則12・追加、平17規則39・一部改正)

【照会回答】

〔問1〕 管理者には資格が必要か。また、どのようなことが求められているか。

〔答〕 規則で定める簡易な広告物(簡易広告物等の範囲は[第6条関係〔問2〕](#)を参照。)を除き、管理する者を置かなければならない。管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。管理者はとくに資格を有することを必要としないが、できるだけ屋外広告士や、屋外広告物講習会修了者等、知識を有する者の方が望ましい。

また、管理者は、設置者等と同様、当該広告物に関し補修その他必要な管理を怠らないようにしなければならない。

【条例】

(除却義務)

第12条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可期間が満了したとき、若しくは第14条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第6条に規定する広告物又は掲出物件について同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(平9条例14・平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(除却の届出)

第6条 条例第12条第2項の届出は、屋外広告物除却届(様式第6号)によりしなければならない。

(平9規則12・平17規則39・一部改正)

【照会回答】

〔問1〕屋外広告物の許可申請を行い、許可を受けたが、設置前に都合により設置を中止した場合、どのような手続きをすべきか。

〔答〕 明確な規定はないが、申請者は、除却届(様式第6号)の様式を使用して設置しない旨を提出し、後々のためにも許可した広告物が実際には設置しなかったということを明確化しておくべきであるとする。

【条例】

第3章 監督

(措置命令等)

第13条 知事は、第11条又は第11条の2第2項の規定に違反した設置者等に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、第2条から第4条まで若しくは前条第1項の規定に違反し、又は前項の規定による知事の命令に違反した設置者等に対し、当該広告物又は掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による措置を命じようとする場合において設置者等を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(平9条例14・平17条例28・平17条例85・一部改正)

【施行規則】 ー

【照会回答】

〔問1〕 違反広告物に対してはどのような措置をとるか。

〔答〕 原則的には設置者がわかる場合は、設置者に対して除却を指導し、それに応じない場合、明らかに条例等に違反して広告物等を表示し、又は設置されているときは、屋外広告物法第7条の規定によりはり紙、はり札、立看板については、市町村長の命じた者又は委任した者が除却する。その他の物のときは市町村長の除却命令に応じないなら代執行により除却することになる。

【条例】

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第13条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(平17条例28・追加)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第13条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、7日間)、庁舎前の公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第13条の7において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を告示すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例28・追加)

【施行規則】

(保管物件一覧簿)

第6条の2 条例第13条の3第2項の規則で定める場所は、所轄の支庁又は県土整備事務所とする。

2 条例第13条の3第2項の規則で定める様式は、様式第6号の2のとおりとする。

(平17規則39・追加、平18規則17・一部改正)

【照会回答】 -

【条例】

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第13条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例28・追加)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手續)

第13条の5 知事は、法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約の方法により売却することができる。

(平17条例28・追加)

【施行規則】 —

【照会回答】 —

【条例】

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第13条の6 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 7日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 6月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間
(平17条例28・追加)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第13条の7 知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例28・追加)

(受領書の様式)

第6条の3 条例第13条の7の規則で定める様式は、様式第6号の3のとおりとする。

(平17規則39・追加)

【照会回答】－

【条例】

(許可の取消し)

第14条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第8条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第13条第1項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(平17条例85・一部改正)

【施行規則】 -

【照会回答】 -

【条例】

(立入検査)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平17条例85・削除、平20条例25、平成20条例39・全改)

【施行規則】

(屋外広告物立入検査員証)

第6条の4 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、様式第6号の4のとおりとする。

(平21規則4・追加)

【照会回答】 ー

【条例】

(処分、手続等の効力の承継)

第16条 設置者等について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前の設置者等がした手続その他の行為は、新たに設置者等となった者がしたものとみなし、従前の設置者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに設置者等となった者に対してしたものとみなす。

【施行規則】 ー

【照会回答】

〔問1〕なぜ設置者等がした手続等を、新たな設置者がしたものとみなすのか。

〔答〕 広告物の設置者等について変更があった場合、従前行われた手続の効力が失われたのでは、法律関係の安定性が害されることや、行政の実効性が損なわれることが理由である。

広告物等の設置者等について「変更があった場合」とは、通常は、他人の権利に基づいて当該権利を取得するという承継取得により変更があったような場合が多いであろうが、それだけに限られず、時効取得等の原始取得があった場合や、不法占有者等権利を取得していないが権利者の支配を排除して当該広告物を事実上支配下において当該広告物を管理する者と言い得る者が現れたような場合も含まれる。

【条例】

(届出)

第17条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可を受けた者は、第11条の2第1項の規定により当該許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る設置者等に変更があったときは、新たに当該設置者等となった者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る設置者等がその氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(平9条例14・平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(設置等の届出)

第7条 条例第17条第1項の届出は、屋外広告物設置届(様式第7号)によりしなければならない。

2 条例第17条第2項の届出は、屋外広告物管理者設置届(様式第8号)によりしなければならない。

3 条例第17条第3項又は第4項の届出は、屋外広告物設置者等変更届(様式第9号)によりしなければならない。

(平9規則12・平17規則39・一部改正、平17規則137・旧第8条繰上・一部改正)

【照会回答】 —

【条例】

第4章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第18条 島根県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平17条例85・全改)

【施行規則】

(更新の登録の申請期限)

第8条 条例第18条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに、当該更新の登録を申請しなければならない。

(平17規則137・追加)

【照会回答】

〔問1〕屋外広告業者とは何か。

〔答〕 屋外広告業とは、広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを営業として行うことをいい、元請、下請を問わないが広告物の表示等の工事を請け負わない広告代理業は、これに該当しない。日広連実態調査によると次のような業種である。

1. 広告板
2. プラスティックサイン
3. ネオンサイン
4. 展示装飾
5. 塗装
6. 広告代理業
7. 店舗施工業
8. テント加工業
9. 交通広告

〔問2〕なぜ登録制を導入したのか。

〔答〕 次の趣旨から平成16年に屋外広告物法が改正され、屋外広告業について、都道府県が条例で定めるところにより登録制とすることができる規定が整備された。

- ・従来の届出制では、業者が違反を繰り返しても個々に命令や罰金支払いを受けるのみで、営業の続行が可能であった。
- ・屋外広告物行政を実効あらしめるためには、屋外広告物に対する施策（屋外広告物の直接規制や違反広告物対策等）と相まって、違反広告物が表示等されず良好な景観の形成に寄与する広告物が表示等される体制を構築するため、屋外広告活動の大半を担う屋外広告業者に対する施策を講じることが効果的である。
- ・近年、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、従来の届出制に代

えて、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことができるようにする等の屋外広告業の登録制度を導入することにより、良質な業者の育成と不良業者の排除を図る。

上記法改正を受け、他の都道府県・政令市・中核市でも導入が始まっており、全ての都道府県・政令市・中核市で導入される予定である。複数の都道府県にまたがって営業する業者も多く、実効性を挙げるためには他県との連携が必要である。また、県内の屋外広告業の業界団体からも、導入を要望する声があったことから、平成 18 年度から島根県では登録制を導入した。

【条例】

(登録の申請)

第18条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 島根県の区域内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にある場合においては、その商号又は名称、住所及びその代表者の氏名並びにその役員の名)
 - (5) 営業所ごとに選任される業務主任者(第20条第1項に規定する業務主任者をいう。第18条の4第1項第7号において同じ。)の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、申請者が第18条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平17条例85・追加、平23条例34・一部改正)

【施行規則】

(屋外広告業の登録)

第9条 条例第18条の2第1項の申請書は、様式第10号のとおりとする。

2 条例第18条の2第2項に規定する誓約書は、様式第11号のとおりとする。

3 条例第18条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第18条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(様式第12号)
- (2) 申請者が個人である場合にあつては、申請者(当該申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員))の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(様式第12号)並びに法定代理人が法人である場合にあつては当該法人の登記事項証明書
- (3) 業務主任者(条例第20条第1項に規定する業務主任者をいう。以下同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第20条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

4 前3項に規定する知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

(平17規則137・全改、平24規則45・一部改正)

【照会回答】 -

【条例】

(登録の実施)

第18条の3 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(平17条例85・追加)

【施行規則】 -

【照会回答】 -

【条例】

(登録の拒否)

第18条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第18条の2第1項の申請書若しくは同条第2項に規定する添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第21条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第18条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第21条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第21条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(平17条例85・追加、平23条例34・一部改正)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

(登録事項の変更の届出)

第18条の5 屋外広告業者は、第18条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、その届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第18条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(平17条例85・追加)

【施行規則】

(変更の届出)

第10条 条例第18条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届(様式第12号の2)によりしなければならない。

2 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 条例第18条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 法人である場合にあっては登記事項証明書、個人である場合にあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面

(2) 条例第18条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(3) 条例第18条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 前条第2項の誓約書及び同条第3項第1号に掲げる書類

(4) 条例第18条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第2項の誓約書及び同条第3項第2号に掲げる書類(法定代理人に関するものに限る。)

(5) 条例第18条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第3項第3号に掲げる書類

(平17規則137・追加)

【照会回答】 -

【条例】

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第18条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(平17条例85・追加)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

(廃業等の届出)

第18条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 島根県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(平17条例85・追加)

【施行規則】

(廃業等の届出)

第11条 条例第18条の7第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(様式第12号の3)によりしなければならない。

(平17規則137・追加)

【照会回答】 -

【条例】

(登録の抹消)

第18条の8 知事は、第18条第3項の更新の登録をしなかったとき、前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第21条の2第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(平17条例85・追加)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

(講習会の開催)

第19条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

(平9条例14・平17条例28・一部改正)

【施行規則】

(講習会の開催等)

第12条 知事は、条例第19条に規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催するときは、その期日、場所その他講習会に関し必要な事項を公告するものとする。

2 講習会を受講しようとする者は、講習会受講願書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、講習会を受講した者に対し、講習会修了証(様式第14号)を交付するものとする。

4 知事は、講習会修了者台帳(様式第15号)を備えておくものとする。

(平17規則137・旧第10条繰下)

【照会回答】

〔問1〕講習会はどのような科目について行うのか。

- 〔答〕
- 1.屋外広告物に関する法令(屋外広告物法、建築基準法、道路法など)
 - 2.屋外広告物の表示の方法に関する事項(広告物の意匠色彩及び形状等)
 - 3.屋外広告物の施工に関する事項(材、構造、設置方法等)

【条例】

(業務主任者の選任)

第20条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イの国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市又は同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- (5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第20条の3に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(平17条例85・全改、平20条例25・一部改正)

【施行規則】

(業務主任者の資格の認定)

第13条 条例第20条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を提出した者について条例第20条第1項第5号の規定による認定をしたときは、当該者に対して業務主任者資格認定書(様式第17号)を交付するものとする。

(平9規則12・平13規則63・一部改正、平17規則137・旧第11条繰下・一部改正)

【照会回答】 ー

【条例】

(標識の掲示)

第20条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平17条例85・追加)

【施行規則】

(標識の掲示)

第14条 条例第20条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第20条の2の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第18号のとおりとする。

(平17規則137・追加)

【照会回答】 —

【条例】

(帳簿の備付け等)

第20条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(平17条例85・追加)

【施行規則】－

(帳簿の記載事項等)

第15条 条例第20条の3の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第20条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、様式第19号のとおりとする。

3 前項の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の日後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(平17規則137・追加)

【照会回答】－

【条例】

(屋外広告業を営む者に対する指導等)

第21条 知事は、島根県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(平17条例28・平17条例85・一部改正)

【施行規則】－

【照会回答】－

〔問1〕屋外広告業者にどのような指導を行うのか。

〔答〕 個別の指導に加えて、屋外広告業者が組織する地域的団体の育成を図るとともに、その団体が屋外広告物の表示方法、施工技術等の改善、広告倫理の高揚等を図り、屋外広告業者の質的向上を図るため指導していきたい。

また、一方で、屋外広告業者への情報提供に努め、訪問点検時には、意見を聞き、より良い屋外広告物行政を目指していきたい。

【条例】

(登録の取消し等)

第21条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第18条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第18条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第18条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(平17条例85・追加)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

(監督処分簿の備付け等)

第21条の3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(平17条例85・追加)

【施行規則】

(監督処分簿)

第16条 条例第21条の3第1項の規則で定める閲覧所は、島根県土木部都市計画課とする。

2 条例第21条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに登録番号

(2) 処分の根拠となる条例の条項

(3) 処分の原因となった事実

(4) その他参考となる事項

(平17規則137・追加)

【照会回答】 ー

【条例】

(報告の徴収及び立入検査)

第21条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、島根県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し報告を求め、又はその職員に営業所その他の営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平17条例85・追加、平20条例39・一部改正)

【施行規則】

(屋外広告業立入検査員証)

第17条 条例第21条の4第2項の身分を示す証明書は、様式第20号のとおりとする。

(平17規則137・追加、平21規則4・一部改正)

【照会回答】 ー

【条例】

第5章 雑則

(手数料)

第22条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第18条第1項の規定により登録を受けようとする者 申請1件につき10,000円
- (2) 第18条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 申請1件につき10,000円
- (3) 第19条の講習会を受けようとする者 1件につき3,970円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(平17条例85・全改、平26条例1・一部改正)

【施行規則】 -

【照会回答】 -

【条例】

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第23条 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、松江市が処理することとする。

2 松江市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(平20条例39・追加)

【施行規則】 -

【照会回答】 -

【条例】

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例39・旧第23条繰下)

【施行規則】

(経由)

第18条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄の支庁長又は県土整備事務所長を経由することができる。

(昭52規則32・昭53規則18・平9規則3・平11規則48・平12規則13・平16規則23・平17規則39・一部改正、平17規則137・旧第12条繰下、平18規則17・一部改正)

【照会回答】－

【条例】

第6章 罰則

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第18条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第21条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者
(平17条例85・追加、平20条例39・旧第24条繰下)

【施行規則】－

【照会回答】－

【条例】

第26条 第13条第2項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(平4条例11・一部改正、平17条例85・旧第24条繰下・一部改正、平20条例39・旧第25条繰下)

【施行規則】－

【照会回答】－

【条例】

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条から第4条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第12条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (4) 第13条第1項の規定による知事の命令に違反した者
- (5) 第18条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第20条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
(平4条例11・平17条例28・一部改正、平17条例85・旧第25条繰下・一部改正、平20条例39・旧第26条繰下)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第21条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平17条例85・追加、平20条例39・一部改正、平20条例39・旧第27条繰下)

【施行規則】－

【照会回答】－

【条例】

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第25条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

(平4条例11・旧第26条繰下・一部改正、平17条例85・旧第27条繰下・一部改正、平20条例39・旧第28条繰下)

【施行規則】 ー

【照会回答】 ー

【条例】

(過料)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第18条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第20条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第20条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(平17条例85・追加、平20条例39・旧第29条繰下)

【施行規則】－

【照会回答】－

【条例】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年5月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の島根県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第18条及び第20条の規定は、昭和49年7月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 新条例施行の際この条例による改正前の島根県屋外広告物条例の規定によりすでになされた許可その他の行為及び現になされている許可その他の行為の手続は、それぞれ新条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
 - 3 新条例第18条の規定の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者については、同条施行の日から90日間は、同条第1項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。
 - 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (島根県附属機関設置条例の一部改正)
- 5 島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和50年条例第44号)

この条例は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則(平成4年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第17号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定のうち温泉津町に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、改正法附則第3条の規定が適用される間は、第1条の規定による改正前の島根県屋外広告物条例第2条第1号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「都市計画法」とあるのは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の都市計画法」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物については、改正法附則第4条の規定が適用される間は、第2条の規定による改正前の島根県建築基準法施行条例第10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成8年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項第3号、第20条第1項第1号及び別表第1の改正規定は公布の日から、第6条の改正規定(「認められた日から1年間」を「定められ、又は指定された日から5年を超えない範囲内で規則で定める期間」に改める部分に限る。次項において同じ。)及び第7条第2項の改正規定並びに次項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の島根県屋外広告物条例第6条に規定する広告物等に該当しているものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県屋外広告物条例の規定により許可を受けて広告物等を表示し、又は設置している者については、当該許可を受けている期間に限り、この条例による改正後の島根県屋外広告物条例第11条の2第1項の規定は、適用しない。

附 則(平成12年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年条例第74号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、自然公園法の一部を改正する法律(平成14年法律第29号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成15年4月1日)

附 則(平成16年条例第4号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第29号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 平成16年10月1日

アからケまで 略

コ 第24条の規定(次号ス及び第4号シに掲げる改正規定を除く。)

(2) 次に掲げる規定 平成16年11月1日

アからシまで 略

ス 第24条中島根県屋外広告物条例別表第1大原郡の項及び飯石郡の項の改正規定

(3) 略

(4) 次に掲げる規定 平成17年3月31日

アからサまで 略

シ 第24条中島根県屋外広告物条例別表第1八東郡の項の改正規定

附 則(平成16年条例第70号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年条例第28号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、景観法(平成16年法律第110号)附則ただし書に規定する日から施行する。

(規定する日＝平成17年6月1日)

附 則(平成17年条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第18条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月を経過する日までの間(この期間内にこの条例による改正後の島根県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第18条の4第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例第18条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第20条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

5 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第64号で平成21年4月1日から施行)

附 則 (平成23年条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(平成23年政令第395号で平成24年4月1日から施行)

附 則 (平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【施行規則】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年5月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則第9条及び第11条の規定は、昭和49年7月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則施行の際この規則による改正前の島根県屋外広告物条例施行規則の規定によりすでになされた届出その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた届出その他の行為とみなす。

(行政権限委任規則の一部改正)

- 3 行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(島根県行政組織規則の一部改正)

- 4 島根県行政組織規則(昭和38年島根県規則第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(島根県収入証紙条例施行規則の一部改正)

- 5 島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(島根県事務決裁規則の一部改正)

6 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和52年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則別表第2の規定は、この規則施行の際現に許可を受けているものについては、当該許可の期間満了の日までは、適用しない。

附 則(平成9年規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定及び同条の次に次の3条を加える改正規定(第3条の4に係る部分を除く。)は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の際現に許可を受けて表示又は設置している広告物等については、当該許可の期間が満了する日までは、適用しない。

附 則(平成11年規則第48号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第13号)抄

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第63号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に屋外広告士の資格を付与された者は、この規則による改正後の屋外広告士とみなす。

附 則(平成14年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第23号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第39号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第137号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年島根県規則第113号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年規則第17号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の島根県屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号。以下「条例」という。)第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置する広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)について適用し、同日前に条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置された広告物等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に条例第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けて表示又は設置された広告物等で施行日以後に条例第8条第1項の規定による許可を受けて変更又は改造するものについては、改正後の規則の規定を適用する。

附 則(平成20年規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第45号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。